

安芸高田市地域防災計画

2026年1月

安芸高田市防災会議

目次

第1章 総 則	17
第1節 防災計画作成の目的	18
1 計画の目的	18
第2節 基本方針	19
第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	20
1 基本理念	20
2 基本原則	20
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	22
1 県	22
2 県警察	22
3 安芸高田市	22
4 指定地方行政機関	23
5 自衛隊（陸上自衛隊第13旅団）	26
6 指定公共機関	26
7 指定地方公共機関	28
8 防災上重要な施設の管理者	28
第5節 安芸高田市の自然的条件	30
1 地勢	30
2 地質	30
3 気候	30
第2章 災害予防計画	31
第1節 基本方針	32
第2節 県土の保全等に関する計画	33
1 目的	33
2 現況及び対策	33
第2節の2 防災施設・設備の新設又は改良計画	37
1 目的	37
2 実施責任者	37
3 実施事項	37
4 実施方法	37
第3節 防災都市づくりに関する計画	38
1 方針	38
2 防災上重要な公共施設の整備	38

3 住宅、建築物等の安全性の確保	39
4 ライフラインの整備	41
5 防災性の高い都市構造の形成	42
第4節 住民の防災活動の促進に関する計画	45
1 方針	45
2 防災教育	45
3 防災訓練	49
4 消防団への入団促進	50
5 地区防災計画の策定等	50
6 自主防災組織の育成、指導	51
7 ボランティア活動の環境整備	52
8 企業防災の促進	53
9 市民運動の推進	54
第5節 調査、研究に関する計画	55
1 目的	55
2 実施責任者	55
3 実施事項	55
4 実施方法	55
5 地震被害想定調査及び災害危険度判定調査	55
第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	56
1 方針	56
2 災害発生直前の応急対策への備え	56
3 災害発生直後の応急対策への備え	57
4 災害派遣、広域的な応援体制への備え	59
5 救助・救急、医療、消火活動への備え	60
6 緊急輸送活動への備え	61
7 避難の受入れ・情報提供活動への備え	61
8 救援物資の調達・供給活動への備え	63
9 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結	64
10 建設業等の担い手の確保・育成	64
11 空家状況の把握	64
12 男女共同参画センター等との連携	65
13 文教関係	65
14 罹災証明書の発行体制の整備	66

15 上下水道施設の対策	66
第6節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画	68
1 目的	68
2 洪水浸水想定区域等の指定	68
3 ハザードマップの作成	69
4 避難計画の作成等	69
5 住民への周知等	73
6 指定避難所等の整備	73
7 孤立集落に関する対策	75
8 動物愛護管理に関する計画	75
第6節の3 危険物等災害予防計画	76
1 方針	76
2 実施責任者	76
3 実施内容	76
第6節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	79
1 目的	79
2 実施責任者	79
3 災害対策資機材等の対象	79
4 実施方法	79
5 備蓄及び調達体制の確立	80
第7節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	83
1 方針	83
2 要配慮者に配慮した環境整備	83
3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策	83
4 在宅の避難行動要支援者対策	84
5 要配慮者への啓発・防災訓練	86
6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制	86
第8節 広域避難の受入に関する計画	88
1 方針	88
2 被災住民の受入	88
3 被災住民の受入れが不要となった場合	88
4 県の支援	88
第3章の1 災害応急対策計画（基本編）	89
第1節 基本方針	90

第2節 組織、動員計画	91
1 目的	91
2 災害応急組織の基本原則	91
3 災害対策本部	91
4 配備	96
5 動員	112
第2節の2 労働力確保計画	113
1 目的	113
2 実施責任者	113
3 実施方法	113
第3節 気象警報等の伝達に関する計画	114
1 目的	114
2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達	114
3 水防警報の伝達	125
4 水位等の通報	126
5 火災予防上の気象通報	127
第4節 住民等の避難誘導に関する計画	128
1 目的	128
2 避難の指示等	128
3 避難の誘導	133
第5節 災害情報計画	135
1 目的	135
2 情報の収集伝達手段	135
3 災害情報の収集伝達	135
4 災害発生及び被害状況報告・通報	137
5 被害状況等の収集・とりまとめ	141
第6節 通信運用計画	148
1 災害時の通信連絡の確保	148
第7節 ヘリコプターによる災害応急対策計画	150
1 目的	150
2 活動体制	150
3 活動内容	150
4 活動拠点の確保	150
5 支援要請	151

6 臨時ヘリポートの設定	152
第8節 自衛隊災害派遣要請計画	154
1 目的	154
2 災害派遣要請の基準	154
3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲	154
4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	154
5 災害派遣要請の手続	154
6 災害派遣部隊の受入れ	156
7 派遣に要する経費の負担	156
8 災害派遣部隊の撤収要請	156
第9節 受援計画	158
1 方針	158
2 実施内容	158
第10節 防災拠点に関する計画	160
1 道の駅「三矢の里あきたかた」	160
第11節 救出計画	161
1 目的	161
2 陸上災害救難	161
3 慣事ストレス対策	162
4 部隊間の活動調整	162
5 活動時における感染症対策	162
第12節 医療救護・助産計画	163
1 趣旨	163
2 災害時における実施責任者及び実施内容	163
3 医療救護	163
4 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請	165
5 公衆衛生活動	165
6 慣事ストレス対策	165
7 助産	165
8 部隊間の活動調整	166
第13節 消防計画	167
1 目的	167
2 実施責任者	167
3 実施方法	167

4 相互応援協力体制の整備	167
5 惨事ストレス対策	167
6 部隊間の活動調整	167
第14節 水防計画	168
1 目的	168
2 実施責任者	168
3 実施方法	168
4 災害対策本部との関係	168
第15節 危険物等災害応急対策計画	169
1 目的	169
2 危険物等災害応急対策	169
3 高圧ガス応急対策	169
4 火薬類災害応急対策	170
5 毒物劇物災害応急対策	170
第16節 災害警備計画	171
1 目的	171
2 県警察の災害警備対策	171
第17節 交通、輸送応急対策計画	172
1 目的	172
2 交通秩序応急対策	172
3 応急輸送対策	174
第18節 避難対策計画	175
1 趣旨	175
2 避難所等の開設等	175
3 指定避難所の管理運営	176
5 広域的避難	178
6 自主避難	178
第19節 災害広報・被災者相談計画	179
1 目的	179
2 広報活動	179
3 被災者相談活動	180
4 安否情報の提供等	181
第20節 住宅応急対策	182
1 趣旨	182

2 実施する応急対策の内容	182
3 実施責任者	182
4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ	182
5 住宅の応急修理	183
6 公営住宅の提供	184
7 被災建築物応急危険度判定	184
8 被災宅地危険度判定	186
9 被災建築物に対する指導、相談	187
第21節 食料供給計画	188
1 趣旨	188
2 実施責任者及び実施内容	188
3 実施方法	188
4 食料供給の適用範囲及び期間	188
5 用途及び経費	189
第22節 給水計画	190
1 趣旨	190
2 実施責任者	190
3 供給基準	190
4 飲料水等供給方法	190
第23節 生活必需品等供給計画	192
1 趣旨	192
2 実施責任者	192
3 実施基準	192
4 生活必需品等の範囲	192
5 実施方法	192
第24節 救援物資の調達及び配送計画	193
1 方針	193
2 物資の調達及び受入体制	193
3 物資の輸送	193
第25節 防疫計画	195
1 目的	195
2 防疫	195
第26節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画	197
1 方針	197

2 遺体の搜索	197
3 遺体の取扱い	197
4 遺体の埋火葬	197
第 27 節 公共施設等災害応急復旧計画	199
1 方針	199
2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	199
3 交通施設の応急復旧活動	199
4 治水施設等の応急復旧活動	199
5 治山施設等の応急復旧活動	199
6 その他公共、公益施設の応急復旧活動	199
7 住民への広報活動	199
第 28 節 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画	200
1 目的	200
2 電力施設災害応急対策	200
3 ガス施設災害応急対策	200
4 水道施設災害応急対策	201
5 下水道施設災害応急対策	201
第 29 節 その他施設災害応急対策計画	203
1 目的	203
2 防災重点ため池対策	203
3 空家対策	203
第 30 節 廃棄物処理計画	204
1 方針	204
2 災害廃棄物処理計画	204
3 実施主体等	204
4 災害廃棄物の処理	204
5 災害廃棄物処理実行計画の作成	205
第 31 節 有害物質等による環境汚染防止計画	206
1 目的	206
2 実施方法	206
3 環境汚染防止の推進等	206
第 32 節 ボランティアの受入等に関する計画	207
1 方針	207
2 ボランティアの受入れ	207

3 専門ボランティアの受入れ等	209
4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	209
5 災害情報等の提供	209
6 ボランティアとの連携・協働	209
7 ボランティア保険制度	209
第33節 文教・保育計画	210
1 目的	210
2 避難対策	210
3 生徒等への相談活動	210
4 応急教育対策	210
5 応急保育対策	213
6 学校等が地域の避難所となる場合の対策	213
7 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策	214
8 文化財に対する対策	214
第34節 災害救助法適用計画	215
1 目的	215
2 災害救助組織	215
3 災害救助法適用	215
第35節 航空機事故による災害応急対策計画	220
1 目的	220
2 情報の伝達	220
3 実施責任者及び実施内容	220
4 応援協力	220
第36節 事前措置に関する計画	221
1 方針	221
2 実施責任者	221
3 実施内容	221
第37節 応急公用負担計画	222
1 方針	222
2 実施責任者	222
3 実施内容	222
4 実施方法	223
第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）	224
第1節 配備動員計画	225

1 方針	225
2 配備動員体制	225
第2節 地震に関する情報等の伝達に関する計画	234
1 方針	234
2 地震に関する情報の種類と内容	234
第3節 住民等の避難誘導に関する計画	237
1 方針	237
2 避難の指示等	237
3 避難の誘導	239
第4節 災害情報計画	240
1 方針	240
2 情報の収集伝達手段	240
3 情報の収集伝達経路	240
4 地震災害発生及び被害状況報告・通報	243
気象庁震度階級関連解説表	248
●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況	249
●木造建物（住宅）の状況	250
●鉄筋コンクリート造建物の状況	250
●地盤・斜面等の状況	251
●ライフライン・インフラ等への影響	251
●大規模構造物への影響	251
第5節 通信運用計画	257
1 方針	257
2 広島県総合行政通信網の活用	257
3 公衆電気通信設備の優先利用	257
4 専用電話、有線電気通信設備の利用	258
5 有線通信等が途絶した場合における代替措置	258
5 通信施設の応急対策	259
6 通信施設の機能確認及び運用訓練	259
7 通信機器の供給の確保	259
8 通信設備の電源の確保	259
第6節 ヘリコプターによる災害応急対策計画	260
1 目的	260
2 活動体制	260

3 活動内容	260
4 活動拠点の確保	260
5 支援要請	261
6 臨時ヘリポートの設定	262
第7節 自衛隊災害派遣要請計画	264
1 目的	264
2 災害派遣要請の基準	264
3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲	264
4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	264
5 災害派遣要請の手続	264
6 災害派遣部隊の受入れ	266
7 派遣に要する経費の負担	266
8 災害派遣部隊の撤収要請	266
第8節 相互応援協力計画	268
1 方針	268
2 実施内容	268
第9節 救出計画	270
1 方針	270
2 被災者の救出	270
3 自主防災組織、事業所等	270
第10節 医療、救護計画	271
1 趣旨	271
2 災害時における実施責任者及び実施内容	271
3 医療救護	271
5 公衆衛生活動	273
6 医薬品・医療資機材(以下「医薬品等」という。)の確保	273
7 救急搬送の実施	274
8 救護所設置の広報	274
9 慘事ストレス対策	274
10 助産	274
11 部隊間の活動調整	274
第11節 消防計画	275
1 方針	275
2 消防活動体制の整備	275

3 消防活動	275
4 事業所等（研究室、実験室を含む。）の活動	276
5 相互応援協力体制	276
6 惨事ストレス対策	277
7 部隊間の活動調整	277
第12節 水防計画	278
1 方針	278
2 応急対策	278
3 水防活動の応援要請	278
第13節 危険物等災害応急対策計画	279
1 方針	279
2 危険物災害応急対策	279
3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策	279
4 毒物劇物災害応急対策	280
第14節 警備、交通規制、交通確保計画	281
1 方針	281
2 警備対策	281
3 交通規制・交通確保対策	281
第15節 輸送計画	284
1 方針	284
2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲	284
3 輸送車両等の確保	284
第16節 避難対策計画	285
1 方針	285
2 指定避難所の管理運営	285
3 広域的避難	287
4 県への報告	287
5 避難行動要支援者の避難等	287
6 帰宅困難者対策	288
第17節 広報・被災者相談計画	289
1 方針	289
2 広報活動	289
3 被災者相談活動	290
4 安否情報の提供	291

第 18 節 住宅応急対策計画	292
1 方針	292
2 実施する応急対策の内容	292
3 実施責任者	292
4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ	292
5 住宅の応急修理	293
6 公営住宅の提供	294
7 被災建築物応急危険度判定	294
8 被災宅地危険度判定	296
第 19 節 食料供給計画	298
1 方針	298
2 実施責任者及び実施内容	298
3 実施方法	298
4 食料供給の適用範囲及び期間	298
5 用途及び経費	298
第 20 節 給水計画	300
1 方針	300
2 事前対策	300
3 実施責任者	300
4 給水の基準	300
5 実施方法	301
第 21 節 生活必需品等供給計画	302
1 方針	302
2 実施責任者	302
3 実施基準	302
4 実施方法	302
第 22 節 救援物資の調達及び配送計画	303
1 方針	303
2 物資の調達及び受入体制	303
3 物資の輸送	303
第 23 節 防疫計画	305
1 方針	305
2 防疫	305
第 24 節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画	307

1 方針	307
2 遺体の搜索	307
3 遺体の取扱い	307
4 遺体の埋火葬	307
第 25 節 公共施設等災害応急復旧計画	309
1 方針	309
2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	309
3 交通施設の応急復旧活動	309
4 治水施設等の応急復旧活動	309
5 治山施設等の応急復旧活動	309
6 その他公共・公益施設の応急復旧活動	309
7 住民への広報活動	310
第 26 節 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画	311
1 方針	311
2 電力施設の応急対策	311
3 ガス施設の応急対策	311
4 水道施設の応急対策	313
5 下水道施設の応急対策	313
第 27 節 その他施設災害応急対策計画	315
1 目的	315
2 防災重点ため池対策	315
3 空家対策	315
第 28 節 廃棄物処理計画	316
1 方針	316
2 災害廃棄物処理計画	316
3 実施主体等	316
4 災害廃棄物の処理	316
5 災害廃棄物処理実行計画の作成	317
第 29 節 有害物質等による環境汚染防止計画	318
1 目的	318
2 実施方法	318
3 環境汚染防止の推進等	318
第 30 節 ボランティアの受入等に関する計画	319
1 目的	319

2 ボランティアの受入れ	319
3 専門ボランティアの受入れ等	321
4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	321
5 災害情報等の提供	321
6 ボランティアとの連携・協働	321
7 市町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制	321
8 ボランティア保険制度	321
第31節 文教・保育計画	322
1 方針	322
2 避難対策	322
3 生徒等への相談活動	322
4 応急教育対策	323
5 応急保育対策	325
6 学校等が地域の避難所となる場合の対策	325
7 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策	326
8 文化財に対する対策	326
第32節 災害救助法適用計画	327
1 目的	327
2 災害救助法の適用	327
第4章 災害復旧計画	332
第1節 目的	333
第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	334
1 方針	334
2 各種調査の住民への周知	334
3 罹災証明書の交付	334
4 被災者台帳の整備	338
5 各種支援措置等（制度の概要等は附属資料へ掲載）	338
6 市内諸団体の資金の充実	339
第3節 被災者の生活確保に関する計画	340
1 方針	340
2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	340
3 被災者等に対する生活相談	340
第4節 施設災害復旧計画	341
1 基本方針	341

2 復旧計画	341
第5節 激甚災害の指定に関する計画	342
1 基本方針	342
2 激甚災害に関する調査	342
第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画	343
1 方針	343
2 義援金の受入れ及び配分	343
3 救援物資の受入れ及び配分	343
第7節 災害復興計画（防災まちづくり）	345
1 方針	345
2 被災地における市街地の復興	345
3 学校施設の復興	345
卷 末 資 料	346
○安芸高田市防災会議条例	347
○安芸高田市防災会議条例施行規則	349
○安芸高田市防災会議委員を指名する訓令	351
○安芸高田市防災会議	352

第1章 總 則

第1節 防災計画作成の目的

1 計画の目的

この計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づいて、住民の身体及び財産を災害から保護し、市域の保全を図るため、本市の地域に係る防災に係る県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに住民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「安芸高田市水防計画」とも十分な調整を図る。
- 2 この計画は、近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

1 基本理念

- (1)本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2)災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3)最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (4)災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5)被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。
- (6)新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7)発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例によるほか、次の一般原則に従う。

- (1)市は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、本市の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、本市の地域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- (2)公共的団体その他の公共的活動をするすべての団体は、法人か否かを問わず、自発的な防災組織の充実を図り、防災に寄与するよう努める。

- (3) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては、自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (4) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。
- また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- (5) 安芸高田市防災会議(以下「防災会議」という。)は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもって的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。
- また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。
- (6) 住民は、平常時から防災意識のかん養に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。
- (7) 住民は、「命を守るための行動」として自主避難に努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1 県

- (1)津波警報等の伝達
- (2)災害情報の収集及び伝達
- (3)被害調査
- (4)災害広報
- (5)被災者の救出、救助等の措置
- (6)被災施設の応急復旧
- (7)災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (8)被災児童、生徒等に対する応急教育
- (9)防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (10)災害時におけるボランティア活動の支援
- (11)被災建築物応急危険度判定
- (12)被災宅地危険度判定
- (13)広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

2 県警察

- (1)災害情報の収集及び伝達
- (2)被害実態の把握
- (3)被災者の救出、救助等の措置
- (4)避難路及び緊急交通路の確保
- (5)交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6)行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7)危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- (8)不法事案の予防及び取締り
- (9)被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10)広報活動
- (11)関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

3 安芸高田市

- (1)災害情報の収集及び伝達
- (2)被害調査
- (3)災害広報
- (4)避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5)被災者の救出、救助等の措置

- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 市内における公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定
- (13) 被災宅地危険度判定
- (14) 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報
- (15) 安芸高田市防災会議に関する事務

4 指定地方行政機関

(1) 中国四国管区警察局

- ア 管区内各県警察の指導、調整及び広域緊急援助隊等の応援派遣に関する調整
- イ 他管区警察局との連携
- ウ 関係機関との協力
- エ 情報の収集及び連絡
- オ 警察通信の運用
- カ 津波警報等の伝達

(2) 中国四国防衛局

- ア 米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡すること。
- イ 災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整

(3) 中国総合通信局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- イ 電波の監理及び電気通信の確保
- ウ 災害時における非常通信の運用監督
- エ 非常通信協議会の指導育成
- オ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請

(4) 中国財務局

- ア 被災復旧事業費の査定への立会
- イ 地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
- ウ 国有財産の無償貸付等
- エ 金融機関に対する金融上の措置の要請

(5) 中国四国厚生局

国立病院機構等関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）

(6) 広島労働局

ア 工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督

イ 労働者の業務上の災害補償保険に関する業務

(7) 中国四国農政局

ア 農業関係被害の調査、報告、情報の収集

イ 農地保全施設又は農業水利施設の防災管理

ウ 災害時における生鮮食料品等の供給対策

エ 災害時における家畜の管理、飼料供給の対策及び指導

オ 土地改良機械の緊急貸付

カ 被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣

(8) 近畿中国森林管理局

ア 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理

イ 災害応急対策用木材の供給

(9) 中国経済産業局

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達

イ 電気、ガスの供給の確保に必要な指導

ウ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の円滑な供給を確保するため必要な指導

エ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置

(10) 中国四国産業保安監督部

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達

イ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導

ウ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督、指導

(11) 中国地方整備局

ア 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧

イ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供

ウ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言

エ 災害に関する情報の収集及び伝達

オ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達

カ 災害時における交通確保

キ 海洋の汚染の防除

ク 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施

(12) 中国運輸局

ア 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達

イ 運送等の安全確保に関する指導監督

ウ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整

エ 緊急輸送に関する要請及び支援

(13) 広島空港事務所

ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置

イ 遭難航空機の捜索及び救難

ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

(14) 広島地方気象台

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びに、その成果の収集及び発表

イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・援助

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

カ 緊急地震速報の利用周知・広報

(15) 第六管区海上保安本部

ア 警報等の伝達

イ 情報の収集及び情報連絡

ウ 海難救助等

エ 緊急輸送

オ 物資の無償貸付又は譲与

カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

キ 流出油等の防除

ク 海上交通安全の確保

ケ 警戒区域の設定

コ 治安の維持

サ 危険物の保安措置

(16) 中国四国地方環境事務所

ア 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達

イ 家庭動物の保護等に係る支援

ウ 災害時における環境省本省との連絡調整

(17) 中国地方測量部

- ア 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
- イ 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力
- ウ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

5 自衛隊（陸上自衛隊第13旅団）

(1) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

6 指定公共機関

(1) 国立病院機構

- 災害時における医療、助産等救護活動の実施

(2) 日本郵便株式会社中国支社

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除
- オ 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保

(3) 日本銀行広島支店

- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- イ 資金決算の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報

(4) 日本赤十字社広島県支部

- ア 災害時における医療、助産等救護の実施
- イ 避難所奉仕及び義援金の募集、配分
- ウ 日赤関係医療施設の保全

(5) 日本放送協会広島放送局

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
- イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送

エ 放送施設の保守

オ 義援金の募集、配分

(6) 西日本高速道路株式会社中国支社

ア 管理道路の防災管理

イ 被災道路の復旧

(7) 本州四国連絡高速道路株式会社

ア 管理道路の防災管理

イ 被災道路の復旧

(8) 西日本旅客鉄道株式会社

ア 鉄道施設の防災管理

イ 災害時における旅客の安全確保

ウ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力

エ 被災鉄道施設の復旧

(9) 日本貨物鉄道株式会社

災害時における救助物資の緊急輸送の協力

(10) 西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT コム」という。)、株式会社 NTT ドコモ中国支社(以下「NTT ドコモ中国支社」という。)

ア 公衆電気通信設備の整備と防災管理

イ 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達

ウ 被災公衆電気通信設備の復旧

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の提供

オ 「災害用伝言板サービス」の提供

(11) 日本通運株式会社

広島支店災害時における救援物資の緊急輸送の協力

(12) 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社

ア 電力施設の防災管理

イ 災害時における電力供給の確保

ウ 被災施設の応急対策及び応急復旧

(13) KDDI 株式会社中国総支社

ア 電気通信設備の整備及び防災管理

イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施

ウ 被災電気通信設備の災害復旧

(14) ソフトバンク株式会社

- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
- イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
- ウ 被災電気通信設備の災害復旧

(15) 楽天モバイル株式会社

- ア 電気通信設備の整備及び防災管理
- イ 電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
- ウ 被災電気通信設備の災害復旧

7 指定地方公共機関

(1) ガス供給事業者

- ア ガス施設の防災管理
- イ 災害時におけるガスの供給の確保
- ウ 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧

(2) 旅客、貨物運送業者

- ア 災害時における旅客の安全確保
- イ 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
- ウ 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧

(3) 民間放送機関

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道
- イ 県民に対する防災知識の普及に関する報道
- ウ 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- エ 放送施設の保守

(4) 安芸高田市医師会

災害時における医療救護活動の実施

(5) 広島県厚生農業協同組合連合会(吉田総合病院)

安芸高田市医師会に準ずる。

8 防災上重要な施設の管理者

(1) 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設に出入りしている患者、観客、宿泊者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施

(2) 安芸高田市歯科医師会

- ア 災害時における医療等救護の実施
- イ 負傷者の受入れ並びに看護

(3) 安芸高田市薬剤師会

医薬品等の備蓄及び調達体制の確立

(4) ひろしま農業協同組合

- ア 共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施
- イ 農林水産関係の市、県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- ウ 被災農林業者に対する融資及びそのあつ旋
- エ 被災農林業者に対する生産資材の確保及びそのあつ旋

(5) 社会福祉協議会

- ア 市、県の実施する応急対策、生活再建等に対する協力
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分

(6) 商工会

- ア 災害時における物価安定についての協力
- イ 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力

(7) 安芸北森林組合

- ア 災害応急対策及び災害復旧の実施
- イ 農林水産関係の市、県の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- ウ 被災農林業者に対する生産資材の確保及びそのあつ旋

(8) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 被災施設の応急対策
- ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- エ 災害復旧対策及び災害復旧への協力

(9) 社会福祉施設等の管理者

- ア 施設の防災管理
- イ 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策

第5節 安芸高田市の自然的条件

1 地勢

本市は、広島県の中北部に位置し、急峻な山岳はみられないが、鷹ノ巣山、大土山、犬伏山等大小様々な山に囲まれ、市域面積の約8割を山林が占めている。

その山間を縫って中央部を江の川が貫流し、中北部は多治比川、生田川、本村川が東流してそれぞれ江の川に注ぎ、南部は三篠川が西流して太田川に合流している。

これらの河川に沿って帯状に平坦な小盆地が形成されているほか、比較的起伏の緩やかな丘陵が点在し、農地や宅地として利用されている。

こうした地勢は、穏やかな田園的景観を形成している反面、平坦地では洪水、山地部では土砂災害による災害発生の危険性を内在している。

また、水系は、江の川水系と太田川水系からなり、市域の南部が分水嶺となっており、江の川については、洪水調節及び下流沿川の農地かんがい用水の供給、さらには水資源の広域的な利用を図るため、広島市及び呉市等に都市用水供給、合わせて発電を行う多目的ダムである土師ダムが設置されている。

2 地質

本市の地質は、主として北部は花崗岩及び花崗斑岩、中南部は流紋岩、凝灰岩及び石英斑岩からなり、土性は、砂質又は粘土質で、砂質土壤については、雨水の貯留作用が乏しく、多雨に際して洪水を起こしやすい条件を有している。

3 気候

本市の気候は、北部は豪雪地帯、南部は積雪寒冷单作地帯に属し、年間の平均気温は13～14°C、年間降水量は平均1,400mm程度で、瀬戸内海の沿岸部に比べると、冬季の気温が低く、夏季は比較的冷涼で寒暖の差が大きい中国山地内陸性の特性を有している。

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（指定行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 県土の保全等に関する事項
- 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 防災都市づくりに関する事項
- 4 住民の防災活動の促進に関する事項
- 5 調査、研究に関する事項
- 6 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する事項
- 7 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 8 危険物等災害予防計画
- 9 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 10 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する事項
- 11 災害救助基金に関する事項
- 12 広域避難の受入に関する事項

第2節 県土の保全等に関する計画

1 目的

この計画は、災害に強い県土を形成するとともに、建築物等への対策を進めることにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組むことを目的とする。

なお、大規模自然災害（複合災害を含む）に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか広島県強靭化地域計画の定めるところによる。

2 現況及び対策

(1) 治山

ア 実施責任者

市、県、近畿中国森林管理局

イ 現況

本市は、広島県の中北部に位置し、急峻な山岳はみられないが、鷹ノ巣山、大土山、犬伏山等大小様々な山に囲まれ、市域面積の約8割を山林が占めている。

相次ぐ集中豪雨や台風災害等により、森林の荒廃が進んでおり、災害の恐れのある「山地災害危険地区」が数多く存在している。

ウ 対策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、県に対して山地災害危険地区対策や荒廃森林整備等の計画的な実施を要請する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備等の対策を推進する。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

(2) 河川

ア 実施責任者

市、県、中国地方整備局、ダム管理者

イ 現況

本市においては、各河川管理者により河川整備等が進められているが、未改修河川も多く、洪水により人命や財産に大きな被害を与えるおそれがある。

また、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化が確実視されるなか、市街化が進展している地域では、さらなる水害リスクの増大が懸念される。

ウ 対策

河川改修等の施設整備については、人口・資産の集積状況や重要施設の立地等を踏まえ事業の重点化を図るとともに流域全体で行う持続可能な治水対策により事前防災対策の加速化を図る。

また、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

江の川上流域においては江の川水系江の川等計43河川が特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定されている。

特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る地方公共団体及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

国及び地方公共団体は、特定都市河川流域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

(3) 砂防

ア 実施責任者

市、県、中国地方整備局

イ 現況

本市の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布している。特に花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすく、土砂災害警戒区域が多数存在している。

ウ 対策

砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業は、「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網、市地域防災計画に位置づけられている避難場所及び社会福祉施設等要配慮者利用施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を実施する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、地形改変等による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を計画的に行い、土砂災害による被害抑制対策を推進する。

(4) ため池

ア 実施責任者

市、県、ため池の所有者及び管理者（以下「所有者等」という）

イ 現況

市域内には、破堤時被害予想戸数50戸以上のため池3箇所の他、中小規模のため池が多数あるが、農家の高齢化、水田の荒廃等に伴い、維持管理が低下し、ため池の老朽化等による決壊等のおそれのあるため池が増加している。

また、多くのため池は耐震性について検証されていない状況にある。

ウ 対策

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう県及び市はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

所有者等を確知することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

県及び市は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

(5) まちづくり

ア 実施責任者

市、県

イ 現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

ウ 対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスク（豪雨、洪水、土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討し、災害のおそれのある土地には都市的土地利用を誘導しないものとするなど、必要に応じ

て開発抑制や移転等も促進することで災害に強い土地利用を推進する。

(6) 建築物

ア 実施責任者

市、県

イ 現況

南海トラフ地震の将来30年間の発生確率が80%程度とされている中、県内の建築物の耐震化率は8割強と耐震化が進んでいない。

また、地球温暖化の影響により、頻発・激甚化する豪雨災害や台風被害に対する住宅の防災対策が十分進んでいない。

ウ 対策

住宅の台風被害防止対策に関しては、特に大きな被害が想定される地区を中心に取り組みを進める。

(7) 空家

ア 実施責任者

市

イ 現況

災害による被害が予測される空家等の状況把握を進める必要がある。

ウ 対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(8) 盛土

ア 実施責任者

市、県

イ 現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う必要がある。

ウ 対策

県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

併せて、県警察に対し、当該盛土に関する情報について共有を図る。

第2節の2 防災施設・設備の新設又は改良計画

1 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- (1)水害予防に関する施設・設備
- (2)風害予防に関する施設・設備
- (3)雪害予防に関する施設・設備
- (4)土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備
- (5)建造物災害の予防に関する施設・設備
- (6)地下空間における災害の予防に関する施設・設備
- (7)海上における大規模な流出油等の災害防止に関する施設・設備
- (8)災害時における緊急輸送に必要な施設・整備
- (9)その他の防災に関する施設・設備

4 実施方法

この計画については、計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画にしたがって実施するものとし、必要により防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

第3節 防災都市づくりに関する計画

1 方針

地震発生時には、わが市においても、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、市をはじめ各防災関係機関は、相互の緊密な連携のもとに、これらの被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強い都市づくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高い都市構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災都市づくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあり、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性、地域性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

また、この防災都市づくりを行うために、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を必要な事業について定めるものとする。

2 防災上重要な公共施設の整備

(1) 防災上重要な建築物の整備

ア 防災上重要な公共建築物の整備及び耐震化・津波災害対策の向上

市は、庁舎や、警察署、病院、学校、消防署等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、庁舎をはじめとする公共建築物を整備する場合には、地震発時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。

イ 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

県及び建築主事を置く市は、市町庁舎、病院、学校、劇場、百貨店等の市町及び民間の防災上重要な建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法についての市町及び民間建築関係団体等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性災害対策の向上を図り、倒壊及び浸水防止に努める。

(2)緊急輸送道路等の整備

ア 橋梁の耐震性の向上

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

イ 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築する。

このうち、緊急交通路に選定された道路については、重点的に整備を進める。

また、河川空間を活用した緊急用河川敷道路の有効活用を図る。

ウ 緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

エ 沿道建築物の耐震化対策の推進

市は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

市は、それぞれ耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(3)河川の整備

ア 耐震対策

東日本大震災による地震被害を踏まえ、緊急性の高い箇所から整備する。

地震による浸水被害を防止するため、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上を目的とした施設整備を進める。

イ 消火用水・生活用水の確保

河川水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

(4)鉄道の整備

鉄道施設のうち橋梁・高架等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法等の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設の補強、更新、改築等の倒壊防止策を、輸送量の多い線区から優先的に順次整備する。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

(1)一般建築物の耐震性の向上

広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿って更なる技術の開発・普及に努める。

(2)居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

(3)文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

市は、市内に所在する国・県・市指定等の文化財及びそれらを収容する博物館、資料館等の建築物について、耐震性の調査、耐震補強方法についての所有者等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

(4)宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成及び特定盛土 等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防 止を図る。県及び市町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

(5)公営住宅の耐震化の推進

既設公営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、密集市街地に重点を置いて老朽公営住宅の建替えを推進する。

(6)土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している都市部について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を強力に推進するとともに、住民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、市においては、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

4 ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア 上水道

災害時の被害を最小限とするため、水道施設の耐震化及び津波災害対策の向上に努めるとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業体間相互の連絡管整備等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を推進するとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入するなどして、機動的な水道システムの構築に努める。

イ 下水道

(ア) 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

(イ) 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道終末処理場への防災無線の設置を推進するとともに、下水道施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

ウ 電力

(ア) 耐震性の向上

変電設備については、その地域で想定される地震動及び広島県津波浸水想定図に基づく津波浸水域などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

(イ) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

エ ガス

ガス設備全般について、耐震性の確保及び津波災害対策の向上に努めるよう整備を進める。特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。

既設の設備については、耐震性評価及び広島県津波浸水想定図における津波浸水域に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震・津波発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また、地震・津波発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行う。

オ 通信

(ア) 電気通信設備等の高信頼化

- a 豪雨、洪水等の恐れのある地域について、耐水構造化を行う。
- b 暴風又は豪雪の恐れのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。
- c 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

(イ) 電気通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。
- b 主要な中継交換機を分散設置する。
- c 大都市において、とう道網（共同溝）を構築する。
- d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- e 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。
- f 移動体通信設備の高信頼化

(2) ライフライン共同収容施設等の整備

災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

5 防災性の高い都市構造の形成

市は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と強力を得て、防災都市づくり計画を策定し、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

(1) 防災上重要な公共施設等の整備

ア 防災公園の整備

市は県と連携して、地域防災計画に位置付けられた避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設

の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

イ 避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

ウ 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街化を推進する。

エ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、インターチェンジ周辺、河川防災ステーション、下水処理場敷地、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

オ 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

カ 所有者不明土地の活用等

県及び市町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(2)都市の不燃化の促進

ア 防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度や建築密度が高い地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

イ 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

ウ 建築物の防火の促進

新築、増改築等の機会をとらえて、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導を行う。

(3)密集市街地における防災性の向上

都市に散在する密集市街地について防災性の向上を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るための市街地再開発事業及び公共施設の整備改善を目的とした土地区画整理事業を推進するほか、防災機能及び良好な居住環境の確保を目的とする住宅

第2章 災害予防計画 第3節 防災都市づくりに関する計画

市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等を一層推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

第4節 住民の防災活動の促進に関する計画

1 方針

住民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。なお、防災ボランティアについては、県、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災教育

(1) 目的

各種の災害についての必要な知識を、災害予防責任者及び防災業務従事者のみならず、住民等に周知徹底し、災害の未然防止と、災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

また、地震・津波災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、住民等に徹底することにより、地震・津波災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

(2) 実施責任者

災害予防責任者（県、市、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

(3) 実施内容

ア 防災思想の普及、徹底

住民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

更に、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 住民等に対する防災知識の普及・啓発

県及び市は、防災関係機関や企業と連携して、災害時に県民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。国、県、市町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

国、県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑、モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(ア) 災害全般に関する普及啓発内容

- a 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 河川における大規模な流出油等の防災に関する知識
- j 適切な避難行動の実践に必要な知識
- k 基本的な防災用資機材の操作方法
- l 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- m その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(イ) 地震災害に関する普及啓発内容

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震に対する地域住民への周知
- c 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

＜地震・津波のときの心得＞

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (b) 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、防災行政無線(戸別受信機を含む。以下本節中同じ。)により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (d) 海岸にいるときに強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- (e) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (f) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (g) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒步で避難すること。
- (h) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (i) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動すること。
- (j) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

(ウ) 実施方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
- b 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体による普及啓発
- c 映画、スライド等による普及啓発
- d 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催による普及啓発
- e 学校教育等を通じての児童生徒等に対する周知徹底
- f 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導
- g その他時宜に即した方法による普及啓発

(エ) 実施要領

教育種目	実施内容	実施責任者	対象者	実施時期	協力機関
お太助フォン ホームページ 広報紙 広報車	各種災害に対する防災知識の普及、防災意識の高揚	市長	住民	梅雨、台風の出水期前後及び降雪期等	消防本部 消防団
学校教育 社会教育 地域・地区集会等	〃	教育長 市長	住民	〃	教育委員会 学校 消防本部 消防団 振興会
研究会 講習会 展示会	電気・ガス、石油類等の適正使用	市長	住民 施設の管理者・職員等	適時	集落、振興会 ㈱中国電力 ネットワーク各取扱業者等
火薬類、石油類等危険物管理者の教育	防火、防災知識、防災意識の高揚、各種研修会の参加指導	市長	各施設の管理者及び職員	適時	消防本部 消防団

ウ 地震教育、啓発

(ア) 職員に対する教育

市及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震教育の周知徹底を図る。

- a 地震に関する一般的な知識
- b 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- c 職員等が果たすべき役割
- d 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- e 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(イ) 児童生徒等に対する教育

市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

(ウ) 自動車運転者に対する啓発

市及び県警察は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

(エ) その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、鉄道、道路、船舶等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

(オ) その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、地震災害に対する普及啓発活動を実施する。

3 防災訓練

(1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする目的とする。

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(2) 実施責任者

災害予防責任者

(3) 実施事項

ア 防災訓練の実施

(ア)市は、国、県、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、水防活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の捜索活動、食料供給・給水活動、道路啓開、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、他の都道府県との広域応援、山岳遭難者の救助活動、避難救助及び非常招集、緊急地震速報を利用した安全確保行動、その他防災に関する活動とする。

(イ)市は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。

(ウ)各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

(エ)災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

イ 地震に備えた訓練

(ア)職員の動員訓練

市及び防災関係機関は、地震災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(イ)通信運用訓練

市及び防災関係機関は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適

切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

ウ 防災訓練に対する協力等

(ア)市は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(イ)各防災関係機関は、市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

(4)実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

ア 大規模災害発生時における防災関係機関、住民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための防災訓練

イ 大規模災害発生時における県災害対策本部・支部、市町及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

なお、災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

4 消防団への入団促進

(1)目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

(2)実施責任者

県、市

(3)実施内容

市は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進

イ (社) 全国消防機器協会等会社社員の入団促進

ウ 女性消防団員の入団促進

エ 大学生等の若年層及びO B 消防職団員等の入団促進

オ 消防団員の活動環境の整備

カ 消防団と事業所の協力体制の推進

5 地区防災計画の策定等

(1)市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者(以下、「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実

施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区的市町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 市町防災会議は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

6 自主防災組織の育成、指導

(1) 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

(2) 実施責任者

ア 市

基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成、指導に努める。

イ 県

市との有機的な連携を図り、自主防災組織の育成、指導に努める。

ウ その他の災害予防責任者

市及び県の行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

(3) 実施内容

各実施責任者は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

ア 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導

イ リーダー養成のための講習会等の開催

ウ 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

エ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

(4) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用する。

イ 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

(5) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

(ア)情報の収集及び伝達体制の確立

(イ)防災知識の普及

(ウ)防災訓練の実施

(エ)火気使用設備器具等の点検

(オ)防災資機材等の備蓄、整備

イ 災害時の活動

(ア)被害の状況等情報の収集及び伝達

(イ)出火防止、初期消火

(ウ)避難誘導活動

(エ)避難行動要支援者の避難支援

(オ)救出救護活動

(カ)給食給水や救援物資の配給への協力

(6)県の協力・支援

県は、市の行う自主防災組織の育成や、活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材の養成等、自主防災組織の活性化に関する活動に積極的に協力する。また、他の団体が実施する事業による資機材や活動拠点の整備促進等を支援する。

7 ボランティア活動の環境整備

(1)目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(2)実施責任者

県、市、日本赤十字社広島県支部及び広島県社会福祉協議会

(3)実施内容

ア 県及び市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化

しておくよう努めるものとする。

エ 県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

オ 県及び市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

カ 市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、県及び市町は、それを支援する。

キ 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、市社会福祉協議会、広島県社会福祉協議会、市及びボランティア団体等で構成する「安芸高田市被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

8 企業防災の促進

(1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図るものとする。

(2) 実施責任者

県、市、企業、商工会・商工会議所

(3) 実施内容

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県・市町等との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとす

る。

このため、市及び民間団体は、こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的な参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

また、市、商工会等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

県及び市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

9 市民運動の推進

(1) 目的

市民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、市民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるように、減災の推進を図ることを目的とする。

(2) 内容

市民、自主防災組織等、事業者、市及び県が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

ア 災害から命を守るための行動目標

- (ア) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。
- (イ) 災害発生の危険性をいち早く察知すること。
- (ウ) 自ら判断して適切な行動を取ること。

イ 普段から災害に備えるための行動目標

- (ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。
- (イ) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第5節 調査、研究に関する計画

1 目的

この計画は、各種災害の被害を最小限にとどめるために、災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期することを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施事項

- (1) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (2) 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- (3) 調査研究の結果の公表

4 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定するものとし、必要により、防災会議が関係機関との調整に当たる。

5 地震被害想定調査及び災害危険度判定調査

- (1) 市は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災都市づくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。
- (2) これらの調査は、想定地震の揺れの違いや地盤の特性、地震発生時刻の違いによる火災発生確率の変化等種々の被害要因を反映するとともに、都市構造の変化や、技術革新の進展に即応するよう、必要に応じ、見直しを行うこととする。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

1 方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

併せて、地震防災緊急事業五箇年計画を必要な事業について定めるものとする。

2 災害発生直前の応急対策への備え

(1)配備動員体制の整備関係

ア 市の配備動員体制

市の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（災害対策本部を設置した体制）とし、その移行時期、職員の収集基準、災害対策本部の設置場所等について、本計画第3章及び災害対策運営要領で定める。

また、災害対策運営要領において、災害対策本部の組織（部、班）と事務分掌を定め、班ごとに、事務処理の要領を定めた行動マニュアルを作成して、職員に周知するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

イ 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

ウ 業務継続性の確保

県、市等の防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、県、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の収集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

(2)気象警報等の伝達関係

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ お太助フォン等による情報伝達

市は、お太助フォンによる伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用し、多様な手段でより細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

避難所及び避難場所との情報連絡についても同様とする。

ウ 伝達手段の多重化、多様化

市は、住民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、お太助フォンを有効に活用するとともに、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、報道機関、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。

(3)緊急地震速報の伝達関係

県及び市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、お太助フォンをはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(4)住民等の避難誘導関係

本計画第2章第7節の2「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

(5)行動計画(タイムライン)の作成・運用関係

国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

3 災害発生直後の応急対策への備え

(1)災害情報の収集・伝達関係

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとつておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構

築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ お太助フォン等による情報伝達

市は、お太助フォン等による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

指定避難所との情報連絡についても同様とする。

ウ 災害広報実施体制の整備

県及び市は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 情報の分析整理

ア 県及び市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

イ 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報報を、総合防災情報システム（S O B O - W E B ）に集約できるよう努める。

ウ 県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(3) 通信機能の整備関係

ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめ NTT 西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

イ 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報収集を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線、I P 通信網、C A T V 網、公共安全モバイルシステム等のシステムの構築及び多重化・耐震化を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努めるものとする。加えて、防災行政無線等の無線通信ネットワークに關しても、多重化・耐震化について努めるものとする。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成して災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。

ウ 県及び市町等は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

エ 県及び市は、災害により通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインター ネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定 した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。

オ 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

カ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

キ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

ク 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

(1) 自衛隊災害派遣関係

ア 市及び関係機関は、平素から、市及び関係機関における自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行うものとする。

イ 市及び関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておくものとする。

ウ 市及び関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所との競合を避けることとする。

(2) 相互応援協力関係

ア 県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて

情報共有や各種調整等を行うための支援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊 場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置 できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

イ 県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

5 救助・救急、医療、消火活動への備え

(1) 医療、救護活動関係

ア 連携体制

市及び県は、地震災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 通信手段の確保

県及び市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 市は、地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておくものとする。

(ア) 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(イ) 火災の拡大防止

地震により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 市等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 地震発生直後の消防職(団)員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(イ) 地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 大地震等発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 大地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(3) 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

6 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

また、市は救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面対策等を計画的に推進する。

県及び市は、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第7節の2「円滑な避難体制の確保に関する計画」で定める。

(2) 住宅対策関係

県及び市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努め

るとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び市は、住民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

県及び市町は、災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備え、次の対策の推進に努める。

ア 県

- (ア) 市町と連携して、災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握
- (イ) 市町・関係機関等と連携・協力し、ドローン等の活用による輸送体制の強化及び衛星通信機器等の通信手段の確保

イ 市

- (ア) 災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握
- (イ) 指定避難所、集落、世帯等での水、食料、日用品等の必要な物資の備蓄及び調達体制の整備
- (ウ) 無人航空機等の救援物資の輸送手段の確保等、物資輸送体制の整備
- (エ) 防災行政無線、IP通信網、CATV網、衛星通信など情報通信手段の確保
- (オ) 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- (カ) 孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の訓練の実施

(5) 感染症の自宅療養者等対策

県及び保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防

災担当部局（県の保健所等にあっては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。さらに、これらのことことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

(6) 被災者支援等対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとし、県は、市が進める仕組みの整備等に対して協力や支援等に努めるものとする。

8 救援物資の調達・供給活動への備え

県及び市等は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

- ア 県及び市は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。
- イ 県及び市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

- ア 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて、次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

(ア) 水道施設の耐震性向上

- a 净水場、基幹管路等基幹施設の耐震化
- b 老朽管路の更新等

(イ) 緊急時の給水確保

- a 配水池の増強

- b バックアップ機能の強化
- c 応急給水拠点の整備
- d 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

(ウ)迅速な緊急対応体制の確立

- a 他市町等からの支援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定
- b 訓練の実施
- c 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

(3)生活必需品等供給関係

県及び市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4)救援物資の調達・配達関係

県及び市は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

9 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

県及び市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

10 建設業等の担い手の確保・育成

県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

11 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

12 男女共同参画センター等との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

13 文教関係

(1) 避難計画の作成

学校の管理者（市町立学校にあっては当該市町教育委員会、県立学校及び私立学校（私立専修学校及び私立各種学校を含む。以下同じ。）にあっては、学校長）は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震災害など地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

(2) 応急教育計画の作成

応急教育の実施責任者（市町立学校（幼稚園を除く。）にあっては当該市町教育委員会、県立学校及び私立小・中・高等学校（各種学校のうち外国人学校及び専修学校のうち3年制高等課程を含む。）にあっては学校長）は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

(3) 園児・児童・生徒・学生に対する防災教育

ア 市教育委員会は、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施について、公立学校の管理者を指導する。

また、市は、私立学校等に対し、公立学校に準じた防災教育を行うよう指導又は要請する。

イ 公立学校の管理者は、地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

(4) 学校施設の耐震化

公立学校の設置者は、できるだけ早い時期に、耐震化を完了させるよう取組みを進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

(5) 文化財の保護

県及び市は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設

等の耐震化の促進に向けて支援する。

(6) 地域の避難所となる場合の対策

ア 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ 学校又は公民館等社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

(7) 教職員に対する研修

市教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

(8) 社会教育等を通じての啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

14 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、応援体制の強化を図るものとする。

15 上下水道施設の対策

(1) 学校施設の耐震化

すべての水道事業者及び下水道管理者は、策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、連携して上下水道施設の急所施設※1 や重要施設※2 に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。

(2) 上下水道施設が被災した場合の対応

県、市町、水道事業者、下水道管理者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制の整備に努めるとともに、被災時にはその状況に応じて、給水設備及び災害用トイレの確保・配備等を連携して実施し、速やかに重要施設の機能が確保で

きるよう努める。

※1 取水施設、浄水施設、配水池、下水処理場、ポンプ場など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

※2 給水区域内かつ下水道処理区域内における災害拠点病院、避難所、防災拠点（警察、消防、県・市庁舎等）など

第6節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

1 目的

防災関係機関は、災害等が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

2 洪水浸水想定区域等の指定

(1) 洪水浸水想定区域の指定

市は、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として、洪水浸水想定区域の指定を受けた場合は、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項を定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 避難訓練に関する事項

エ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、洪水浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

オ 施設の名称及び所在地

カ 当該施設への洪水予報等の伝達方法

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

市は、土砂災害のおそれのある区域として土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに次の事項を定めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

ア 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

土砂災害警戒情報が発表された場合における避難指示等の発令基準や、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位の設定

イ 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の開設、運営体制及び指定避難所開設状況の伝達

ウ 避難路、避難経路

避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向

エ 要配慮者への支援

要配慮者関連施設の名称及び所在地、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有

オ 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制

カ 避難訓練の実施

(3)雨水出水浸水想定区域の指定

市町は、当該市町が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

3 ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び雨水出水浸水想定区域（以下、「浸水想定区域等」という。）をその区域に含む場合は、浸水想定区域等、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

- (1)洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法
- (2)避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3)その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- (4)浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

4 避難計画の作成等

(1)多数の人が集まる施設の避難計画

ア 病院、学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全

な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

（ア）学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

（イ）病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

（2）指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ

周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

イ 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図るものとする。

(ア) 指定避難所

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(イ) 福祉避難所

a 市は、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

b 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

c 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定す

る際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね8m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水等による浸水や土砂災害等も考慮し、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、人道憲章と人道 対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

県及び市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(5) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

避難行動要支援者の対象範囲は、安芸高田市災害時避難行動要支援者名簿及び個別避難計画運用要綱（平成27年告示第51号）に定める者である。

- イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- ウ 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

5 住民への周知等

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

市は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するよう努めるものとする。

6 指定避難所等の整備

(1)市は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

- ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
- イ 貯水槽、井戸、給水タンク、マット、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等

- ウ 簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等の

より快適なトイレ

- エ 要配慮者にも配慮した施設・設備
- オ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
- カ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）
- キ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースや家庭動物の飼養に関する資材の確保に努めるものとする。
- ク 指定避難所の電力容量の拡大
- ケ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

- (2) 県及び市は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。
- (3) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (4) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (5) 県及び市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (6) 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。
- (7) 県及び市は、保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- (8) 市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル

- ・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (9) 市は、指定緊急避難所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

7 孤立集落に関する対策

災害発生時に、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、学校区や町内会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- (1) 避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄
- (2) お太助フォンや衛星通信など情報通信手段の整備
- (3) 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- (4) 避難計画の整備や避難訓練の実施

8 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

そのため、市町は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

なお、市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等の関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や指定避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

第6節の3 危険物等災害予防計画

1 方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施内容

(1) 危険物施設の災害予防対策

ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

イ 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

ウ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(2) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

ア 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、市及び関係団体との連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

(ア) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者

に周知徹底を図る。

(イ) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

(ウ) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震時の被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売業者間の相互応援協力体制の整備を検討する。

(エ) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(オ) L P ガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

イ 火薬類取扱施設の予防対策

市は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

(ア) 火薬類取扱施設への対策

定期自主検査、保安教育の確実な実施、緊急時連絡体制の整備を指導し、自主保安体制の確立を図る。

(イ) 点検及び通報

一定規模以上の地震が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者等は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を市へ通報するよう指導する。

(3) 毒物劇物取扱施設の予防対策

ア 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(ア) 毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

a 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

b 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

(a) 毒物若しくは劇物の製造、貯蔵又は取り扱いの作業を行う者

(b) 設備等の点検・保守を行う者

(c) 事故時における関係機関への通報を行う者

(d) 事故時における応急措置を行う者

c 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、

排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

d 前記 c に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

e 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

f 前記bに掲げる者に対する教育訓練に関する事項

(イ)防災訓練の実施

前記eに掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

イ 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第6節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

なお、備蓄倉庫の整備、災害対策資機材等の整備を推進するため、地震防災緊急事業五箇年計画を必要な事業について定めるものとする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 災害対策資機材等の対象

(1) 食料、飲料水及び生活必需品等(被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。)

(2) 医薬品等医療資機材

(3) 防災資機材

ア 救助・救難用資機材

イ 消火用資機材

ウ 水防関係資機材

エ 流出油処理用資機材

オ 陸上建設機械

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

キ 被災宅地危険度判定資機材

4 実施方法

(1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮した被害想定調査結果や、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

(2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等住民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

(3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、市、県の3者が行うものとする。

ア 家庭・企業

各家庭・企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

イ 市

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイ

レ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテイション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

(4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

なお、物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

(5) 備蓄場所

備蓄場所は、災害時においても十分に機能が保たれると認められる場所を選定する。

市庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄するよう努める。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

5 備蓄及び調達体制の確立

(1) 食料

ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、市は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努める。

市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

(イ) 備蓄品目

長期保存パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

ウ 食料の調達体制の確立

「食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(2) 飲料水

ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、市は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

イ 飲料水の調達体制の確立

「給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

(3)生活必需品等

ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び市は、備蓄に努めるものとする。

イ 備蓄量等

(ア)備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

(イ)備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4)医薬品等医療資機材

災害発生時において、「医療・救護計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、市及び災害拠点病院・協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備

蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等のほか、多数患者の受入れや医療救護班の派遣等に必要となる資機材についても備蓄するものとする。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

(5) 防災資機材

市及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

市及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動で必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ 消火用資機材

市及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ 水防関係資機材

市及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ 流出油処理用資機材

市及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

オ 陸上建設機械

市及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

市は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

キ 被災宅地危険度判定資機材

市は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努める。

第7節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立っている。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、病院等の安全・避難対策、在宅の避難行動要支援者対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進めるものとする。

また、迅速かつ的確な対応を実施するため、関係機関が情報を共有し連携を図る。

2 要配慮者に配慮した環境整備

(1) 市は、避難場所、避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対し的確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。

(2) 市は、「災害時多言語支援センター設置等に関する協定」に基づき、市国際交流協会、市社会福祉協議会と協働して、災害時の外国人支援を行う。

市内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、市は国際交流協会に対して多言語支援センターの設置を要請し、多言語支援センターは対応マニュアルに基づき、外国人に対しての災害応急対策を実施する。

(3) 市は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難場所、避難所、避難路との位置関係を考慮する。

3 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難体制の整備

市は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関と連携し、被災施設入所

者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備等の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、市は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、市及び社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

4 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 組織体制の整備

市は、連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

(2) 通報体制の整備

市は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

(3) 避難体制・環境の整備

ア 避難行動要支援者は避難の行動等に迅速に対応できない場合もあるので、避難行動要支援者には避難の指示等を優先的に伝え、振興会、自主防災組織、消防署、消防団の協力を得て迅速な避難ができるよう、平素から災害に備え、準備する。

また、一人暮らし高齢者に対しては、緊急通報装置を活用し消防署の協力を得て円滑な避難に努める。

イ 身体の障害等のため常時介護を要する者の家族等は、これらの者を迅速に避難させるため、民生委員及び近隣者の協力を得て避難させるとともに、円滑な介護が受けられるよう努めるものとする。

ウ 市は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

(4) 防災器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防炎製品の普及・啓発に努める。

(5) 避難行動要支援者名簿

ア 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要となる事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 作成した避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(6) 個別避難計画

ア 市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市は、作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必

要な措置を講じるものとする。

エ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

オ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

カ 市は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(7) 避難行動要支援者の避難誘導等

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

5 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、市は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

市は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものとする。

6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 市長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

第8節 広域避難の受入に関する計画

1 方針

基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受け入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

2 被災住民の受入

(1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入に関する協議があった場合、被災住民の受入について、市と協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなどの被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

(2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3 被災住民の受け入れが不要となった場合

(1) 県は、被災都道府県から受け入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

(2) 市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県の支援

被災住民の受け入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受け入れを行うため、必要な支援を行う。

第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 組織、動員に関する事項
- 2 災害情報に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 自衛隊災害派遣要請に関する事項
- 5 相互応援協力に関する事項
- 6 災害応急救助に関する事項
- 7 消防に関する事項
- 8 水防に関する事項
- 9 救難に関する事項
- 10 保健衛生、廃棄物処理に関する事項
- 11 文教に関する事項
- 12 交通、輸送、通信応急対策に関する事項
- 13 電力・ガス・水道・下水道施設応急対策に関する事項
- 14 災害警備に関する事項
- 15 災害広報・被災者相談に関する事項
- 16 労働力確保に関する事項
- 17 ボランティアの受入れ等に関する事項
- 18 航空機事故による災害応急に関する事項
- 19 危険物等災害応急対策に関する事項
- 20 事前措置に関する事項
- 21 応急公用負担に関する事項

第2節 組織、動員計画

1 目的

この計画は、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関する必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

2 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に関する総合調整は、災害対策本部において行う。
- (3) 市における災害応急対策の分掌は、安芸高田市災害対策本部条例(平成16年条例第170号)の定めるところにより行い、その総合調整は安芸高田市危機管理監で行う。

3 災害対策本部

市は、総合的な対策を講じるため、特に市長が必要と認めるときに基本法第23条の2の規定に基づく安芸高田市災害対策本部を設置する。

(1) 設置の基準

基本法第23条の2の規定に基づく安芸高田市災害対策本部の、設置に係る基準は次のとおりである。

災害の種類	判断の方法	判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき	①「土砂災害警戒情報」又は「氾濫危険情報」が発表されたとき ②「特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）」が発表されたとき ③本市の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測されるとき ④相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ⑤災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき
地震	自動設置	市内で震度5弱以上を観測したとき
	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき	南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
林野火災	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき	

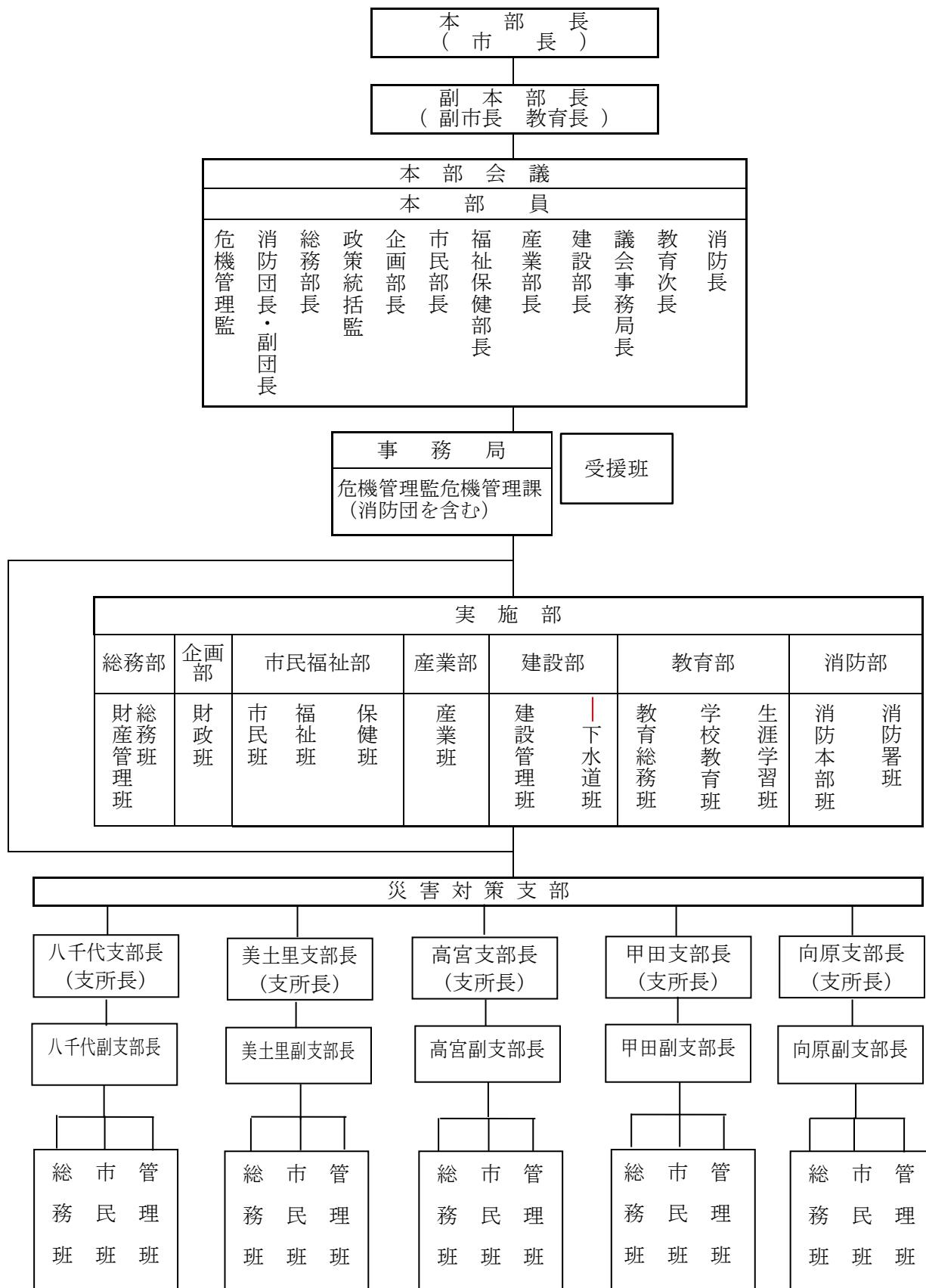
(2)組織

災害対策本部の組織は、安芸高田市災害対策本部条例（平成16年条例第170号）の規定により、次のとおりとする。

- ア 災害対策本部長は、基本法第23条の2の規定により市長をもって充て、副本部長に副市長及び教育長、本部員に危機管理監、各部長、議会事務局長、教育次長、消防長及び消防団長をもって充てる。
- イ 本部長に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合は、副本部長（副市長）が指揮をとるものとする。また、副本部長については、あらかじめ職務代理を定めておくものとする。
- ウ 本部に部、班を設け、部長及び班長を置く。
- エ 本部に事務局を置き、その事務は危機管理監危機管理課で処理する。
事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長には危機管理監、事務局員には危機管理課職員をもって充てる。
- オ 本部のもとに災害対策支部を置き、支部長には支所長等をもって充てる。
- カ 支部長に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合に備え、あらかじめ職務代理を定めておくものとする。

- キ 支部に班を設け、班長を置く。
- ク 災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部(以下、「現地本部」と言う。)を置くことができる。
- ケ 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び事務局の所在地は、その都度本部長が定める。
- コ 以上による災害対策本部の組織を図示すれば次のとおりである。

■ 安芸高田市災害対策本部組織図



(3) 安芸高田市災害対策本部の任務

安芸高田市災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(4) 設置及び廃止の手続き

- ア 災害対策本部を設置した場合、知事は、本部の名称、設置場所等を告示する。
- イ 設置した場合、知事は、防災会議を構成する各機関の長及び市町長に通知する。
- ウ 本部を廃止した場合も前号と同様の手続きを行う。

(5) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の部の機構及び事務分掌は、広島県災害対策運営要領に掲載のとおりとする。

(6) 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。

(7) 国が設置する連絡会議及び調整会議との連絡調整

広島県災害対策本部は、国が設置する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行う。

(8) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は本庁2階221会議室とし、当該施設が利用できない場合においては、別に市長が指示する。

4 配備

(1) 配備体制

気象状況等により、災害発生が予想されるとき又は発生したときは、その状況により、「注意体制」、「警戒体制」及び「非常体制」の3段階の体制によって対処する。

なお、林野火災やその他の突発的な事故等により発生した災害についても、状況に応じた必要な体制を敷くものとする。

名 称	種 別	内容	設置会議体	配置要員	判断基準等		
					気象予警報	地震震度	その他
体制 レ ベ ル 1	注 意 体 制	注意報等の発表がされた時の体制で、情報収集及び連絡活動を主として行う。	—	当番職員 (強風注意報のみの発表時には自宅待機)	・強風注意報 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・暴風雪警報 ・大雪警報	震度4	火災警報等が発表又はその他災害が発生すると予測される時
体制 レ ベ ル 2	警 戒 体 制	警報等の発表がされた時の体制で、災害警戒本部を設置し、情報収集及び連絡活動に加え、災害予防及び災害応急措置を行う。	災害警戒本部	配備計画表の警戒体制(レベル2)【警戒本部】の人員	・暴風警報 ・大雨警報 ・洪水警報	震度4が発生し、かつ、災害が発生したとき	大規模な火事若しくは、爆発等による災害が発生し、被害が拡大する恐れがある時
体制 レ ベ ル 3	非 常 体 制	土砂災害警戒情報や特別警報等が発表された時や市内で災害が発生した時の体制で、災害対策本部を設置し、救助活動、応急対策及び情報連絡等災害の未然防止と軽減に向けて全庁で対応を行う	災害対策本部	配備計画表の非常体制(レベル3)【災害対策本部】の人員	・土砂災害警戒情報 ・氾濫危険情報(江の川) ・本市の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予想される時	震度5弱	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認める時
				配備計画表の非常体制(レベル4)【災害対策本部】の人員 ※全職員対応	・暴風特別警報 ・大雨特別警報 ・暴風雪特別警報 ・大雪特別警報が予想された時 ・災害が発生した時	震度5強	

(2) 注意体制

ア 注意体制の指令・解除

- (ア) 危機管理監は、気象業務法に基づく注意報・警報の発令が予想されるとき又は発令されたときは、総務部長、消防長、建設部長、市民部長と協議し、災害注意体制を指令する。
- (イ) 危機管理監は、災害注意体制を指令したときは、必要に応じて市長等上司に報告するとともに、関係部長に通知する。
- (ウ) 気象業務法に基づく、注意報・警報による情報活動及び連絡活動等の必要がないと認めた場合、危機管理監は災害注意体制の指令を解除する。

災害の種類	災害注意体制指令にあたっての判断基準
風水害	次の注意報・警報の発表が予想されるとき又は発表されたとき 強風注意報、大雨注意報、洪水注意報、暴風雪警報又は大雪警報
地 震	市内において震度4の地震が発生したとき 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
その他	火災警報等の発令又はその他災害が発生すると予測されるとき

イ 体制

(ア) 災害注意体制責任者は危機管理課長とし、危機管理課職員を配備するとともに、状況に応じて、関係課と連絡し、必要な人員を配備する。

(イ) 状況の変化及び人員の配備状況については、逐次、危機管理監に報告する。

■ 注意体制の組織及び分掌事務

課名	分掌事務	当初の要員
危機管理課	1 気象情報その他各種情報収集に関すること 2 被害状況の把握に関すること 3 防災関係機関への連絡及び報告に関すること 4 住民への広報活動に関すること 5 関係各課への情報の伝達に関すること 6 職員の動員に関すること	当番職員

補足

注意体制にある危機管理課職員は上記により対応中、大雨、洪水警報の発表が予測された時、若しくは現に発表された時、現在決まっている対応に加えて次の対応を行う

(1) 危機管理監、総務部長、消防長、建設部長及び市民部長に連絡

(2) 連絡を受けた5名は収集し次の対応を行う

①体制についての決定と指令

②自主避難場所若しくは指定避難場所設営に係る協議

(3) 警戒体制

ア 警戒体制の指令・解除

- a 危機管理監は、気象業務法に基づく、注意報・警報が発表されたとき、総務部長、消防長、建設部長、市民部長と協議し、警戒体制を指令する。
- b 危機管理監は、警戒体制を指令したときは、遅滞なく市長等上司に報告するとともに、関係部長に通知する。
- c 気象業務法に基づく、警報による情報活動及び連絡活動等の必要がないと認めた場合、危機管理監は警戒体制の指令を解除する。

災害の種類	災害第1次警戒体制指令にあたっての判断基準
風水害	次の警報が発表されたとき 暴風警報、大雨警報又は洪水警報
地震	市内において震度4の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき 、南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
その他	大規模な火事若しくは、爆発等による災害が発生し、被害が拡大すると予想されるとき

(ア) 体制

- a 警戒体制責任者は危機管理課長とし、危機管理課職員を配備するとともに、状況に応じて、関係課と連絡し、必要な人員を配備する。
- b 状況の変化及び人員の配備状況については、逐次、危機管理監に報告する。

■ 警戒体制組織及び分掌事務

課名	分掌事務	当初の要員
危機管理課	1 気象情報その他各種情報収集に関すること 2 被害状況の把握に関すること 3 防災関係機関への連絡及び報告に関すること 4 住民への広報活動に関すること 5 関係各課への情報の伝達に関すること 6 職員の動員に関すること	課長当番職員 (必要に応じて増員)

(イ) 災害警戒本部の設置

- a 危機管理監は、総務部長、消防長、建設部長、市民部長と協議し、災害警戒本部を設置する。

(ウ) 設置及び廃止の通知

- a 災害警戒本部を設置した場合、危機管理監は、市職員、知事（県危機管理監）、防災関係機関に通知する。
- b 災害警戒本部を廃止した場合も前号と同様の手続きにより行う。

(エ) 組織

- a 災害警戒本部長は、危機管理監をもって充て、災害警戒本部長は、隨時災害状

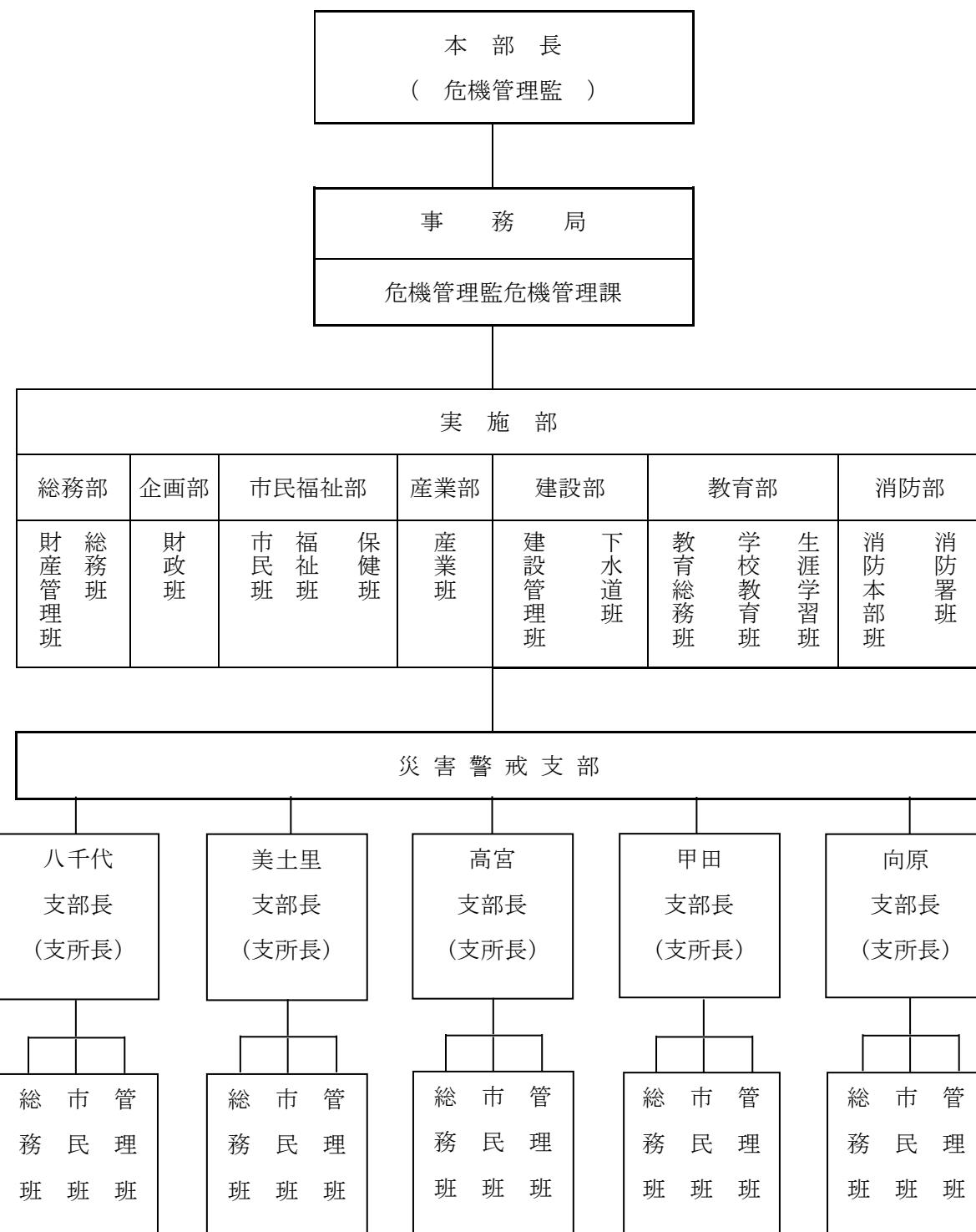
況等を市長に報告する。

- b 本部に部、班を設け、部長及び班長を置く。
- c 本部に事務局を置き、その事務は危機管理監危機管理課で処理する。
事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長には危機管理課長、事務局員には危機管理課職員をもって充てる。
- d 本部のもとに災害警戒支部を置き、支部長には支所長等をもって充てる。
- e 支部に班を設け、班長を置く。

(才) 災害警戒本部の所掌事務等

災害警戒本部及び支部の組織図は次のとおりとし、運営及び分掌事務について
は災害対策本部及び支部に準じる。

災害警戒本部組織図



★支所長は、早い段階から消防団方面隊長と連絡を取り、緊急を要する場合は、事後承諾により地元分団へ出動を要請することができる。

(4)非常体制

ア 災害対策本部の設置

- (ア)市長は、市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な対策を講ずる必要があると認める場合、基本法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。設置場所は本庁第2庁舎2階会議室とし、当該施設が利用できない場合においては、別に市長が指示する。
- (イ)市長が不在で連絡困難な場合には、副市長、教育長、危機管理監若しくは在庁職員の中で最上級職の者が市長に代行して災害対策本部を設置する。
- (ウ)災害対策本部の設置に関し、基本法第23条第1項の規定により、市長が市防災会議の意見を求めた場合における事務処理においては、安芸高田市防災会議運営規定を適用するものとする。

災害の種類	判断方法	災害対策本部設置にあたっての判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき	①「土砂災害警戒情報」又は「氾濫危険情報」が発表されたとき ②氾濫危険水位に到達したとき、又は洪水警報の危険度分布で「危険」（紫色）が表示されたとき ③「特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）」が発表されたとき ④本市の全域又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測されるとき ⑤相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ⑥災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき
地 震	自動設置	市内に震度5弱以上の地震が発生したとき
	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき	南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
林野火災	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めるとき	

イ 設置及び廃止の手続き

- (ア) 災害対策本部を設置した場合、市職員に通知するとともに、市長は本部の名称、設置の場所等を公表し、住民に周知させる。
- (イ) 災害対策本部を設置した場合、市長は防災会議を構成する委員及び防災関係機関に通知する。また、知事(県危機管理監。ただし、県災害対策本部設置の場合は、県災害対策本部。)に報告する。
- (ウ) 災害対策本部を廃止した場合も前号と同様の手続きにより行う。

ウ 組織

災害対策本部の組織は、安芸高田市災害対策本部条例（平成16年条例第170号）の規定により、次のとおりとする。

- (ア) 災害対策本部長は、基本法第23条の規定により、市長をもって充て、副本部長に副市長及び教育長、本部員に各部長、教育次長、消防長及び消防団長をもって充てる。
- (イ) 本部長に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合は、副本部長が指揮をとるものとする。また、副本部長については、あらかじめ職務代理を定めておくものとする。
- (ウ) 本部に部、班を設け、部長及び班長を置く。
- (エ) 本部に事務局を置き、その事務は危機管理監危機管理課で処理する。

事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長には危機管理監、事務局員には危機管理課職員をもって充てる。

- (オ) 本部のもとに災害対策支部を置き、支部長には支所長等をもって充てる。
- (カ) 支部長に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合に備え、あらかじめ職務代理を定めておくものとする。
- (キ) 支部に班を設け、班長を置く。
- (ク) 災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部(以下、「現地本部」と言う。)を置くことができる。
- (ケ) 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び事務局の所在地は、その都度本部長が定める。

エ 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、市防災会議と緊密な連絡のもとに、次の各号に掲げる職務を行う。

- (ア) 災害応急対策に関する基本的事項の決定
- (イ) 災害応急対策の総合的推進及び調整
- (ウ) 本計画に定める災害応急対策の実施
- (エ) 災害情報及び被害報告の総括

(オ) 災害応急対策の県および関係機関への要請並びに県に対する被害報告

(カ) 相互応援協定に基づく応援の要請

(キ) その他法令の規定による事項

災害対策本部を設置した場合の決定事項の事務処理は、次に掲げるところによる。

オ 防災事務の処理方法

(ア) 災害対策の基本事項については、災害対策本部の議を経て本部長が決定する。

(イ) 他の機関等に協力要請を求める場合も原則として同様とする。

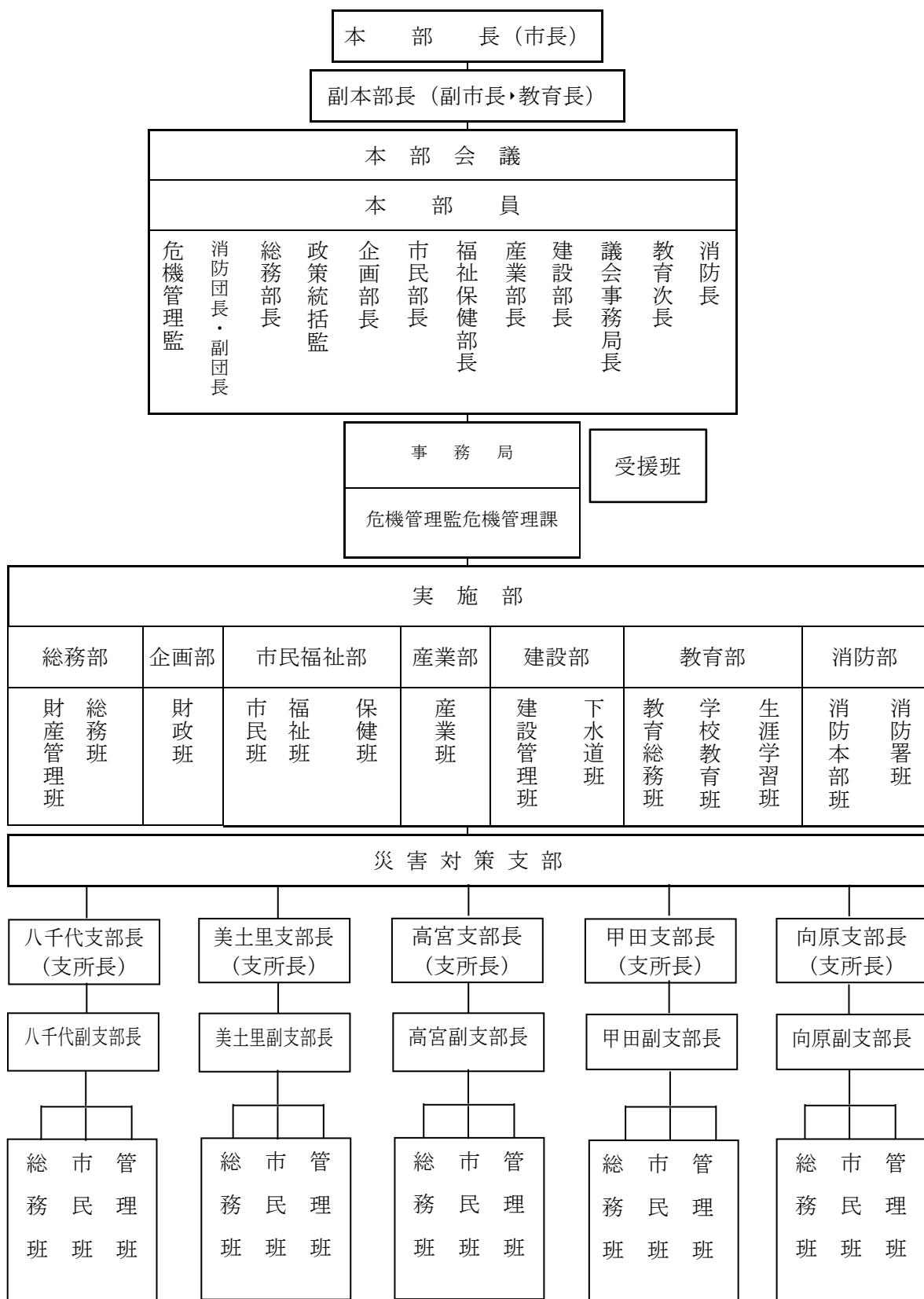
(ウ) 災害応急対策の実施に関する事項については、主務部の決裁を経たのち、本部に合議するものとする。

急務を要する場合は、電話又はその他の方法により合議することができる。

カ 災害対策本部各部の所掌事務等

災害対策本部及び支部の組織図、運営及び分掌事務は次のとおりとする。

■安芸高田市災害対策本部組織図



■災害対策本部の組織及び分掌事務

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
事務局長 (危機管理監) (消防団長)	事務局 班長相当職 (危機管理課長) 消防団 (副団長)	危機管理課 各分団	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 2 災害対策本部の庶務に関すること 3 本部長の特命に関すること 4 災害応急対策の企画に関すること 5 県災害対策本部との連絡調整に関すること 6 防災関係各機関との連絡調整に関すること 7 自衛隊及び他の地方公共団体に対する応援に関すること 8 気象状況の収集伝達に関すること 9 災害救助法の総括に関すること 10 消防活動（消防本部との連携）に関すること 11 消防関係情報の収集及び報告に関すること 12 避難指示等の伝達に関すること
総務部 (総務部長) (政策統括監) (議会事務局長)	総務班 班長相当職 (総務課長)	総務課 秘書広報課 行政委員会総合事務局 議会事務局 会計課	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 総務部の統括に関すること 3 各部各班各支部との連絡調整に関すること 4 災害視察者及び見舞客の接遇に関すること 5 自衛隊及び他の機関の応援職員の厚生に関すること 6 被災者相談窓口に関すること 7 災害証明の発行に関すること 8 職員の動員に関すること 9 職員の配置状況のとりまとめに関すること 10 職員の支部派遣に関すること 11 職員の給食及び衛生管理に関すること 12 部内、部外の応援に関すること 13 議会対応に関すること 14 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること 15 記録写真、記録映画等の作成に関すること 16 避難情報の伝達に関すること
	財産管理班 班長相当職 (財産管理課長)	財産管理課	1 車両の調整及び緊急輸送計画に関すること 2 市庁内及び所管財産の災害予防及び応急復旧に関すること 3 公有財産（普通財産）の緊急使用許可に関すること 4 緊急資機材物品等の調達及び借り上げに関すること 5 庁内電話回線の保守管理に関すること
企画部	財政班 班長相当職 (政策企画課長)	政策企画課	1 民間団体に対する協力要請に関すること 2 災害関係経費に関すること 3 災害対策の予算の措置に関すること 4 災害に伴う財政計画の編成及び財政に関する県、国との連絡に関すること

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
市民福祉部 (市民部長) (福祉保健部長)	市民班 班長相当職 (市民課長)	市民課 税務課 社会環境課 財政課	1 市民部の統括に関すること 2 食品供給計画に関すること 3 非常炊き出しに関すること 4 食料(義援食料含む)の調達及び支給に関すること 5 清掃作業関係の統括に関すること 6 被災地域の清掃に関すること 7 ごみ処理に関すること 8 清掃施設の被害調査及び応急復旧に関すること 9 遺体の埋火葬に関すること 10 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営に関すること 11 被災者及び家屋の被害調査に関すること 12 税等の減免に関すること 13 証明発行手数料の減免に関すること
	福祉班 班長相当職 (社会福祉課長)	社会福祉課 児童保育課 保険医療課	1 福祉保健部の統括に関すること 2 社会福祉施設等の被害状況の調査報告及び応急措置に関すること 3 被災者の収容及び介護の統括に関すること 4 被災者の応急相談に関すること 5 日本赤十字社等社会福祉団体との連絡に関すること 6 応急救助物資の配布及び貸与に関すること 7 義援金品の受付及び配分に関すること 8 遺体の捜索及び処理に関すること 9 迷子に関すること 10 高齢者世帯、障害者世帯等の救護に関すること 11 障害者・独居老人等の安否確認に関すること 12 災害見舞金に関すること 13 避難行動要支援者支援に関すること 14 受援班(物的支援)に関すること 15 物資集配拠点の運営に関すること
	保健班 班長相当職 (保険医療課長)	健康・こども未来課	1 医療機関との連絡調整に関すること 2 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関すること 3 被災地域及び避難所における伝染病の予防及び調査に関すること 4 被災地域の防疫活動に関すること 5 防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関すること 6 医療救護活動に関すること

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
産業部 (産業部長)	産業班 班長相当職 (地域営農課長)	地域営農課 農林水産課 商工観光課	1 産業部の総括に関すること 2 農産物及び家畜の被害調査に関すること 3 苗、種子、肥料、消毒薬剤、飼料等の確保及びあつ旋に関すること 4 家畜の防疫に関すること 5 農業被害に対する金融措置に関すること 6 農業協同組合等との連絡調整に関すること 7 農地及び農業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること 8 林産物の被害調査に関すること 9 山林、林道、林業施設の被害調査及び応急復旧に関すること 10 林業被害に対する金融措置に関すること 11 森林組合等との連絡調整に関すること 12 漁業被害に対する金融措置に関すること 13 漁業協同組合等との連絡調整に関すること 14 商工業の被災状況の調査に関すること 15 被災中小企業に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関すること 16 商工団体との連絡調整に関すること 17 観光客に関すること 18 観光施設の被災状況に関すること
建設部 (建設部長)	建設管理班 班長相当職 (管理課長)	管理課 建設課	1 建設部の総括に関すること 2 市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること 3 被災住宅の融資の相談に関すること 4 住居に係る障害物の除去に関すること 5 応急住宅の建設工事及び応急修理に関すること 6 応急架設住宅入居者の選定に関すること 7 復旧に係る建築指導及び相談に関すること 8 公園施設の被害調査及び応急復旧に関すること 9 土木関係災害復旧事業の総括に関すること 10 道路関係の被害調査及び応急復旧に関すること 11 橋梁その他土木関係被害の調査及び応急復旧に関すること 12 河川関係の被害調査及び応急復旧に関すること 13 危険箇所等の警戒巡視に関すること
	下水道班 班長相当職 (下水道課長)	下水道課	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧並びに暫定復旧計画・策定に関すること 2 下水道施設の運転監視に関すること 3 し尿処理に関すること 4 指定工事店との連絡調整に関すること 5 復旧資材等の調達に関すること 6 第三者被害防止対策に関すること 7 支援受け入れ準備に関すること 8 支援要請（各種団体）に関すること 9 管理業者との連絡調整に関すること 10 支援団体との調整に関すること 11 溢水の解消に関すること

※以下については、広島県水道広域連合企業団安芸高田事務

			<p>所において分掌する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 上水道施設の被害調査及び応急復旧並びに暫定復旧計画・策定に関すること 上水道施設の運転監視に関すること 指定工事店との連絡調整に関すること 復旧資材等の調達に関すること 第三者被害防止対策に関すること 支援受け入れ準備に関すること 支援要請（各種団体）に関すること 管理業者との連絡調整に関すること 給水箇所水源の確保に関すること 飲料水確保対策及び給水箇所設置に関すること 支援団体との調整に関すること
部名	班名	主たる構成員	分掌事務
教育部 (教育次長)	教育総務班 班長相当職 (教育総務課長)	教育総務課 学校統合推進室	<ol style="list-style-type: none"> 教育部の総括に関すること 学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること 教育備品の被害調査及び復旧措置に関すること 通学路の情報収集に関すること 部内の応援に関すること 被災学校の保健衛生に関すること 給食センター施設の被害調査及び応急復旧に関すること 幼稚園施設、適応指導教室の被害調査及び応急復旧に関すること
	学校教育班 班長相当職 (学校教育課長)	学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 児童生徒、教職員の情報収集に関すること 休業等の情報収集に関すること 教職員等の動員に関すること 園児等の情報収集に関すること 被災児童及び生徒の教科書、学用品等の被害調査に関すること 被災学校、児童、生徒の応急教育に関すること 被災児童及び生徒の学用品の調達斡旋に関すること
	生涯学習班長相当職 (生涯学習課長)	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 社会教育施設等の被害調査及び応急復旧に関すること 文化財の被害調査及び災害復旧に関すること
消防部 (消防長)	消防本部班 (消防総務課長)	消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 気象予警報の収集に関すること 洪水予報、水防警報の収集に関すること 消防関係情報の収集及び報告に関すること 消防関係機関等との調整に関すること 危険物貯蔵・貯取扱いの使用許可等に関すること 火災罹災証明の発行に関すること
	消防署班 (消防署長)	消防署	<ol style="list-style-type: none"> 消防活動に関すること 火災原因調査に関すること
本部	受援班	総務部長、総務課長、防災係長外	<ol style="list-style-type: none"> 受援に関すること

キ 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。

■災害対策支部の組織及び分掌事務

支部名	班名	主たる構成員	分掌事務
各支部 各支所 (支所長) 副支部長	総務班	各支所 窓口係 支所配置職員	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 支部の庶務に関すること 3 情報の収集に関すること 4 職員の動員・配置状況に関すること 5 民間団体に対する協力要請に関すること 6 気象状況の収集伝達に関すること 7 被災者相談窓口に関すること 8 災証明の発行に関すること 9 避難情報の伝達に関すること 10 消防団との連絡調整に関すること
	市民班	各支所 窓口係 支所配置職員	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営に関すること。 2 被災者及び家屋の被害調査に関すること 3 社会福祉施設等の被害状況の調査報告及び応急措置に関すること 4 被災者の収容及び介護に関すること 5 被災者の応急相談に関すること 6 避難行動要支援者支援に関すること
	管理班	各支所 窓口係 支所配置職員	1 農畜産物及び家畜の被害調査に関すること 2 農地、農業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3 山林、林道、林業施設の被害調査及び応急復旧に関すること 4 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること 5 道路関係の被害調査及び応急復旧に関すること 6 河川関係の被害調査及び応急復旧に関すること 7 下水道の被害調査及び応急復旧に関すること 8 し尿処理に関すること 9 危険箇所等の警戒巡視に関すること

5 動員

(1) 基本方針

- ア 職員の動員は、市長の配備の決定に基づき行う。
- イ 災害対策本部各班で災害応急対策実施に当たって職員が不足するときは、本部長は、災害対策本部内の各班のうちで職員に余裕のある班と協議の上、不足する班へ職員を配備する。
- ウ 災害対策本部全体でもってなお職員が不足するときは、近隣市町、県等に応援要請を行う。

(2) 伝達方法

ア 勤務時間内

- (ア) 市長が配備を決定したときは、庁内電話、庁内放送、口頭等により危機管理監から速やかに各部長及び消防団長に伝達し、各部長及び消防団長から所管の班長及び分団長、班長及び分団長から班員及び団員に伝達する。

イ 勤務時間外

- (ア) 職員は、市長が配備を決定した場合、直ちに勤務場所に参集し、配備につくものとする。この場合、あらかじめ定められた経路により、電話等可能な手段を用い、連絡するものとする。
- (イ) 参集途中において、勤務場所に参集することが困難な場合は、原則として、参集可能な最寄りの学校、公民館等の市の機関等に参集し、市の機関等の長に対し到着の報告をし、直ちに、その指示に従い必要な業務を実施する。

(3) 他機関に対する応援要請

災害対策に従事する要員が、市内で確保できない場合は、市長は他の市町、県及び自衛隊等関係機関に応援を要請する。

応援の要請については、「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」及び「第6節 受援計画」による。

(4) 他機関への応援

他の市町からの要請があった場合は、市長は相互応援協定に基づき速やかに要員を出動させ、要請に協力する。

第2節の2 労働力確保計画

1 目的

この計画は、応急対策の実施に当たり、前節「組織、動員計画」に定めるもののほか、応急対策実施上必要な労働力の確保について必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

災害応急対策上必要とされる労働力の確保は原則として、それぞれの災害応急対策責任者が行う。

3 実施方法

- (1) 災害応急対策は、それぞれ自己の保有する労働力で実施する。
- (2) 災害応急対策責任者の保有する能力で不足する場合、基本法第62条第2項の規定による協力要員の確保に努める。
- (3) 市長、知事及びその他の災害応急対策責任者が必要とする労働力の確保について、相互に緊密な連絡を保ち協力する。
- (4) 以上の措置をもってしてもなお不足する場合は、知事に必要なあっせんその他の措置を要請する。

第3節 気象警報等の伝達に関する計画

1 目的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を災害応急対策責任者及び住民に対し、迅速かつ確実に伝達し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(1) 発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合	気象業務法第13条及び第13条の2 水防法第10条第1項
中国地方整備局 三次河川国道事務所 広島地方気象台 (共 同)	江の川上流 左岸 安芸高田市八千代町土師字久保 750番地先から広島、島根県境まで 右岸 安芸高田市八千代町勝田字上谷 232番地先から広島、島根県境まで	水防法第10条第2項 気象業務法第14条の2 第2項
広島県土木建築局 砂防課 広島地方気象台 (共 同)	大雨警報発表中において、降雨により予測可能な土石流発生の危険度が高まった場合。	土砂災害防止法第27条 気象業務法第11条

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(3) 種類及び発表の基準

ア 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危

陥度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市区町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市区町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(ア) 注意報

気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するため発表する。

発表基準					
一般の利用に適合するもの	風雪注意報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。			
	強風注意報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。			
	大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表1の基準になると予想されるとき。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>表面雨量指数基準</td> <td>土壌雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>114</td> </tr> </table>	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	7
表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準				
7	114				
大雪注意報	大大雪により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には 12 時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。 芸北地域 平地 15 cm 山地 25 cm				
濃霧注意報	濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想されるとき。				
雷注意報	落雷により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。				
乾燥注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が 35% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想されるとき。				

なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが40cm以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが50cm以上あって最高気温が10℃※以上になると予想されるとき。				
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるとき。				
着雪注意報	著しい着雪により通信線や送電線などへの被害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3℃が予想されるとき。				
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。				
霜注意報	晩霜により、農作物への被害が予想された場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 ※晩霜期最低気温が4℃以下と予想されるとき。				
低温注意報	低温による農作物等への著しい被害が予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 ※ 冬期：最低気温が-4℃以下と予想されるとき。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低いと予想されるとき。				
洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次表の基準以上になると予想されるとき。ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 <table border="1" data-bbox="523 1078 1348 1886"> <thead> <tr> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長瀬川流域=13.4、生田川流域=12.8、 大土川（向原町）流域=8.8、 本村川流域=12.6、戸島川流域=9.2、 多治比川流域=8.2、篠ノ川流域=8.8、 田草川流域=6.4、奈良谷川流域=3、 三篠川流域=14.5、見坂川流域=8.8、 大土川（甲田町）流域=4、 篠原川流域=5.6、式敷川流域=4.3、 用地川流域=3.5、福田川流域=4.2、 房後川流域=5.9、宮迫川流域=4.2、 茂谷川流域=3.5、叶口川流域=4、 桑田川流域=5.5、馬の谷川流域=3、 二重谷川流域=4.1、上河内川流域=4.9、 小谷川流域=3.9、竹ノ内川流域=3.3、 火の谷川流域=3.3、金口川流域=4.9、 室坂川流域=4.1、於手保川流域=3.9、 河内川流域=3.9、後相合川流域=3.6、 高地川流域=4.4、油川流域=3.9、 砂田川流域=3.9、山田川流域=3.9、 根谷川流域=8、有坂川流域=4.6</td> <td>江の川流域=（5、25.1）、 長瀬川流域=（5、12.2）、 生田川流域=（5、12.6）、 大土川（向原町）流域=（5、8）、 本村川流域=（5、10.8）、 戸島川流域=（5、7.1）、 多治比川流域=（5、8.2）、 篠ノ川流域=（5、8.8）、 田草川流域=（5、6.4）、 奈良谷川流域=（5、3）、 三篠川流域=（5、14.5）、 見坂川流域=（5、8.8）、 大土川（甲田町）流域=（5、4）、 桑田川流域=（5、5.2）、 山田川流域=（5、3.5） 江の川上流〔吉田・栗屋・尾関山〕</td> </tr> </tbody> </table>	流域雨量指数基準	複合基準※2	長瀬川流域=13.4、生田川流域=12.8、 大土川（向原町）流域=8.8、 本村川流域=12.6、戸島川流域=9.2、 多治比川流域=8.2、篠ノ川流域=8.8、 田草川流域=6.4、奈良谷川流域=3、 三篠川流域=14.5、見坂川流域=8.8、 大土川（甲田町）流域=4、 篠原川流域=5.6、式敷川流域=4.3、 用地川流域=3.5、福田川流域=4.2、 房後川流域=5.9、宮迫川流域=4.2、 茂谷川流域=3.5、叶口川流域=4、 桑田川流域=5.5、馬の谷川流域=3、 二重谷川流域=4.1、上河内川流域=4.9、 小谷川流域=3.9、竹ノ内川流域=3.3、 火の谷川流域=3.3、金口川流域=4.9、 室坂川流域=4.1、於手保川流域=3.9、 河内川流域=3.9、後相合川流域=3.6、 高地川流域=4.4、油川流域=3.9、 砂田川流域=3.9、山田川流域=3.9、 根谷川流域=8、有坂川流域=4.6	江の川流域=（5、25.1）、 長瀬川流域=（5、12.2）、 生田川流域=（5、12.6）、 大土川（向原町）流域=（5、8）、 本村川流域=（5、10.8）、 戸島川流域=（5、7.1）、 多治比川流域=（5、8.2）、 篠ノ川流域=（5、8.8）、 田草川流域=（5、6.4）、 奈良谷川流域=（5、3）、 三篠川流域=（5、14.5）、 見坂川流域=（5、8.8）、 大土川（甲田町）流域=（5、4）、 桑田川流域=（5、5.2）、 山田川流域=（5、3.5） 江の川上流〔吉田・栗屋・尾関山〕
流域雨量指数基準	複合基準※2				
長瀬川流域=13.4、生田川流域=12.8、 大土川（向原町）流域=8.8、 本村川流域=12.6、戸島川流域=9.2、 多治比川流域=8.2、篠ノ川流域=8.8、 田草川流域=6.4、奈良谷川流域=3、 三篠川流域=14.5、見坂川流域=8.8、 大土川（甲田町）流域=4、 篠原川流域=5.6、式敷川流域=4.3、 用地川流域=3.5、福田川流域=4.2、 房後川流域=5.9、宮迫川流域=4.2、 茂谷川流域=3.5、叶口川流域=4、 桑田川流域=5.5、馬の谷川流域=3、 二重谷川流域=4.1、上河内川流域=4.9、 小谷川流域=3.9、竹ノ内川流域=3.3、 火の谷川流域=3.3、金口川流域=4.9、 室坂川流域=4.1、於手保川流域=3.9、 河内川流域=3.9、後相合川流域=3.6、 高地川流域=4.4、油川流域=3.9、 砂田川流域=3.9、山田川流域=3.9、 根谷川流域=8、有坂川流域=4.6	江の川流域=（5、25.1）、 長瀬川流域=（5、12.2）、 生田川流域=（5、12.6）、 大土川（向原町）流域=（5、8）、 本村川流域=（5、10.8）、 戸島川流域=（5、7.1）、 多治比川流域=（5、8.2）、 篠ノ川流域=（5、8.8）、 田草川流域=（5、6.4）、 奈良谷川流域=（5、3）、 三篠川流域=（5、14.5）、 見坂川流域=（5、8.8）、 大土川（甲田町）流域=（5、4）、 桑田川流域=（5、5.2）、 山田川流域=（5、3.5） 江の川上流〔吉田・栗屋・尾関山〕				
地面現象注意報 ※1	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。				

	浸水注意報 ※1	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。
--	-------------	---

(イ) 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

発表基準						
一般の利用に適合するもの	暴風警報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。				
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想されるとき。				
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 <table border="1" data-bbox="615 765 1187 871"> <tr> <td>表面雨量指数基準</td><td>土壤雨量指数基準</td></tr> <tr> <td>12</td><td>140</td></tr> </table>	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準	12	140
表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準					
12	140					
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。 具体的には12時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。 芸北地域 平地 30cm 山地 45cm				
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次表のいずれか以上になると予想されるとき。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 <table border="1" data-bbox="504 1208 1377 1956"> <tr> <th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準※2</th></tr> <tr> <td>長瀬川流域=16.8、生田川流域=16.1、 大土川（向原町）流域=11、 本村川流域=15.8、戸島川流域=11.6、 多治比川流域=10.3、篠ノ川流域=11、 田草川流域=8.1、奈良谷川流域=3.8、 三篠川流域=18.2、見坂川流域=11.1、 大土川（甲田町）流域=5、 篠原川流域=7.1、式敷川流域=5.4、 用地川流域=4.3、福田川流域=5.3、 房後川流域=7.4、宮迫川流域=5.3、 茂谷川流域=4.4、叶口川流域=5、 桑田川流域=6.9、馬の谷川流域=3.8、 二重谷川流域=5.1、上河内川流域=6.3、 小谷川流域=4.8、竹ノ内川流域=4、 火の谷川流域=4、金口川流域=6.2、 室坂川流域=5.1、於手保川流域=4.9、 河内川流域=4.8、後相合川流域=4.5、 高地川流域=5.5、油川流域=4.8、 砂田川流域=4.9、山田川流域=4.8、 根谷川流域=10、有坂川流域=5.8</td><td>生田川流域=（5、14.4）、 本村川流域=（5、14.2）、 戸島川流域=（11、8.9）、 多治比川流域=（5、9.2）、 篠ノ川流域=（5、9.9）、 田草川流域=（5、8）、 奈良谷川流域=（5、3.5） 江の川上流〔吉田・粟屋・尾関山〕</td></tr> </table>	流域雨量指数基準	複合基準※2	長瀬川流域=16.8、生田川流域=16.1、 大土川（向原町）流域=11、 本村川流域=15.8、戸島川流域=11.6、 多治比川流域=10.3、篠ノ川流域=11、 田草川流域=8.1、奈良谷川流域=3.8、 三篠川流域=18.2、見坂川流域=11.1、 大土川（甲田町）流域=5、 篠原川流域=7.1、式敷川流域=5.4、 用地川流域=4.3、福田川流域=5.3、 房後川流域=7.4、宮迫川流域=5.3、 茂谷川流域=4.4、叶口川流域=5、 桑田川流域=6.9、馬の谷川流域=3.8、 二重谷川流域=5.1、上河内川流域=6.3、 小谷川流域=4.8、竹ノ内川流域=4、 火の谷川流域=4、金口川流域=6.2、 室坂川流域=5.1、於手保川流域=4.9、 河内川流域=4.8、後相合川流域=4.5、 高地川流域=5.5、油川流域=4.8、 砂田川流域=4.9、山田川流域=4.8、 根谷川流域=10、有坂川流域=5.8	生田川流域=（5、14.4）、 本村川流域=（5、14.2）、 戸島川流域=（11、8.9）、 多治比川流域=（5、9.2）、 篠ノ川流域=（5、9.9）、 田草川流域=（5、8）、 奈良谷川流域=（5、3.5） 江の川上流〔吉田・粟屋・尾関山〕
流域雨量指数基準	複合基準※2					
長瀬川流域=16.8、生田川流域=16.1、 大土川（向原町）流域=11、 本村川流域=15.8、戸島川流域=11.6、 多治比川流域=10.3、篠ノ川流域=11、 田草川流域=8.1、奈良谷川流域=3.8、 三篠川流域=18.2、見坂川流域=11.1、 大土川（甲田町）流域=5、 篠原川流域=7.1、式敷川流域=5.4、 用地川流域=4.3、福田川流域=5.3、 房後川流域=7.4、宮迫川流域=5.3、 茂谷川流域=4.4、叶口川流域=5、 桑田川流域=6.9、馬の谷川流域=3.8、 二重谷川流域=5.1、上河内川流域=6.3、 小谷川流域=4.8、竹ノ内川流域=4、 火の谷川流域=4、金口川流域=6.2、 室坂川流域=5.1、於手保川流域=4.9、 河内川流域=4.8、後相合川流域=4.5、 高地川流域=5.5、油川流域=4.8、 砂田川流域=4.9、山田川流域=4.8、 根谷川流域=10、有坂川流域=5.8	生田川流域=（5、14.4）、 本村川流域=（5、14.2）、 戸島川流域=（11、8.9）、 多治比川流域=（5、9.2）、 篠ノ川流域=（5、9.9）、 田草川流域=（5、8）、 奈良谷川流域=（5、3.5） 江の川上流〔吉田・粟屋・尾関山〕					
	地面現象警報	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が発生するおそれがあると予想さ				

	※1	れた場合。
	浸水警報※1	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。

(ウ)特別警報

気象現象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想した場合、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

種類	発表基準
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
	暴風特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴風雪特別警報 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	地面現象特別警報※1 大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

種類	発表基準
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報※2 一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
	水防活動用洪水注意報※2 一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。
	水防活動用洪水警報※2 一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
	水防活動用気象警報※2 一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。

注1：※印は要素が気象官署のものであることを示す。

※1印は、表題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。

※2印は、一般の利用に適合する大雨、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。

2： 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。

3： 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することが

できる場合には、地域を指定して発表する。

(エ) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常の発表基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1ヶ月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

大規模地震発生後早急に暫定基準を設定すべき状況時に運用される暫定基準

【暫定基準：震度6弱以上の地域】

広島地方気象台から基準設定後、通知

【暫定基準：震度5強の地域】

広島地方気象台から基準設定後、通知

(オ) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

■ キキクル等の概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、数km～数十kmの予報区域を対象に発表する洪水予報等に加えて、縦断的な水位（水面形）を計算により推定し、左右岸それぞれ、概ね200mごとの洪水の危険度分布（水害リスクライン）を示している。また、洪水予報の危険度分布では指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示しており、それぞれの詳細なリスク情報を洪水予報の危険度分布によりワンストップで確認することができる。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(カ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

(キ) 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報において、府県単位で線状降水帯による大雨となる可能性を「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

イ 国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報（臨時の洪水予報を除く）

区分	標題	種類	発表基準
江の川上流水系洪水予報	江の川上流氾濫発生情報	洪水警報（発表） 又は 洪水警報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	江の川上流氾濫危険情報		<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位の上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	江の川上流氾濫警戒情報		<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	江の川上流氾濫注意情報	洪水注意報（発表） 又は 洪水注意報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
	江の川上流氾濫注意情報（警戒情報解除）		<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
	江の川上流氾濫注意情報解除	洪水注意報解除	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警

報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表する。

ウ 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区分	発表・解除基準
土砂災害警戒情報	<p>発表基準 大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（降雨により予測可能な土石流発生の危険度が高まった）とき、市区町ごとに発表。</p> <p>解除基準 降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市区町ごとに解除される。</p> <p>広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。</p>

エ 気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発表基準
緊急地震速報 (警報)	最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表する。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(4) 気象予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達経路

広島地方気象台が気象等の予報及び警報を発表した場合、次の経路で情報が伝達される。この通知は、危機管理監危機管理課が受理する。ただし、勤務時間外の場合は当直勤務者が受理する。

災害対策本部が設置された場合は、危機管理監危機管理課が受理する。

区分		伝達機関	予警報の種類	伝達の方法
県からの伝達	防災行政無線による一斉通報	勤務時間内	県危機管理監 (土木建築局砂防課)	すべての注意報、警報及び土砂災害警戒情報
			〃	注意報のうち大雨、洪水、浸水、地面現象の各注意報
		勤務時間外	〃	警報のうち、暴風、大雨洪水、暴風雪、大雪、浸水、地面現象の各警報
	一斉通報のできないとき	勤務時間内外とも	〃	土砂災害警戒情報
		広島県北部建設事務所	注意報のうち大雨、洪水、地面現象、浸水、江の川上流洪水注意報	電話
			強風濃霧注意報	〃
			暴風、洪水、地面現象、浸水警報、暴風雪、大雪警報、江の川上流洪水警報、水防警報	〃
		土木建築局砂防課	土砂災害警戒情報	〃
達 NTTからの伝	勤務時間内外とも	NTTマーケティングアクト関西支店	すべての警報	〃

(5) 伝達を受けた場合の市の措置

- ア 関係機関からの気象予警報等は、平日の場合(午前8時30分～午後5時15分まで)は危機管理監危機管理課において受理し、休日、その他夜間は当直勤務者が受理し、直ちに受信表を作成し、必要に応じて危機管理課長に伝達する。
- イ 危機管理課長は、前記の予警報を受領し、必要と認める場合は、速やかに市長、副市長、教育長及び各部長に報告するとともに、関係各課に伝達する。
- ウ 危機管理課長は、予警報のうち、特に庁内・支所への周知を要すると認めたものについては、庁内放送、電話、メール等により伝達するとともに、関係各課長は関係機関に電話、メール等により伝達する。
- エ 伝達を受けた気象予警報等で、急を要し、かつ、重大な災害が予想されるものについては、広報車、お太助フォン等の方法により住民に広報する。

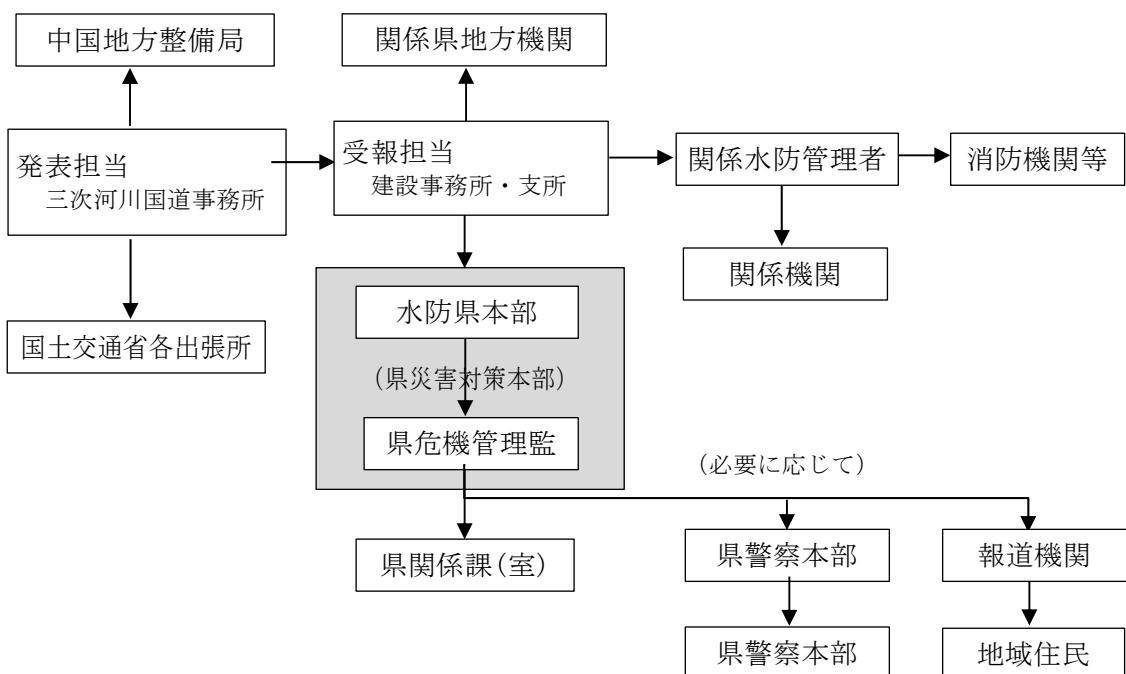
3 水防警報の伝達

(1) 発表責任者

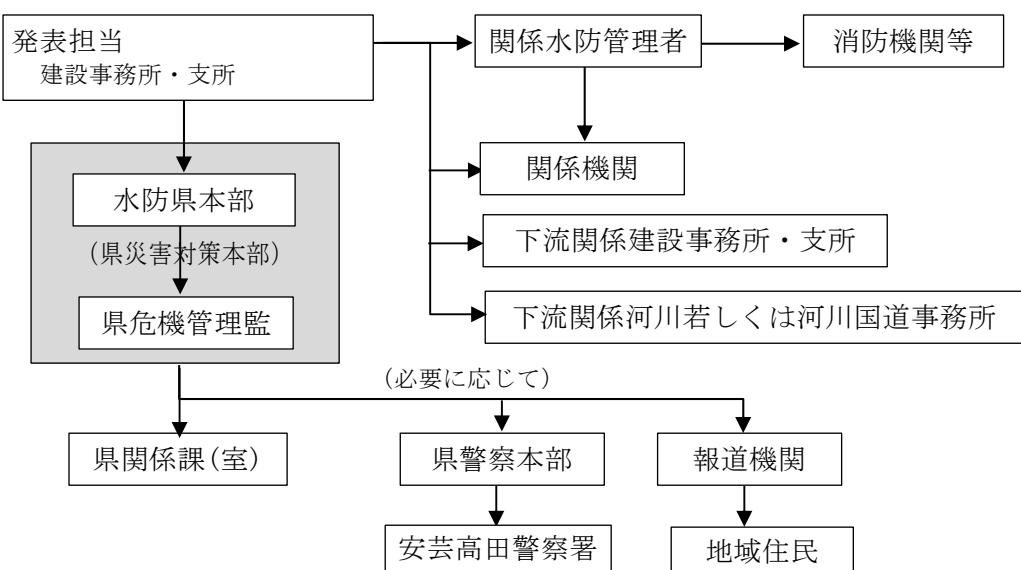
発表担当者	河川名等	法令名	摘要
国土交通大臣	国土交通大臣が指定した河川 江の川水系 江の川（幹線）の一部	水防法 第16条 第1項	中国地方整備局災害対策計画により江の川水系については三次河川国道事務所が発表する。
知事	知事が指定した河川 太田川水系 三篠川の一部	同上	河川を管理する建設事務所・支所が発表する。

(2) 伝達経路

- ア 中国地方整備局関係事務所の発表する水防警報の伝達



イ 各建設事務所・支所の発表する水防警報の伝達

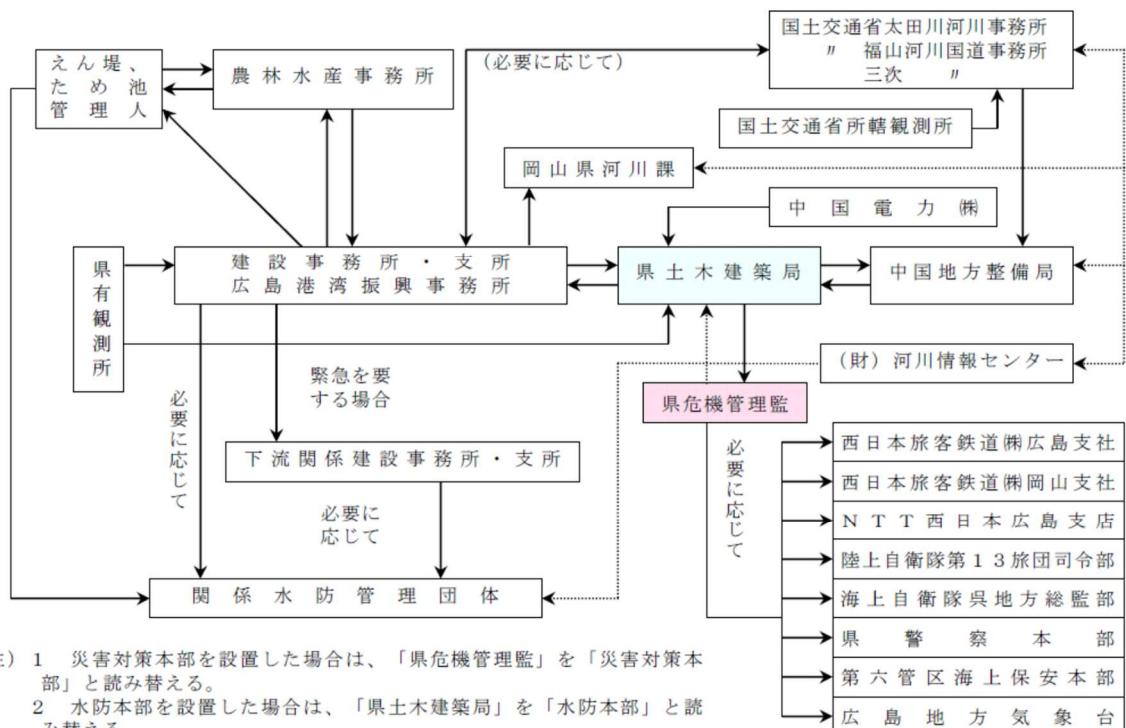


ウ 災害対策本部を設置した場合、(2)において「県危機管理監」及び「県地方機関」は、それぞれ「県災害対策本部」及び「県災害対策支部」と読み替える。

4 水位等の通報

(1) 県の設置している水位観測所の通報

水防管理者又は量水標管理者は、水防活動用気象等の予報の伝達を受けた場合に知事の定める通報水位を超えるときは、水防計画に定めるところにより関係者に通報する。



(注) 1 災害対策本部を設置した場合は、「県危機管理監」を「災害対策本部」と読み替える。

2 水防本部を設置した場合は、「県土木建築局」を「水防本部」と読み替える。

3 破線は(財)河川情報センター端末機による情報入手。

(2) 水位等に係る情報の交換

水位及び雨量に係る観測所を設置している災害応急対策責任者は、応急対策上必要な範囲において相互に水位等の情報を交換する。

5 火災予防上の気象通報

(1) 気象の状況の通報

広島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、その状況を直ちに県危機管理監に通報し、通報を受けた県危機管理監は、直ちにこれを市の消防本部に通報する。

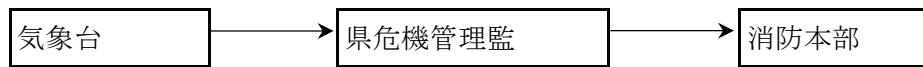
(2) 通報の具体的な基準

広島地方気象台が、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合にあっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(3) 情報の伝達経路

広島地方気象台が行う火災予防上の気象通報は、次の経路により通報される。



第4節 住民等の避難誘導に関する計画

1 目的

災害未然防止のための避難誘導及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

2 避難の指示等

(1) 避難等の指示権者

ア 基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先を指示等する。	基本法第56条、第60条第1項・3項
知事	同上の場合 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	基本法第60条第6項
警察官 海上保安官	同上の場合 市長が指示できないとき又は市長が要求したとき。	同上	基本法第61条
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	基本法第63条第1項
警察官	同上の場合 市町村長又は委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき又は市町村長等が要求したとき。	同上	基本法第63条第2項
自衛官	同上の場合 市町村長その他市町村長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同上	基本法第63条第3項

イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令	消防法第28条 第1項
消防長 消防署長	火災の現場で火災警戒区域を設定した場合。	同上	消防法第23条 の2
警察官	同上の場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があつたとき。	同上	消防法第28条 第2項
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同上	水防法第21条 第1項
警察官	同上の場合 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があつたとき。	同上	水防法第21条 第2項
知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	水防法第29条
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	地すべり等 防止法第25条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。	同上	自衛隊法第94条

(2)緊急安全確保

法令により権限を有する者は、災害が発生又は切迫している状況において、立退き避難することがかえって危険である場合、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう促したいときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保を指示することができる。

(3)避難指示

ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

イ 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条の規定に基づき、警察官の措置により避難させる。

ウ 市長に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合には、副市長、危機管理監若しくは在庁職員の中で最上級職の者が市長に代行して指揮をとるものとする。

(4)高齢者等避難の伝達

市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(5)伝達方法

ア 避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容をお太助フォン、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

イ 市、安芸高田警察署、県、自衛隊は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

(6) 避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。市は、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(7) 避難指示等についての注意事項

ア 避難指示は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないよう、あらかじめ職務代理者を明確にしておくものとする。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 市は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、避難指示等を発する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

エ 市は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に周知徹底しておく。

オ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

キ 市は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時

間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

- ク 市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- ケ 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないよう事前に協議しておく。

(8) 避難指示等に係る助言

市長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

また、国及び県は、時期を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

国及び県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

(9) 避難措置及び解除の報告

ア 避難指示等を行った場合

市長は、基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

(ア) 提出先

危機管理監(災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班)

(イ) 報告方法

総合行政通信網(ファクシミリを含む。)又は有線電話

(ウ) 報告事項

- a 避難指示を発令した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時
- b 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

イ 避難指示等の解除を行った場合

市長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様にその周知を図る。

ウ 避難指示等の解除の際の助言

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

エ 指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

(ア)提出先

危機管理監(災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班)

(イ)報告方法

開設後直ちに総合行政通信網電話(ファクシミリを含む。)又は有線電話で行う。

(ウ)報告事項

指定避難所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

3 避難の誘導

(1)防災上重要な施設の避難対策

ア 病院、学校、ホール、大規模商業施設、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、市長が避難の指示等を行った場合は、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全確保に努める。

イ 保育園、幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校(以下「学校等」という。)並びに病院及び社会福祉施設(以下「病院等」という。)においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア)学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生、給食の実施方法について定める。

(イ)病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(2)避難誘導

ア 避難誘導に当たる者

(ア)市職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者

(イ)自主防災組織のリーダー等

イ 避難誘導の方法

(ア)指定緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した市長は、指定緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(イ)避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

(ウ)避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン(全体計画・個別計画)を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

(エ)避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

(オ)指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

ウ 避難に当たっては、誘導責任者は、次の事項を住民に周知徹底する。

(ア)戸締まり、火の始末を完全にすること。

(イ)携行品は、必要最小限の物品とすること。

〔食料、水筒、タオル、ちり紙、新聞紙、着替え、懐中電灯(予備の乾電池)、携帯ラジオ(予備の乾電池)、毛布、医薬品、ビニール袋等〕

(ウ)服装は軽装とすること。雨具、帽子、手袋、雨靴、防寒衣等を携行すること。

(4)再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失すことなく再避難等の措置を講じる。

第5節 災害情報計画

1 目的

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 情報の収集伝達手段

災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1)情報の収集手段

- ア 住民からの電話、お太助フォン、SNS、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 地元消防機関、警察署からの電話等による通報
- エ その他地元関係機関からの電話等による通報
- オ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- カ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- キ マスコミの報道
- ク 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- ケ 広島県防災情報システムの活用
- コ Web会議システムの活用
- サ SNS等による情報
- シ 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等

(2)関係機関への伝達手段

- ア 電話、お太助フォン、口頭による報告
- イ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- ウ SNSの活用
- エ 登録制メール、緊急速報メールの活用
- オ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- カ Web会議システムの活用
- オ SNS等の活用

(3)その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

3 災害情報の収集伝達

(1)通常の場合の経路

- ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報
 - (ア)基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象につ

いて通報を受けた市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(イ)前項の場合において急施を要するときは、市長は、県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の大要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

前各号の経路により情報を受けた関係団体は、必要と認めたときは関係のある民間機関へ通知する。

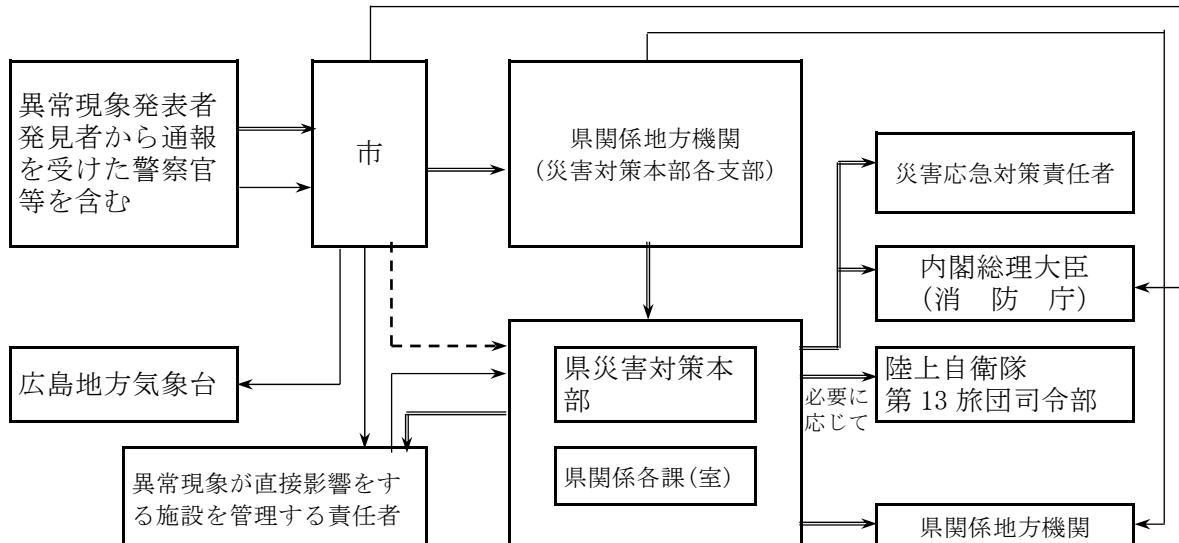
エ 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通報する。

(2)県の災害対策本部が設置された場合

ア 市長は、人、住家、福祉・商工業・病院・水道等の施設の被害、住民の避難状況、災害対策本部の設置及び廃止については、直接、県災害対策本部（情報連絡班）へ報告する。その他については、西部建設事務所（県災害対策本部支部）へ通知する。

イ 急施を要する場合で県災害対策本部へ通知するいとまのない場合、異常現象が直接影響する施設を管理する責任者又は内閣総理大臣（消防庁）へ通知する。



注：1 県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は、市が行う経路手続きを準用し、その旨をその異常現象発生地域の市に通知する。

2 ⇒は通常の場合の経路であり、→は急施を要する場合で災害対策本部へ通知するいと

まのない場合の経路である。

また、--->は、緊急を要する場合で、災害対策本部へ直接通知する場合の経路である。

4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。

また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁）へ報告するものとするが、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

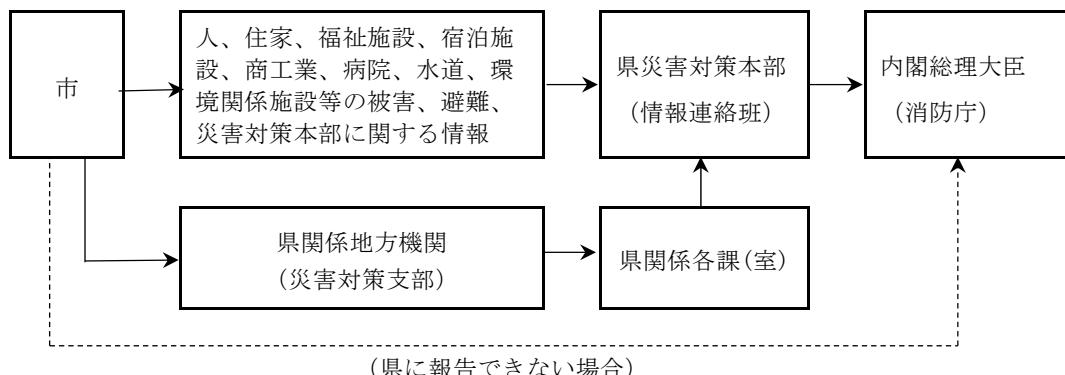
市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）



(ア) 広島県が災害対策本部を設置していない場合の連絡先

【県危機管理監】

電話	082-513-2786、2793
FAX	082-227-2122
衛星電話（専用機）	101-2784、2785
衛星FAX	101-119

(イ) 広島県が災害対策本部を設置した場合の連絡先

【県災害対策本部】

電話	082-511-6720（直通） 082-228-4483（情報連絡班）
FAX	082-227-2122
衛星電話（専用機）	101-2784、2785

(ウ) 内閣総理大臣（消防庁）へ連絡する場合の連絡先

【消防庁】

区分 回線別		平日（9:30～18:15） ※震災等応急室	左記以外 ※宿直室
NTT	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話	9-048-500-90-49013	9-048-500-90-49101～49103
	FAX	9-048-500-90-49033	9-048-500-90-49036

イ 災害発生報告の方法

災害発生報告は、原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防本部への通報が殺到した場合、その状況を市は、直ちに消防庁及び県に対し報告する。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市から直接、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

市が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

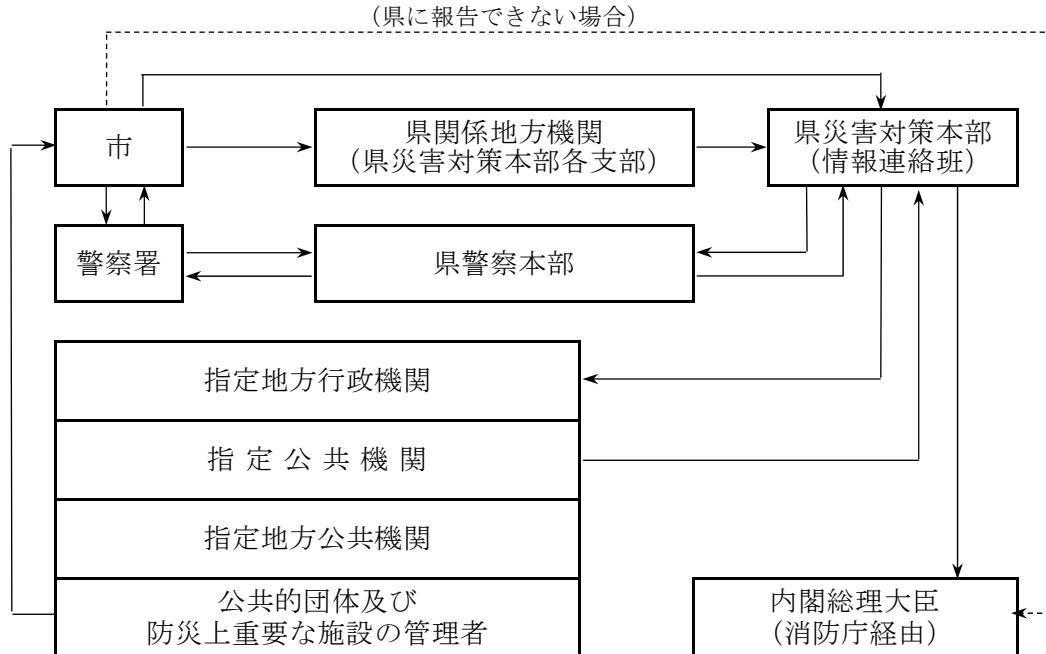
(2)被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）

連絡先は、災害発生報告に示したとおりである。



イ 被害状況の報告等

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

ウ 被害状況報告の様式

被害状況については、災害発生報告と同様の経路で県に報告するとともに、市内の防災関係機関にも周知する。

5 被害状況等の収集・とりまとめ

災害が発生した場合の災害状況調査及び災害情報の収集は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となるもので、迅速かつ的確に行う。

(1) 実施責任者

市、消防本部及び安芸高田警察署は連携し、災害情報の収集を行う。

(2) 被害情報の収集

ア 被害情報の収集及び調査は、関係機関、諸団体、地域自治組織等の応援を求めて実施する。

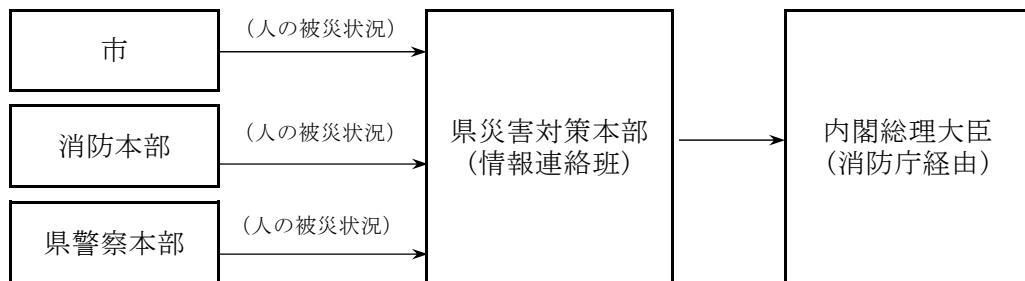
イ 災害が発生したときは、直ちに調査班を編成して被害状況を調査する。

ウ 災害調査に当たっては、別記「様式1」、「様式2」に記載された内容等を対象に行い、「用語の定義」に基づき判定する。

(3) 人の被害についての即報

市、消防本部及び県警察本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部(災害対策本部が設置されていない場合は、危機管理監)に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。



■別記様式1

災 害 発 生 報 告

() 県支部
() 市町村

月 日 時 分 受信			13 火災の発生 状況 14 交通途絶と なった路線 15 破堤溢水 した河川 海岸ため池 16 その他の 被 告			
発信者 職氏名						
受信者 班	情報連絡班 班	氏名				
1 調査 日時	月 時 分					
2 発生 場所						
人 の 被 害	3 死 者	人	氏名（生年月日）	災 害 に 対 し と つ て い る 措 置	17 災害対策 本部設置 18 避難指示 状況	月 日 時 分
	うち災害 関連死者	〃	〃 (〃)			
	4 行方 不明者	〃	〃 (〃)			
	5 重傷者	〃	〃 (〃)			
住 家 の 被 害	6 軽傷者	〃	〃 (〃)		19 消 防 職 員	人
	7 全壊 (全焼・流失)	棟	世帯	人	20 消 防 団 員	〃
	8 半壊 (半焼)	〃	〃	〃	21 警 察 官	〃
	9 床上浸水	〃	〃	〃	22 そ の 他	〃
非 住 家 の 被 害	10 床下浸水	〃	〃	〃	計	〃
	11 学校 等 公共建物			23 その他の 応急措置		
12 その他						

■別記様式2

被 味 総 括 表

月 日 時 分 現在					() 県支部		
被害区分		被害内容		被害区分		被害内容	被害額 (千円)
① 人の被害	ア 死者	人	氏名	④ 公共建物の被害	キ 保育園	公	棟
	うち災害関連死者	〃	〃		キ 幼稚園	私	〃
	イ 行方不明者	〃	〃		ク 専修学校	公	〃
	ウ 重傷者	〃	〃		ク 各種学校	私	〃
	エ 軽傷者	〃	〃		ケ 病院		〃
② 住家の被害	ア 全壊(全焼・流失)	棟	世帯	人	コ 官公庁そえの他		〃
	イ 半壊(半焼)	〃	〃	〃	⑤ 神社・仏閣・文化財の被害		〃
	ウ 一部破損	〃	〃	〃	ア 道路被害	か所	
	エ 床上浸水	〃	〃	〃	イ 橋梁被害	橋	
	オ 床下浸水	〃	〃	〃	ウ 河川被害	か所	
③ 非住家の被害	ア 全壊(全焼・流失)	公共建物	棟		エ 砂防設備被害		〃
	そ の 他		〃		オ 地すべり防止施設被害		〃
	イ 半壊(半焼)	公共建物	〃		カ 急傾斜地崩壊防止施設被害		〃
	そ の 他		〃		キ 治山施設被害		〃
	被害区分		被害内容	被害額(千円)	ク 港湾施設被害		〃
④ 公共建物の被害	ア 小学校	公	か所		ケ 渔港施設被害		〃
		私	〃		コ 海岸施設被害		〃
	イ 中学校	公	〃		サ その他		〃
		私	〃		⑦ 農林水産施設の被害	ア 流失・埋没	ha
	ウ 高等学校	公	〃			田 冠水	〃
		私	〃			イ 流失・埋没	〃
	エ 大学	公	〃			畑 冠水	
		私	〃			ウ 農道被害	か所
	オ 高等専門学校		〃			エ 溝池・水路被害	〃
	カ 特別支援学校		〃			オ 頭首工被害	〃

被害区分		被害内容	被害額(千円)	被害区分	被害内容						
⑦ 農林水産施設	カ 路面被害	か所		罹災世帯数	世帯						
	林道 橋梁被害	橋		罹災者数	人						
	キ 水産施設被害	か所		被害総額	千円						
	ク その他	〃		⑨ 火災発生	ア 建物 件						
⑧ その他被害	ア 農産被害	〃			イ 危険物 〃						
	イ 林産被害	〃			ウ その他 〃						
	ウ 水産被害	〃			月 日 時 分						
	エ 商工被害	〃		災害に 対して とつた 措置	災害対策本部設置						
	オ 土石流	渓流			避難指示状況	地区名	避難場所	世帯数	人数		
	カ 地すべり	か所									
	キ がけ崩れ	〃									
	ク 木材流出	m ³			合 計						
	ケ 山林消失	ha			消防職員等出動状況	消防職員		人			
	コ 鉄軌道被害	か所				消防団員		〃			
	サ 船舶	沈 没	隻			警察官		〃			
		流 失	〃			その他		〃			
		破 損	〃			計		〃			
	シ 清掃施設被害	か所			その他						
	ス 都市施設被害	〃									
	セ 自然公園施設等被害	〃									
	ゾ 工業用水道被害	〃									
	タ 水道施設被害	〃									
	チ 水道（断水）	戸									
	ツ 電話（不通）	回線									
	テ 電気（停電）	戸									
	ト ガス（停止）	〃									
	ナ ブロック塀等被害	か所									
	ニ その他	〃									

■用語の定義

人 の 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
	安否不明者	当人と連絡が取れず安否がわからない者
住 家 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
※非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。		

公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農林水産業施設	海岸被害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畠の流失埋没	田畠の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田畠の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
その他	溜池・水路被害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。

そ の 他	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。
	地すべり	地すべりが発生したものとする。
	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園等施設被害	自然公園法(昭和32年法律第161号)、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	その他	各項に該当しない被害とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
被害総額		物的被害の概算額とする。（千円単位）
火災発生		火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

第6節 通信運用計画

1 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

(1)加入電話の非常申込み

ア 加入電話の優先利用の申し込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

申込み先	申込みダイヤル番号
116センター	「116」

イ 非常・緊急電報の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記アの「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

申込み先	申込みダイヤル番号
電報センター	「115」

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要請先	電話番号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

エ 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込む。

区分	申込先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センター	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

(2)専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話及びお太助フォンを利用することが困難な場合には、災

害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、中国電力株式会社、西日本旅客鉄道㈱広島支社、県警察本部及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

(3) 無線施設等の利用

ア 災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、災害対策本部と災害対策支部及び市町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。更に必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

イ アマチュア無線局は設置者も多く緊急時の連絡方法として重要であるので、市内のアマチュア無線の実態を把握し、その利用について協議しておく。

(4) 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や市災害対策本部に協力を要請するものとする。

第7節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、県及び広島市は、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

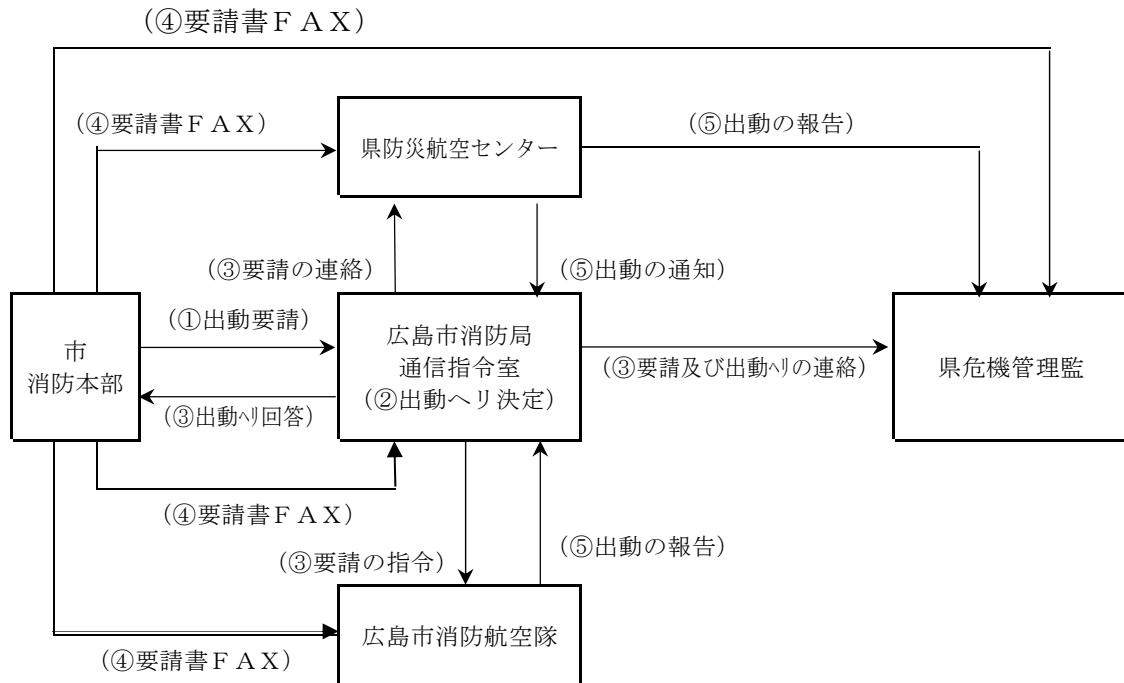
県及び市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

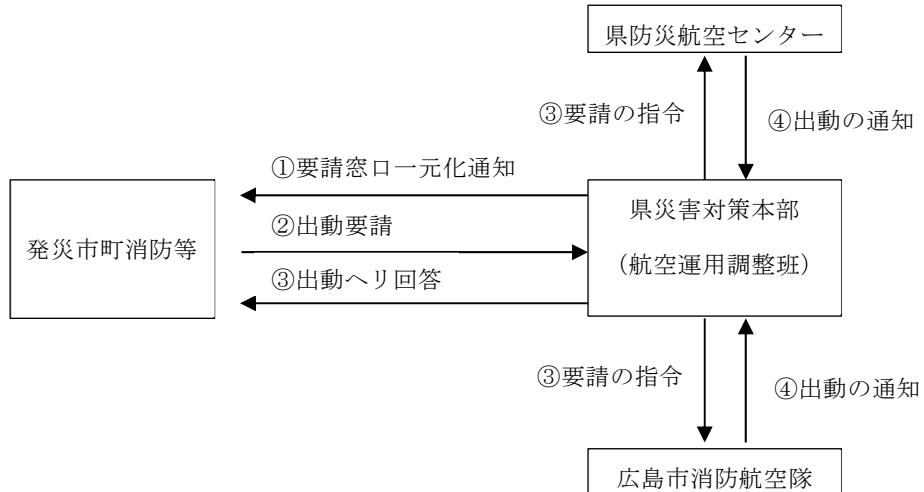
5 支援要請

(1) 県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。

(ア) 通常災害時



(イ) 大規模災害時

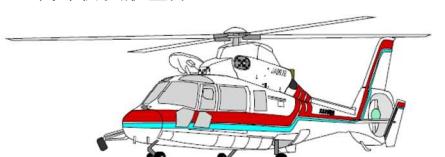
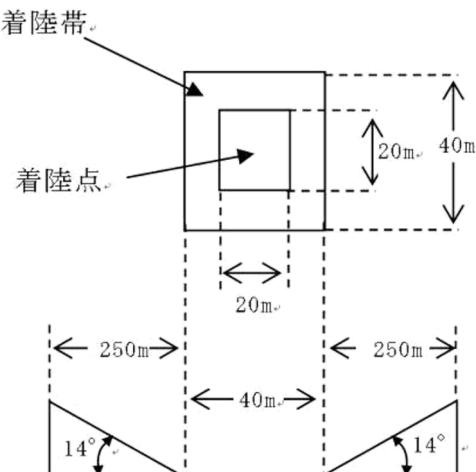
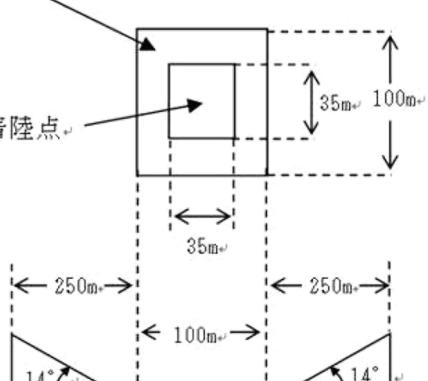


(2) 県及び広島市は、市又は消防本部から出動要請を受けた場合、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に支援又は応援を行うものとする。

6 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小・ 中型	 <p>広島県防災航空隊 アグスタ AW139</p>  <p>広島市消防航空隊 AS365 N3</p>  <p>広島県警察航空隊 AS365 N2</p>  <p>第六管区海上保安本部 広島航空基地 アグスタ AW139</p>  <p>陸上自衛隊 UH-1</p>	 <p>着陸帯</p> <p>着陸点</p> <p>20m 40m</p> <p>20m</p> <p>40m</p> <p>14°</p>
大型	 <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MCH-101</p>	 <p>着陸帯</p> <p>着陸点</p> <p>35m 100m</p> <p>35m</p> <p>100m</p> <p>14°</p>

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

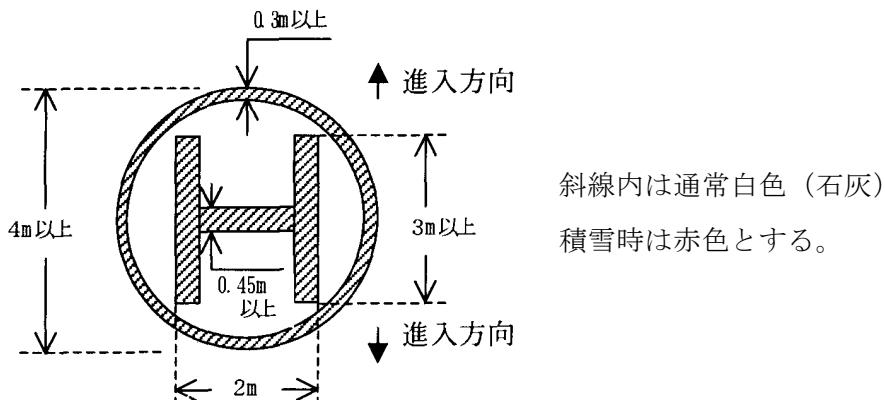
イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には次図を標準とした（H）を表示する。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

(3) 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさけることとする。

第8節 自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

この計画は、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）が行う自衛隊の災害派遣要請について必要事項を定めることを目的とする。

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、指定地方行政機関、地方公共団体、及び指定地方公共機関等の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に要請者が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第83条及び基本法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1)被害状況の把握及び通報
- (2)遭難者等の捜索・救助
- (3)消防
- (4)水防
- (5)人員及び救援物資の緊急輸送
- (6)道路及び水路の障害物の啓開
- (7)応急の医療、救護、防疫
- (8)給食、給水及び入浴支援
- (9)救援物資の無償貸付又は譲与
- (10)危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1)警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2)本市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3)現場の被災工作物等の除去等
- (4)本市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること

5 災害派遣要請の手続

- (1)要請要求は、市長が直接知事(危機管理監)にする。
- (2)要請に当たっては、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- (3)派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

- ア 要請先及び連絡方法

(ア)陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線 2410

（夜間・土日・祝日等）内線 2440（当直幕僚）

(イ)航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348

（課業時間外）内線 2203（SOC当直）

- イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア)広島県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線 2783～2786

（直通）082-511-6720

082-228-2159

(イ)大阪航空局広島空港事務所三原市本郷町善入寺64-34

電話 0848-86-8650

- (4)災害派遣要請の要求等

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を

待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ 市長は、上記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

6 災害派遣部隊の受入れ

- (1)自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、市長に、派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と市との連絡に当たる職員を現地に派遣する。
- (2)災害派遣を依頼した場合、市長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア)市における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署(職員)の指定及び配置(平常時からの指定及び配置を含む。)
- (イ)派遣部隊指揮所及び連絡員が市と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設(場所)の提供
- (ウ)派遣部隊の宿営地及び駐車場等の準備(平常時から宿営地候補の検討を含む。)
- (エ)派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ)臨時ヘリポートの設定(第3章の1第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。)

イ 派遣部隊到着後

- (ア)派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ)他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ)派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

7 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1)部隊の輸送費(民間の輸送力(フェリー等を含む。)を利用する場合及び有料道路の通行を除く。)
- (2)隊員の給与
- (3)隊員の食糧費
- (4)その他の部隊に直接必要な経費

8 災害派遣部隊の撤収要請

- (1)市は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事を通じて自衛隊の撤収を要請する。

(2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第9節 受援計画

1 方針

大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、市のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や近隣市町、県の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

(1) 知事等に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする職種別人員

ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

オ 応援を必要とする期間

カ その他必要な事項

(2) 他の市町長に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

また、県のあっ旋により、その他の防災関係機関の応援を行う。

(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、市の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(4) 相互応援協定等の締結

市長は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

(5) 応援要員の受入体制

市が災害応急対策を実施するに際して、市外から必要な応援要員等を導入した場合、市長はこれらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて

可能な限り、準備、あつ旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(6)被災地への職員の派遣

県及び市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

国及び地方公共団体は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第10節 防災拠点に関する計画

1 道の駅「三矢の里あきたかた」

安芸高田市吉田町山手の道の駅「三矢の里あきたかた」を、国道54号線に面する立地を活かし、広域的な人的物的支援の実施並びに近隣住民及び道路利用者の緊急避難の受入れのための防災拠点とする。

また、近隣の避難施設である愛郷小学校及び可愛振興センターと連携した地域一体型の防災機能の核として位置付ける。

施設が有する機能は次のとおり。

- ・避難支援機能
- ・道路災害情報等の提供機能
- ・物資輸送の支援機能
- ・災害復旧部隊（防災関係機関、市外の自治体）の活動支援機能

第11節 救出計画

1 目的

この計画は、災害時における救出、救護、その他の生命、身体、財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

2 陸上災害救難

(1) 実施責任者

実施責任者	実施の範囲	法令名
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事 (災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は市長)	被災者の救出 遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条 災害救助法第2条、第4条、第13条
市長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条

(2) 実施方法

ア 被災者の救出

(ア) 通常の場合

市長が救難責務を有するが直接の救出は消防本部、安芸高田警察署がこれに当たる。この場合、市長は救出担当機関と密接な連携を保ち救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

(イ) 災害救助法が適用された場合

知事は、市長を補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり救出を行う。

(ウ) 救出活動が消防本部をもって措置できないときは、消防団の協力を求めるとともに、災害の規模が甚大で消防本部及び市防災関係機関のみで対応できないときは、関係機関への応援を要請する。

イ 遺体の搜索、収容、埋葬等

(ア) 遺体の搜索

知事は災害救助法を適用した場合、市長を補助者として消防機関、その他の関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の捜索を行う。

(イ) 遺体の収容、埋葬等

a 知事が行う措置

(a) 災害救助法による措置

知事は、災害救助法施行細則の適用基準にしたがい、保護者、引取人のない遺体について、市長を補助者として遺体の措置を行う。

(b) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条により遺体の移動制限及び禁止、埋葬の許可を行う。

b 市長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の収容、埋葬等を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

ウ 障害物の除去

市長は、災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により、知事の委任に基づいて、被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

3 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

5 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第12節 医療救護・助産計画

1 趣旨

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えて、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 災害時における実施責任者及び実施内容

- (1) 市長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、安芸高田市医師会、安芸高田市歯科医師会及び吉田総合病院その他の医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (2) 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県及び日本赤十字社広島県支部等に協力を要請する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- (4) 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。
- (5) 安芸高田市医師会は、市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。
- (6) 災害拠点病院・協力病院
 - ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。
 - イ 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、参集する災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）と協力し、患者搬送など必要な対応を行う。
 - ウ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入れやDMA Tの派遣等による医療救護活動の実施に対応する。
 - エ 自院がDMA T活動拠点本部となる場合には、統括DMA Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集するDMA Tの支援の下で医療救護活動を実施する。
 - オ 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報を広域災害・救急医療情報システム（以下「EM I S」という。）への登録などにより提供する。

3 医療救護

(1) 基本原則

- ア 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。

安芸高田市は、広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町とで構成する「広島二次保健医療圏」を活動単位とする。

- イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- ウ 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

(2) 災害発生初期段階への対応

- ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。
- イ 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。
- エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。
- オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。
- カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。
- キ 住民の健康管理及び被災後の二次的な健康被害を予防するために、府内の保健師・栄養士は災害の規模や被災状況等に応じ、早期に参集し保健活動拠点の設置・体制を整え公衆衛生活動を実施する。

(3) 災害発生後中期以降への対応

- ア 市は、必要と認めた場合には、避難所その他必要と認める場所に救護所を設置する。
- イ 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。
- ウ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡

回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

4 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請

- (1) 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を受けるため、必要に応じて、医師、看護師等により組織する災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）の派遣を要請する。
- (2) D P A Tの受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

5 公衆衛生活動

(1) 災害時公衆衛生チーム

- ア 県は、公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。
- イ 市で十分な公衆衛生活動ができない場合、県に依頼し、県は、県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。
- ウ 県は、調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。
- エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

(2) 子ども支援チーム

- ア 災害時の子どもの心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織する子ども支援チームの派遣を要請する。
- イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。
- ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子どもの支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により、子どもの心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

(3) 保健師

- ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。
- イ 市保健師は被災地域及び避難所等での被災者を中心とした住民の健康管理等の公衆衛生活動を実施する。
- ウ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

6 慘事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

7 助産

- (1)原則として医療救護に準ずる。
- (2)災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。

ア 助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため、助産の方途のなくなった者

イ 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給。

ウ 助産の期間

分べんした日から7日以内。

8 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第13節 消防計画

1 目的

この計画は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

消防については、市がその責に任じ、県は非常事態の場合において、緊急の必要があるとき、災害防御の措置に関して、必要な指示をすることができる。

3 実施方法

応急対策は、安芸高田市消防計画に定めるところにより実施する。

4 相互応援協力体制の整備

市等は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和62年10月1日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

5 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

6 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第14節 水防計画

1 目的

この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持するため必要事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

水防管理団体、消防機関等、水防協力団体、県、広島地方気象台、中国地方整備局は水防法の定めるところにより、それぞれの責任を有する。

3 実施方法

応急対策の実施は、安芸高田市水防計画の定めるところによる。

4 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属することとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

第15節 危険物等災害応急対策計画

1 目的

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱いを行う事業所においては、危険物等の流出、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、市は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

2 危険物等災害応急対策

- (1) 市は、災害発生について、県に直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。
- (2) 市は、危険物を製造し、貯蔵し又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

- ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- ウ 危険物施設の応急点検
- エ 異常が認められた施設の応急措置

- (3) 市は、消防計画等により、消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (4) 市は、自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

3 高圧ガス応急対策

- (1) 市は、災害発生について、直ちに県に報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。
- (2) 市は、製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (3) 市は、製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- (4) 市は、製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

- (5) 市は、消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (6) 市は、自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

4 火薬類災害応急対策

- (1) 市は、災害発生について、直ちに県に報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。
- (2) 市は、火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- (3) 市は、製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- (4) 市は、製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (5) 市は、火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- (6) 市は、火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- (7) 市は、消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (8) 市は、自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

5 毒物劇物災害応急対策

- (1) 市又は消防本部は、災害発生について、西部厚生環境事務所、西部保健所広島支所、安芸高田警察署に直ちに報告する。
- (2) 市は、県、施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の指示等を行う。
- (3) 市は、消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (4) 市は、自己の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

第16節 災害警備計画

1 目的

この計画は、災害時における公共の安全と秩序を維持するため、警察法及び警察官職務執行法その他の法令の定めるところにより行われる警察活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 県警察の災害警備対策

県警察は、関係機関と密接な連絡のもとに災害警備対策を推進し、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努める。

(1) 災害発生時の警察の活動等

県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、事案の規模、態様に応じ所要の部隊編成を行い、おおむね次のような活動を行う。

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 被害実態の把握
- ウ 被災者の救出、救助等の措置
- エ 避難路及び緊急交通路の確保
- オ 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- カ 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- キ 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- ク 不法事案の予防及び取締り
- ケ 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- コ 広報活動
- サ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第17節 交通、輸送応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

2 交通秩序応急対策

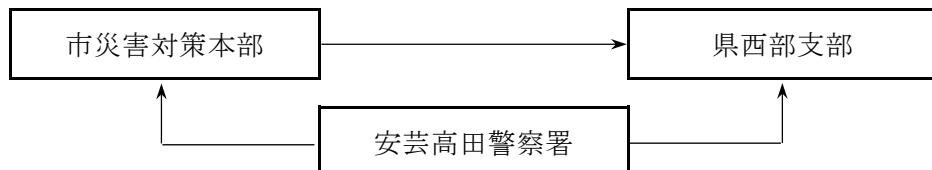
(1) 交通の確保

ア 災害時における交通の規制

(ア) 市は、道路の被害及び交通状況の把握を行い、それぞれの道路管理者と連携を密にし、応急対策を的確かつ円滑に行うために必要と認めるときは、関係機関及び安芸高田警察署に通報し、区域又は区間を指定して、車両の通行禁止又は制限等交通規制の措置を講じる。

(イ) 市は、交通規制を実施したときは、速やかに規定の標識を立てるとともに、適当なう回路を表示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(ウ) 市は、交通規制等を行ったときは、次の系統により、禁止制限の種別と対象、規制する区間・期間・その理由、う回路とその他の状況を報告又は連絡する。



(エ) 被災地区に交通規制の処置がなされた場合、規制の内容等をお太助フォン等により住民に周知するものとする。

(2) 交通確保対策

ア 道路交通確保の実施体制

道路管理者、県公安委員会は、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

イ 緊急交通路の確保

(ア) 緊急交通路の確保は、市をはじめとする道路管理者及び安芸高田警察署が協力して行う。

(イ) 緊急交通路については、一般車両の通行を規制する。

(ウ) 緊急交通路の上の障害物は優先的に除去するとともに、亀裂等の被害を受けた道路は速やかに復旧し、緊急通行の確保に努める。

ウ 道路施設の復旧

道路管理者は、建設業団体等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

エ 交通安全施設の復旧

県公安委員会は、緊急通行路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先し、交通安全施設の応急復旧を行う。

オ 路上の障害物除去等

(ア)道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

(イ)道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(以下「車両等の占有者等」という。)に命ずることができる。

a 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

b 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間に内に周知しなければならない。

c 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

d 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

e 損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

(4)緊急通行車両の確認等

被災者の人命救助等の目的で、負傷者や医薬品等の物資を緊急に搬送又は輸送する必要が生じた場合は、事前の届け出に基づいて、県公安委員会から公布されている「緊急通

行車両確認標章」を安芸高田警察署に提出し、緊急通行車両の標識及び証明書の交付を受け、災害時の救急活動等を迅速に行うものとする。

3 応急輸送対策

- (1)被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は、災害応急対策責任者で確保するが、市長はこれらが円滑に実施できるよう協力する。
- (2)必要とする輸送力を確保できない場合は、知事に協力あっせんの要請を依頼する。

第18節 避難対策計画

1 趣旨

災害未然防止のための避難誘導及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

2 避難所等の開設等

市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する。

災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、市長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

(1) 避難所の開設等

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(2) 指定避難所の把握及び周知

指定避難所の所在地、名称、概況、受入れ可能人数等その実態を把握するとともに、関係者に周知する。

(3) 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

3 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市職員が指揮をとり、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人権憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

(1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、災害対策本部総務企画部へ定期的に連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

(2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

(3) 避難所開設当初からパーテイションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の

食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

(5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(6) 県及び市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(7) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(8) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

(9) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(10) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

(11) 市は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとと

もに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (12) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援の係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (13) 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

5 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

6 自主避難

- (1) 住民は、気象情報を注視し、危険を感じる場合には、避難指示等が発令される前であっても、自らの判断で避難することを心がけるものとする。また、自主避難する場所として、平時から知人や親戚の家等の安全な場所を事前に確認するものとする。
- (2) 市は、必要に応じて、自主避難に対応する避難場所を開設するよう努めるものとする。

第19節 災害広報・被災者相談計画

1 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、市、消防本部等が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 広報活動

市、消防本部及び安芸高田警察署は、他の防災関係機関と緊密な連携の下に、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(1) 広報の内容

ア 災害発生直後の広報内容

- (ア)気象等に関する予警報及び情報
- (イ)避難に関する情報(避難場所、避難指示等)
- (ウ)医療、救護所の開設に関する情報
- (エ)災害発生状況に関する情報
- (オ)出火防止、初期消火に関する情報
- (カ)二次災害防止に関する情報(デマの防止、電気、ガス、水道等の措置)
- (キ)その他必要な情報

イ 応急復旧時の広報

- (ア)食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- (イ)電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- (ウ)交通機関、道路の復旧に関する情報
- (エ)電話の利用と復旧に関する情報
- (オ)ボランティア活動に関する情報
- (カ)仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- (キ)臨時相談所に関する情報
- (ク)住民の安否に関する情報
- (ケ)被災宅地危険度判定に関する情報
- (コ)その他生活情報等必要な情報

(2) 広報の方法

- ア お太助フォン放送による広報
- イ 窓口による広報
- ウ 広報車、ハンドマイク等による広報
- エ 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- オ ビラ配布等による広報
- カ 自主防災組織、自治会組織等を通じての連絡
- キ 県に対する広報の要請
- ク 報道機関への情報提供、放送要請
- ケ 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- コ インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- サ 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- シ 繁急速報メールの活用

(3) 広報体制の充実

- ア 迅速かつ確実な情報の収集、提供を行い、的確な防災活動の実施を図るため、お太助フォンその他の広報設備の整備に努める。
- イ 安芸たかた広域ネットワークシステムやパソコン通信の電子メール、N T T 災害伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の活用に努める。
- ウ 正確な災害情報を把握し、伝達するため、災害対策本部に災害情報担当を設置し、情報管理の充実を図る。

(4) 放送機関に対する放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市は、知事を通じて依頼する。

(5) インターネットを利用した広報の留意点

災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、広報責任者は、簡易版ホームページの開設やミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。

(6) 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、市はできるだけ災害記録写真等の取材に努め、取材条件を添え整理保存し、各関係機関から要請があった場合、自己の業務に支障を及ぼさない限り記録写真等の貸与又は提供をする。

3 被災者相談活動

災害が発生したときには、市は関係機関と連携し、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等に対処する。

- (1)市は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。
- (2)必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車(バイク、自転車)等による被災地の巡回・移動相談を実施する。
- (3)相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

4 安否情報の提供等

県又は市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第20節 住宅応急対策

1 趣旨

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、市長は知事と協力して、被災者を受入れするための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じる。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1項第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 災害救助法第4条第1項第7号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努める。市長は、これに協力する。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき市長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施する。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流失、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

応急仮設住宅の供与の期間は、特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事自ら実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れについても配慮するものとする。

(4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き、知事が決定するものとする。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案する。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合、利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市長に実施を指示し、市長が実施する。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は知事自ら実施する。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面

の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

市は、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、市内の公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供を考慮する。

7 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

（ア）建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（「以下「建築判定実施本部」という。」）の設置

（イ）建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

（ウ）建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

（エ）応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

（オ）建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ)建築判定資機材の調達、備蓄

(キ)その他必要な事項

- イ 知事は、市町からの要請に対し的確な支援を行う。
ウ 県は、建築関係団体と協力し、建築判定士等の養成を行う。また、市町と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

(2)建築判定実施の事前準備

- ア 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。
イ 県及び市は、地震被害に備え、市は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部(以下「建築判定支援本部」という。)の体制について、あらかじめ整備しておく。

(3)応急危険度判定の実施

- ア 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。
イ 知事は、市町からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。なお、県は、建築判定士等の派遣等により、積極的に市町の活動を支援するものとする。
ウ 県及び市は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
エ 県及び市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。
オ 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、当該市町に代わって、これを調達する。

(4)県と市町間の連絡調整等

- ア 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。
イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を隨時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

(5)国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

- 知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合には、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援

を要請する。

8 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

（1）事前対策

ア 市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

- （ア）宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
- （イ）宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- （ウ）宅地判定実施方法の決定等の基準
- （エ）初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保
- （オ）宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- （カ）判定資機材の調達、備蓄
- （キ）その他必要な事項

イ 知事は市町からの要請に対し的確な支援を行う。

ウ 県は、市町の協力を得て、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄する。

エ 県は、国、他の都道府県と連携して、宅地判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。

（2）宅地判定実施の事前準備

ア 市長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

イ 市長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

（3）宅地判定の実施

ア 市長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市町長から支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

ウ 被災の規模等により市町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなつたときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

エ 県及び市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の

準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、当該市町に代わってこれを調達する。

(4) 県と市町間の連絡調整

ア 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

(5) 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

知事は、市町長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し宅地判定実施のための支援を要請することができる。

9 被災建築物に対する指導、相談

被災した住宅、事務所等の建築物の所有者に対して、応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導を行うものとする。

また、技術的相談及び指導、復旧の助成等についての、相談窓口を市役所内に設ける。

第21節 食料供給計画

1 趣旨

市は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給及び給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状況や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

- (1) 市長は、災害時に備えて、食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- (2) 市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

3 実施方法

- (1) 市長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。
なお、炊き出しは、市が開設する避難所内又はその近隣において実施する。
- (2) 市長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。
- (3) 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。
- (4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4 食料供給の適用範囲及び期間

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。）
- (4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記(2)、(3)の住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第22節 給水計画

1 趣旨

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、県、市、水道事業者及び水道用水供給事業者は最小限度必要となる飲料水を確保する。

2 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を委任したときは市長）	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

なお、災害救助法が適用される前において、水道により水を供給しているときは、その水道事業者が供給の責務を有する。

3 供給基準

(1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる）の期間供給する。

(2) 感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20リットル程度を停止期間中供給する。

(3) 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者等に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

4 飲料水等供給方法

(1) 水道事業者等

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、市町と連携し、次の措置を講ずる。

ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 净水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。

- ウ 給水用資機材の調達を行う。
- エ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- オ 飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接する水道事業者等又は県に応援を要請する。
- カ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

(2) 市

- 給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。
- ア 給水車等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- イ 净水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。
- ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- オ 給水用資機材の調達を行う。
- カ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- キ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- ク 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

第23節 生活必需品等供給計画

1 趣旨

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

2 実施責任者

知事は災害救助法を適用し、市長は補助者として給与又は貸与を行う。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

4 生活必需品等の範囲

(1) 寝具（毛布等）

(2) 外衣（ジャージ等）

(3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

(4) 身の回り品（タオル、サンダル等）

(5) 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

(6) 食器（コップ、皿、箸等）

(7) 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）

(8) 光熱材料（LPGガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

5 実施方法

(1) 調達方法

知事は、3の実施基準と災害救助法施行細則の支出限度額の範囲内で購入計画をたて、取扱い業者の協力を得て調達する。

県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、近隣他県への応援を要請する。

(2) 配分

市長は、被服等生活必需品等を、被災者に円滑に供給することに努める。

第24節 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

県内で大規模な災害が発生し、市町単独での物資の確保が困難な場合に、県は、市町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市町の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2 物資の調達及び受入体制

(1) 市

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

(2) 県

ア 市町から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市町へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

3 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

(2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

(3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、市町等への報告に努めるものとする。

(4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

第25節 防疫計画

1 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫及び廃棄物処理の必要な事項について定めることを目的とする。

2 防疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。

このうち、①、②及び④については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難な場合は、知事の指示により市が実施する。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給する。

実施の内容	条項	対象
①病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
②病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	
③生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
④ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
⑤病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症
⑥病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症 新感染症 指定感染症

(2) 防疫活動

市は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

(3) 被害の状況報告

市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを「第5節災害情報計画」により県に報告する。

(4) 防疫計画の作成及び報告

市長は、知事の指示に従い防疫計画を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

第26節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

災害により、死亡者が発生した場合、市、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、災害救助法施行細則の適用基準に従い、市長は知事の補助者として消防本部、消防団、安芸高田警察署及びその他の関係者の協力のもとに適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

3 遺体の取扱い

- (1) 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。
- (2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。
- (3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材(水、電気、手袋、エプロン等)の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。
- (4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

ア 感染症の予防等に配意し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になつた場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1)身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2)身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
 - ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
 - イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
 - ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第27節 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

県及び市は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

県及び市は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

県、市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第28節 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、電力、ガス供給施設、水道施設及び下水道施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

2 電力施設災害応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、市内の電気工作物を災害から防護し需要電力を確保する責任を有する。

(2) 実施方法

ア 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(ア) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(イ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。重大な影響を与えるおそれがある場合は関係機関と連絡協議のうえ、必要なときはその指示を求める。

イ その他の電気事業者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性に配慮の上、応急対策を講ずる。

3 ガス施設災害応急対策

(1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は自己の所掌事務を通じて処理し協力する。

(2) 実施方法

ア ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

イ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者に通報する。

ウ 災害により、ガス供給が不可能になった場合は、ガス供給者は可能な限りこれらに代わる適当な燃料が確保されるよう努力する。

4 水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

災害時の水道施設の防護及び飲料水の確保は、市が行うものとする。

(2) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、平常時において、できる限り備蓄するとともに、関連事業者との調達体制の確立に努めるものとする。

(3) 応急復旧対策等

ア 施設の点検

(ア) 災害発生後速やかに送水施設及び配水施設等の被害調査を行う。

(イ) 管路については、水圧状況や漏水、道路陥没の有無、地上建物の被害状況等の把握に努める。

イ 応急措置

(ア) 送水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて送水の停止又は減量を行う。

(イ) 漏水等により道路陥没が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。

(ウ) 倒壊家屋、消失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(エ) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者近隣市町又は県に応援を要請する。

(4) 災害時の広報

災害発生時には、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を住民に周知するため、適切な広報を実施する。

5 下水道施設災害応急対策

(1) 実施責任者

災害時の下水道施設の防護及び被災施設の復旧等は、市が行うものとする。

(2) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

(3) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に
応援を要請する。

エ 災害発生後速やかに各施設の点検を行い、被害調査を行う。

オ ポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、発電機又はエンジン排水ポン
プにより、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対処する。

カ 管渠の被害に対しては、被害の程度に応じて応急措置を実施する。

キ 工事中の箇所については、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指導監督を行
う。

(4) 災害時の広報

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等を住民に周知するため、適切な広報を実施す
る。

第29節 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めるこ
とを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置
を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を
検討する。

3 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するた
めの必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急
措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第30節 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

市は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

また、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は、市町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市町の支援を行う。

市及び県の役割

市	県
<ul style="list-style-type: none"> ・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・仮置場の設置運営 ・廃棄物の運搬・処分等 ・県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・被災市町への事務支援、人的支援 ・被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必

要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

(6) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第31節 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって市民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、安芸高田市危機管理マニュアル（水質汚濁事故対マニュアル、大気汚染対応資料）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壤、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発時の措置の実施を円滑に行うため、安芸高田市危機管理マニュアル及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、P R T R 法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第32節 ボランティアの受入等に関する計画

1 方針

市及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入れ体制

市は、災害時において、災害対策本部を設置した際に、安芸高田市社会福祉協議会が設置する安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。

安芸高田市社会福祉協議会が設置する安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターは、広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまN P Oセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市町被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

(2) 市災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター等に対して、情報提供等の支援を行う。

(3) 安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや安芸高田市災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

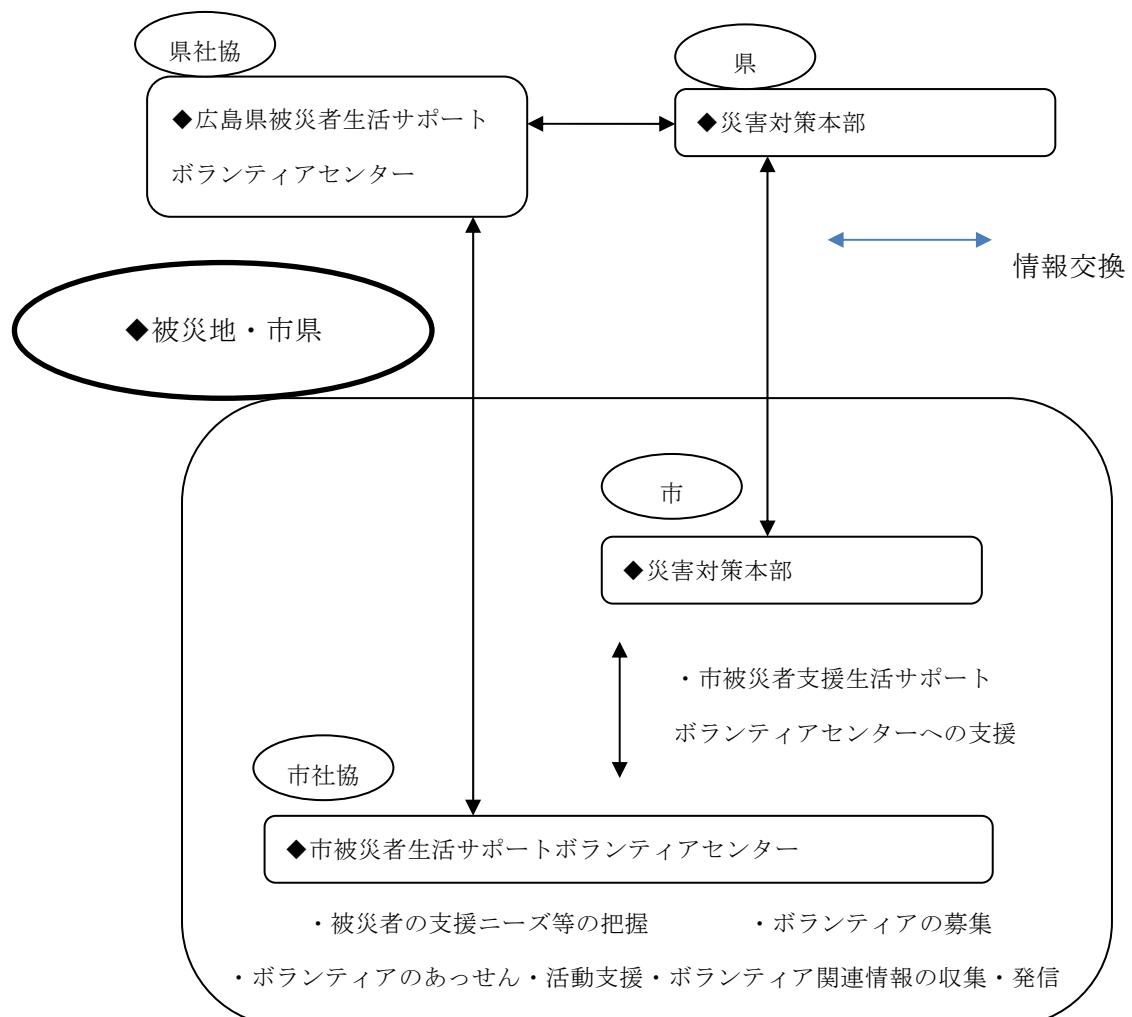
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



(4)被災者生活サポートボランティアセンター(災害ボランティアセンター)への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの受入れ等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの施設の一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材の貸し出しを積極的に行い、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

5 災害情報等の提供

市は、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター等へ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

6 ボランティアとの連携・協働

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O・N G O等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7 ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第33節 文教・保育計画

1 目的

この計画は、災害時において園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、保育・教育活動が円滑に実施できるよう応急保育・教育の実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、市は、災害発生時において学校・保育園や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

(1)学校・保育園の管理者

ア 市立学校

市教育委員会

イ 県立学校

県立学校長

ウ 私立学校

私立学校長

エ 保育園

施設長

(2)休業等の実施

学校及び保育園の管理者は、災害が発生した場合又は災害が発生する恐れのある場合は市長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分に注意するとともに、保護者への連絡を行い必要に応じて保護者又は職員同伴で帰宅させる。

(3)避難の実施

学校及び保育園の管理者は、災害が発生した場合又は市長が避難の指示等を行った場合には、避難計画に基づいて生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。また災害発生後、生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取り生徒等を引き渡すとともに、保護者と連絡が取れない等の理由により生徒等の引き渡しができない場合は、学校等において保護するものとする。

3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

(1)応急教育の実施

ア 応急教育の実施責任者

(ア)市立学校

市教育委員会

(イ)県立学校

県立学校長

(ウ)私立学校

私立学校長

イ 応急教育の実施場所

(ア)応急教育を実施するため、応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

(イ)応急教育実施場所がその市内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会(私立学校にあっては知事)がその確保のためあっせんに当たる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

(ア)生徒等、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

(イ)教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。

(ウ)学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に生徒等及び保護者に連絡する。

(エ)生徒等を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

なお、二部授業を行う時は、市立学校にあっては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により市教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。

(オ)応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

(カ)児童、生徒の登下校時における安全の確保に努める。

(2)学用品の調達

ア 教科書等の確保

市教育委員会及び私立学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会に協力を得てその確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り次により調達し、支給する。また、知事がその実施を市長に委任した場合は、市長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒。

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定期等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材・・・給与に要した実費
- b 文房具及び通学用品・・・災害救助法施行規則に定めるところによる。

(エ) 支給申請の期限

- a 教科書及び教材・・・1か月以内
- b 文房具及び通学用品・・・15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立学校にあっては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。

(4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 設置者（市教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、被害物資の処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 通学道路等の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するため、市長は関係者と緊密な連携をとり次のような対策を講ずる。

ア 通学バス等により通学を行っている地区においてこれらが運行不能となった場合、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。

イ 災害危険箇所（積雪時のなだれ、水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため市町長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

ウ 災害により通学不能又は困難が當時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。

エ 道路等の交通確保等については第3章の1第17節交通、輸送応急対策計画において記述する。

(6) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう要請する。

5 応急保育対策

(1) 応急保育の実施場所

被災の程度等に配慮し、市内の他の公共施設も含め選定する。需要増加、長期化等により施設の確保が困難な場合は仮設も検討する。

(2) 応急保育の方法

応急保育は施設の状態、職員、児童及び家族の被災の程度、道路等の復旧状況を考慮して、実状に即した方法により実施する。

ア 保育時間

所長は、開所、閉所時間を状況に応じて社会福祉課と協議し、児童の安全を図る。

イ 保護者との連絡

児童の登所、降所については、保護者と緊密な連絡を取り安全を確保する。

(3) 職員の措置

職員の被災などにより通常の保育が行えないときは、必要に応じて臨時職員を隨時派遣し保育を行う。

6 学校等が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校等の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2)学校等の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市と必要な協議を行う。

7 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

(1)公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2)公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市と必要な協議を行う。

8 文化財に対する対策

(1)文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告する。

(2)市教育委員会は、市指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。

(3)国指定等及び県指定の文化財について県教育委員会から指示があった場合には、市教育委員会は、その指示に基づいて必要な措置を講じる。

第34節 災害救助法適用計画

1 目的

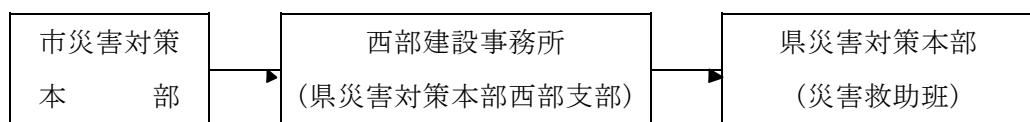
この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関する必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合は、その実施責任者が、その他の場合は、市長が住民、団体等の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助組織

(1) 災害発生時における、り災者の救助は、市災害対策本部の組織によって実施する。

(2) 本市と県との連絡系統図は次のとおりである。



3 災害救助法適用

(1) 趣旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。

（同法第2条第1項に定める適用）

- (ア) 市区域内の住家滅失世帯数が災害救助法適用基準(表1)の「1号基準世帯数」以上であること。
- (イ) 県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市区域内の住家滅失世帯数が災害救助法適用基準(表1)の「2号基準世帯数」以上であること。
- (ウ) 県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市区域内の住家滅失世帯数が多数であること。
- (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になつた世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

表1 災害救助法適用基準

令和2年10月1日時点

国勢調査人口

区分 市名	人口	1号基準世帯数	2号基準世帯数
安芸高田市	26,448人	50世帯	25世帯

資料：安芸高田市国勢調査

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部(特定・非常・緊急)を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 市における災害が前記（2）のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、市町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対象	期間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に受け入れられた者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内
災害にかかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大する恐れのある者 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 災害発生の日から10日以内に完了 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 災害発生の日から3か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)

学用品の給与	住宅が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内
埋葬	災害の際死亡した者 (実際に埋葬を実施する者に支給)	災害発生の日から10日以内
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条 第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

(5) 市長への委任

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市の行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	<p>1 避難所の設置</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>3 飲料水の供給</p> <p>4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与</p> <p>5 医療・助産（救護所における活動）</p> <p>6 被災者の救出</p> <p>7 被災した住宅の応急修理</p> <p>8 学用品の給与</p> <p>9 埋葬</p> <p>10 死体の搜索・処理</p> <p>11 障害物の除去</p>
知事	<p>1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施</p> <p>2 医療（DMATの派遣など）</p>

第35節 航空機事故による災害応急対策計画

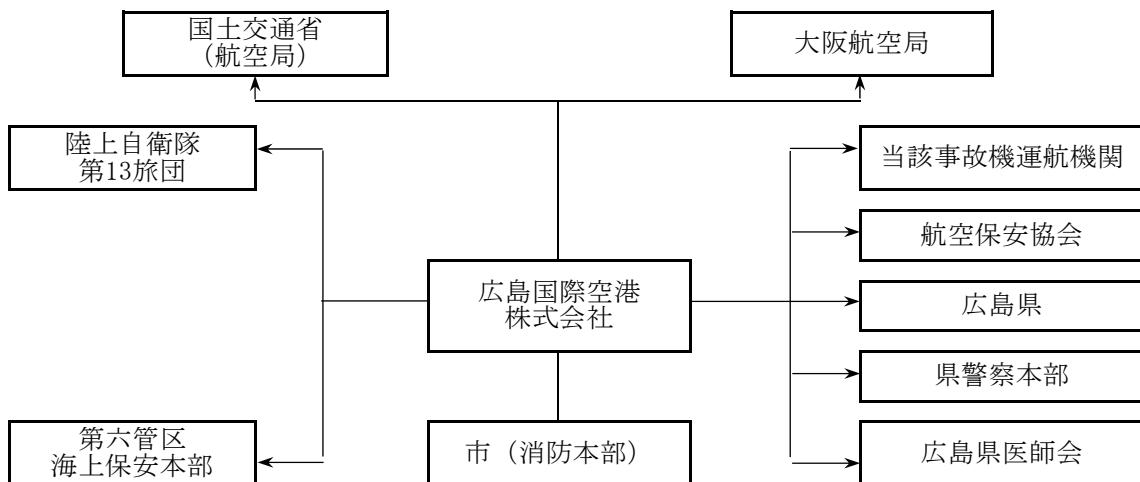
1 目的

航空機事故（墜落炎上等）による災害から、地域住民等を守るために、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立して各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るために必要な事項について定めることを目的とする。

2 情報の伝達

航空機事故により災害が発生し、又はそのおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

(1) 市又はその周辺で災害が発生した場合



3 実施責任者及び実施内容

(1) 市の措置

- ア 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体等の協力を得て、救急救助及び消火活動を実施する。
- イ 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。
- ウ 被災者の救助及び消防活動等の実施について、必要に応じ県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに、化学消火薬剤等資機材の確保について応援を要請する。

4 応援協力

その他防災関係機関は、市、県、空港事務所長等から応援要請を受けたときには、積極的に協力する。

第36節 事前措置に関する計画

1 方針

災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件がある場合には、除去等保安対策上必要な措置を講じ、災害の拡大を防止する。

2 実施責任者

(1) 市長

市長は、法第59条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

なお、状況によっては、法第59条第2項の規定に基づき、安芸高田警察署に必要な事前措置の指示についての要求を行うことができる。

(2) 安芸高田警察署長

安芸高田警察署長は、市長から要求があって、事前措置の指示を行った場合には、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 消防長、消防署長その他の消防職員

消防法第3条の規定による消防長、消防署長その他の消防職員が行う事前措置命令及び水防法第9条の規定による水防管理者（市長）又は消防機関の長の事前措置の要求は、それぞれの法令の定めるところにより行う。

3 実施内容

(1) 事前措置の対象

事前措置の対象となる物件等は、おおむね次のとおりとする。

区分	施設	予想される災害
土石、立木		大雨、台風、地震による流失
ガソリン、灯油、軽油等の危険物	危険物の製造所等	火災、爆発、漏洩
プロパンガス	ガス取扱所	火災、爆発、漏洩
農薬	農薬類取扱所	薬害
貯木	木材取扱業者等の貯木場	河川の増水等による流出

(2) 実施方法

ア 市長は、具体的に災害が予想され、かつ、拡大するおそれがある場合には、必要な限度において、関係者と協議の上、物件の移転、除去等の適切な措置を講じる。

イ 事前措置の指示を行う場合は、あらかじめ、予告又は警告を行うとともに、自主的に措置を行えるよう事前の指導を行う。なお、必要が生じた場合又は自主的に措置ができない場合は、必要な措置を指示する。

第37節 応急公用負担計画

1 方針

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で応急措置を実施するため、緊急の必要があると認められるときは、区域内の土地、建物、工作物等を使用、収用し、さらには区域内の住民等を応急措置に従事させる等の必要な措置を講じ、応急対策の万全を図る。

2 実施責任者

(1) 市長

市長は、災対法第64条及び第65条の規定に基づき、応急公用負担の権限を行使する。

(2) 警察官

警察官は、市長若しくは市長の権限を行使する市の職員が現場にいないとき又は市長から依頼があったときには、応急公用負担の権限を行使する。

(3) 消防長、消防署長、消防団長、消防吏員又は消防団員

消防長、消防署長、消防団長、消防吏員又は消防団員は、消防のため、緊急の必要がある場合、消防法第29条の規定に基づき、応急公用負担の権限を行使する。

(4) 水防管理者(市長)等

水防管理者(市長)、水防団長(消防団長)、消防機関の長(消防長)は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第24条及び第28条の規定に基づき、応急公用負担の権限を行使する。

3 実施内容

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための応急公用負担の内容は次のとおりである。

(1) 市長

ア 区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させること。

イ 区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用すること。

ウ 区域内の他人の土石、竹木その他の物件を使用又は収用し、処分すること。

(2) 消防長等

ア 消防長及び消防署長

(ア) 延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること。

(イ) 消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため緊急の必要があるときは、延焼の恐れがある消防対象物及び土地以外の消防対象物及びにこれらのものある土地を使用、処分し又はその使用を制限すること。

イ 消防吏員及び消防団員

- (ア)火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限すること。
- (イ)火災の現場付近にいる者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させること。

ウ 水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）消防機関の長（消防長）

- (ア)住民又は水防の現場に在るもの水防に従事させること。
- (イ)水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物、その他の障害物を処分すること。

4 実施方法

- (1)公用負担は、客観的にみて必要と認められる場所限度において実施する。
- (2)公用負担の権限を行使する者（市長）は、行使する際には、目的物の占有者又は所有者等に「命令書」を手渡すものとするが、緊急を要する場合は口頭により行い、事後手続きを行う。

■公用負担命令書

第	号		
種類	買数		
形状			
物件			
数量			
土地建物等の名称			
所在場所	安芸高田市		
使用期間	年 月 日～年 月 日		
その他必要な事項			
使用	収用	処分	
令和	年	月	日
安芸高田市長		氏	名 印
殿			

第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

第1節 配備動員計画

1 方針

この計画は、市内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために、市職員の配備動員及び防災組織等に関する必要な事項を定める。

2 配備動員体制

(1)配備体制

地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次の体制によって地震災害に対処する。

配備体制	配備基準	配備職員
注意体制 (体制レベル1)	a 市内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき c 災害が発生すると予想されるとき	注意体制責任者は危機管理課長とし、危機管理課職員2名程度を配備する。
警戒体制 (体制レベル2)	a 市内で震度4を観測し、かつ災害が発生したとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	危機管理監は注意体制では対応できないと判断したときは、総務部長、消防庁、建設部長、市民部長と協議し、災害警戒本部を設置する。
非常体制 (体制レベル3)	a 市内で震度5弱を観測したとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき c 総合的な対策を講じるため、特に市長が必要と認めたとき	○市災害対策本部条例の規定により、災害対策本部を組織する。 ○本部長は市長をもって充て、副本部長に副市長及び教育長、本部員に危機管理監、各部長、教育次長、消防長及び消防団長・副団長をもって充てる。 ○本部に部、班を設け、部長及び班長を置く。
非常体制 (体制レベル4)	a 市内で震度5強以上を観測したとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき c 総合的な対策を講じるため、特に市長が必要と認めたとき	

注:震度は、原則として、気象庁が発表した値とする。

(2)非常体制

ア 災害対策本部の設置

(ア)自動的に本部を設置する場合

市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合。

(イ)特に市長が必要と認めて設置する場合

市内において、発生した地震により、相当の規模に及ぶ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

なお、市長が事故や不在時等の非常時には、副市長、教育長、危機管理監、若し

くは、在庁職員の中で最上級者が代行して指揮を執るものとする。

イ 非常体制に基づく措置

(ア) 災害対策本部が設置された場合、本部員及び支部員の班長となる課長等は、当該班が実施すべき業務に関する要領をあらかじめ定め、所属職員に対し周知徹底させておく。

また、定めた要領は、事前に危機管理監危機管理課に提出しておくものとする。

(イ) 災害対策本部の設置場所は本庁2階221会議室とし、当該施設が利用できない場合においては、別に市長が指示する。

(ウ) 災害対策本部の本部長、副本部長、事務局長及び災害対策支部の支部長、副支部長については、あらかじめ職務代理者を定めておくものとする。

(エ) 災害対策本部の本部長及び災害対策支部の支部長に事故があった場合等指揮をとることが困難な場合は、副本部長及び副支部長が指揮を執るものとする。

ウ 現地災害対策本部の設置

(ア) 災害の種類、規模その他の状況により、特に被災現地での応急対策を必要と認めることは、現地災害対策本部(以下、「現地本部」と言う。)を置くことができる。

(イ) 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び事務局の所在地は、その都度本部長が定める。

(3) 動員体制

ア 動員の対象

(ア) 関係各課や他の市の機関は、各配備体制に応じて必要な要員を動員する。

(イ) 各部長は、所管の部の「非常配備・動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図るものとする。

(ウ) 大規模な災害が発生し、要員が不足する場合は、危機管理監危機管理課が要員の動員及び調整を行う。

(エ) 勤務時間外に災害対策本部を設置しなければならない事態が発生した場合は災害対策本部及び各部配備要員は、直ちに勤務場所に参集し、配備につくものとする。

イ 参集時の留意事項

参集途中において、交通機関の途絶、火災等により勤務場所に参集することが困難な場合は、原則として、参集可能な最寄りの学校、公民館等の市の機関等に参集し、市の機関等の長に対し到着の報告をし、直ちに、その指示に従い必要な業務を実施する。

ウ 報告・調査

(ア) 職員の到着の報告を受けた市の機関の長は、参集状況を把握して速やかに災害対

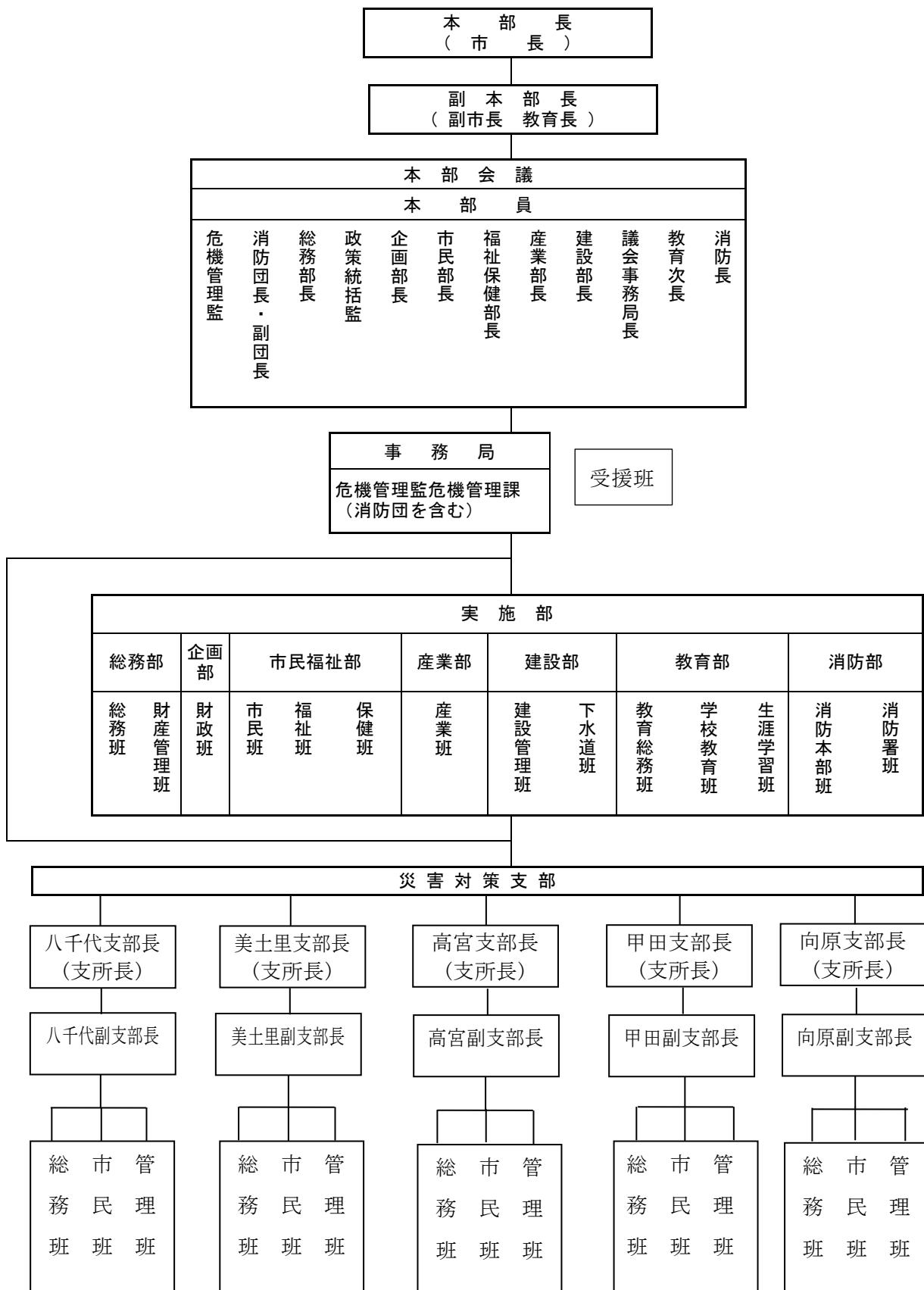
策本部（動員班）に報告する。

（イ）災害応急対策を総合的に実施するため本部長は、震災時の状況及び応急措置の推移により、各部の業務の実態に応じて人的余裕のある各部の所属する職員を、応援を必要とする他の部に応援させるものとし、災害応急対策を総合的に実施するものとする。

（4）災害対策本部の組織

災害対策本部及び支部の組織図、運営及び分掌事務については、次のとおりとし、この計画に定めるもののほかは、安芸高田市災害対策本部条例に定めるところによる。

■災害対策本部組織図（震災） * 基本編の災害対策本部組織図と同内容



■災害対策本部の組織及び分掌事務（震災） *基本編の災害対策本部と同内容

部名	班名	主たる構成員	分掌事務
事務局長 (危機管理監) (消防団長)	事務局 班長相当職 (危機管理課長) 消防団 (副団長)	危機管理課 各分団	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 2 災害対策本部の庶務に関すること 3 本部長の特命に関すること 4 災害応急対策の企画に関すること 5 県災害対策本部との連絡調整に関すること 6 防災関係各機関との連絡調整に関すること 7 自衛隊及び他の地方公共団体に対する応援に関すること 8 気象状況の収集伝達に関すること 9 災害救助法の総括に関すること 10 消防活動（消防本部との連携）に関すること 11 消防関係情報の収集及び報告に関すること 12 避難指示等の伝達に関すること
総務部 (総務部長) (政策統括監) (議会事務局長)	総務班 班長相当職 (総務課長)	総務課 秘書広報課 行政委員会総合事務局 議会事務局 会計課	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 総務部の統括に関すること 3 各部各班各支部との連絡調整に関すること 4 災害視察者及び見舞客の接遇に関すること 5 自衛隊及び他の機関の応援職員の厚生に関すること 6 被災者相談窓口に関すること 7 災証明の発行に関すること 8 職員の動員に関すること 9 職員の配置状況のとりまとめに関すること 10 職員の支部派遣に関すること 11 職員の給食及び衛生管理に関すること 12 部内、部外の応援に関すること 13 議会対応に関すること 14 報道機関に対する情報提供、協力要請、その他連絡に関すること 15 記録写真、記録映画等の作成に関すること 16 避難情報の伝達に関すること
	財産管理班 班長相当職 (財産管理課長)	財産管理課	1 車両の調整及び緊急輸送計画に関すること 2 市庁内及び所管財産の災害予防及び応急復旧に関すること 3 公有財産（普通財産）の緊急使用許可に関すること 4 緊急資機材物品等の調達及び借り上げに関すること 5 庁内電話回線の保守管理に関すること
企画部	財政班 班長相当職 (政策企画課長)	政策企画課	1 民間団体に対する協力要請に関すること 2 災害関係経費に関すること 3 災害対策の予算の措置に関すること 4 災害に伴う財政計画の編成及び財政に関する県、国との連絡に関すること
市民福祉部 (市民部長) (福祉保健部長)	市民班 班長相当職 (市民課長)	市民課 税務課 社会環境課 財政課	1 市民部の統括に関すること 2 食品供給計画に関すること 3 非常炊き出しに関すること 4 食料（義援食料含む）の調達及び支給に関すること 5 清掃作業関係の統括に関すること

			<p>6 被災地域の清掃に関すること</p> <p>7 ごみ処理に関すること</p> <p>8 清掃施設の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>9 遺体の埋火葬に関すること</p> <p>10 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営に関すること</p> <p>11 被災者及び家屋の被害調査に関すること</p> <p>12 税等の減免に関すること</p> <p>13 証明発行手数料の減免に関すること</p>
	福祉班 班長相当職 (社会福祉課長)	社会福祉課 児童保育課 保険医療課	<p>1 福祉保健部の総括に関すること</p> <p>2 社会福祉施設等の被害状況の調査報告及び応急措置に関すること</p> <p>3 被災者の収容及び介護の総括に関すること</p> <p>4 被災者の応急相談に関すること</p> <p>5 日本赤十字社等社会福祉団体との連絡に関すること</p> <p>6 応急救助物資の配布及び貸与に関すること</p> <p>7 義援金品の受付及び配分に関すること</p> <p>8 遺体の搜索及び処理に関すること</p> <p>9 迷子に関すること</p> <p>10 高齢者世帯、障害者世帯等の救護に関すること</p> <p>11 障害者・独居老人等の安否確認に関すること</p> <p>12 災害見舞金に関すること</p> <p>13 避難行動要支援者支援に関すること</p> <p>14 受援班（目的支援）に関すること</p> <p>15 物資集配拠点の運営に関すること</p>
	保健班 班長相当職 (保険医療課長)	健康・こども 未来課	<p>1 医療機関との連絡調整に関すること</p> <p>2 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関すること</p> <p>3 被災地域及び避難所における伝染病の予防及び調査に関すること</p> <p>4 被災地域の防疫活動に関すること</p> <p>5 防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関すること</p> <p>6 医療救護活動に関すること</p>
産業部 (産業部長)	産業班 班長相当職 (地域営農課長)	地域営農課 農林水産課 商工観光課	<p>1 産業部の総括に関すること</p> <p>2 農産物及び家畜の被害調査に関すること</p> <p>3 苗、種子、肥料、消毒薬剤、飼料等の確保及びあつ旋に関すること</p> <p>4 家畜の防疫に関すること</p> <p>5 農業被害に対する金融措置に関すること</p> <p>6 農業協同組合等との連絡調整に関すること</p> <p>7 農地及び農業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>8 林産物の被害調査に関すること</p> <p>9 山林、林道、林業施設の被害調査及び応急復旧に関すること</p> <p>10 林業被害に対する金融措置に関すること</p> <p>11 森林組合等との連絡調整に関すること</p> <p>12 漁業被害に対する金融措置に関すること</p> <p>13 漁業協同組合等との連絡調整に関すること</p> <p>14 商工業の被災状況の調査に関すること</p> <p>15 被災中小企業に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関すること</p>

			16 商工団体との連絡調整に関すること 17 観光客に関すること 18 観光施設の被災状況に関すること
建設部 (建設部長)	建設管理班 班長相当職 (管理課長)	管理課 建設課	1 建設部の総括に関すること 2 市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること 3 被災住宅の融資の相談に関すること 4 住居に係る障害物の除去に関すること 5 応急住宅の建設工事及び応急修理に関すること 6 応急架設住宅入居者の選定に関すること 7 復旧に係る建築指導及び相談に関すること 8 公園施設の被害調査及び応急復旧に関すること 9 土木関係災害復旧事業の総括に関すること 10 道路関係の被害調査及び応急復旧に関すること 11 橋梁その他土木関係被害の調査及び応急復旧に関すること 12 河川関係の被害調査及び応急復旧に関すること 13 危険箇所等の警戒巡視に関すること
	下水道班 班長相当職 (下水道課長)	下水道課	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧並びに暫定復旧計画・策定に関すること策定に関すること 2 下水道施設の運転監視に関すること 3 し尿処理に関すること 4 指定工事店との連絡調整に関すること 5 復旧資材等の調達に関すること 6 第三者被害防止対策に関すること 7 支援受け入れ準備に関すること 8 支援要請（各種団体）に関すること 9 管理業者との連絡調整に関すること 10 支援団体との調整に関すること 11 溢水の解消に関すること
			※以下については、広島県水道広域連合企業団安芸高田事務所において分掌する。 1 上水道施設の被害調査及び応急復旧並びに暫定復旧計画・策定に関すること 2 上水道施設の運転監視に関すること 3 指定工事店との連絡調整に関すること 4 復旧資材等の調達に関すること 5 第三者被害防止対策に関すること 6 支援受け入れ準備に関すること 7 支援要請（各種団体）に関すること 8 管理業者との連絡調整に関すること 9 給水箇所水源の確保に関すること 10 飲料水確保対策及び給水箇所設置に関すること 11 支援団体との調整に関すること
教育部 (教育次長)	教育総務班 班長相当職 (教育総務課長)	教育総務課 学校統合推進室	1 教育部の総括に関すること 2 学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3 教育備品の被害調査及び復旧措置に関すること 4 通学路の情報収集に関すること 5 部内の応援に関すること

			6 被災学校の保健衛生に関すること 7 給食センター施設の被害調査及び応急復旧に関すること 8 幼稚園施設、適応指導教室の被害調査及び応急復旧に関すること
	学校教育班 班長相当職 (学校教育課長)	学校教育課	1 児童生徒、教職員の情報収集に関すること 2 休業等の情報収集に関すること 3 教職員等の動員に関すること 4 園児等の情報収集に関すること 5 被災児童及び生徒の教科書、学用品等の被害調査に関すること 6 被災学校、児童、生徒の応急教育に関すること 7 被災児童及び生徒の学用品の調達斡旋に関すること
	生涯学習班長相 当職 (生涯学習課長)	生涯学習課	1 社会教育施設等の被害調査及び 応急復旧に関すること 2 文化財の被害調査及び災害復旧に関すること
消防部 (消防長)	消防本部班 (消防総務課長)	消防本部	1 気象予警報の収集に関すること 2 洪水予報、水防警報の収集に関すること 3 消防関係情報の収集及び報告に関すること 4 消防関係機関等との調整に関すること 5 危険物仮貯蔵・仮取扱いの使用許可等に関すること 6 火災り災証明の発行に関すること
	消防署班 (消防署長)	消防署	1 消防活動に関すること 2 火災原因調査に関すること

■災害対策支部の組織及び分掌事務

支部名	班名	主たる構成員	分掌事務
各支部 各支所 (支所長) 副支部長	総務班	各支所 窓口係 支所配置職員	1 災害対策本部との連絡調整に関する事 2 支部の庶務に関する事 3 情報の収集に関する事 4 職員の動員・配置状況に関する事 5 民間団体に対する協力要請に関する事 6 気象状況の収集伝達に関する事 7 被災者相談窓口に関する事 8 罹災証明の発行に関する事 9 避難情報の伝達に関する事 10 消防団との連絡調整に関する事
	市民班	各支所 窓口係 支所配置職員	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営に関する事 2 被災者及び家屋の被害調査に関する事 3 社会福祉施設等の被害状況の調査報告及び応急措置に関する事 4 被災者の収容及び介護に関する事 5 被災者の応急相談に関する事 6 避難行動要支援者支援に関する事 1 農畜産物及び家畜の被害調査に関する事 2 農地、農業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 山林、林道、林業施設の被害調査及び応急復旧に関する事 4 市営住宅の被害調査及び応急復旧に関する事 5 道路関係の被害調査及び応急復旧に関する事 6 河川関係の被害調査及び応急復旧に関する事 7 下水道の被害調査及び応急復旧に関する事 8 し尿処理に関する事 9 危険箇所等の警戒巡視に関する事

第2節 地震に関する情報等の伝達に関する計画

1 方針

この計画は、市内に地震が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関する必要な事項を定める。

2 地震に関する情報の種類と内容

(1) 伝達基準

ア 県内で震度1以上の地震を観測したとき。

イ その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

なお、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

(2) 種類及び内容

地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

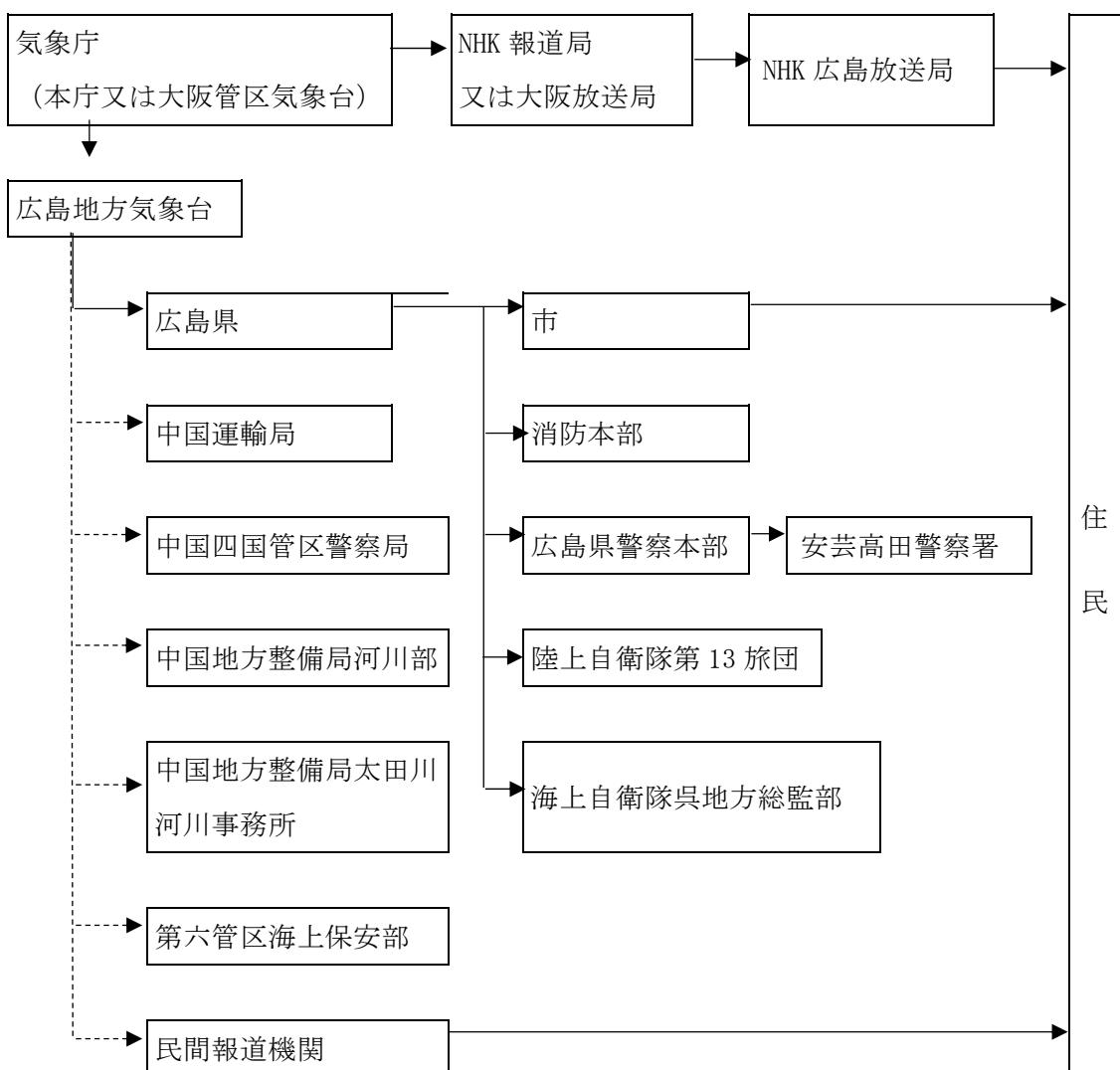
情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	震度1以上 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表 ^{※1} 。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。

その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表しています。

(3) 伝達経路

広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



注：1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。

2 民間報道機関は、(株)中国放送、(株)中国新聞社である。

(4)緊急地震速報が発表された場合の措置

市は、受信した緊急地震速報をお太助フォン等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

第3節 住民等の避難誘導に関する計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難の指示等、避難誘導について定める。

2 避難の指示等

(1) 指示する者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

ア 市長の措置

(ア) 市長は、火災、がけ崩れ、土石流等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

(イ) 地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発する基準を設けておく。

イ 警察官の措置

警察官は、地震災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置を行ういとまがないとき又は市長から要請があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

(ア) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(イ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときに限り、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。

エ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 知事又はその命を受けた職員は、洪水の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認めるときは、危険な地域の住民に対し、立退きを指示する。

(イ) 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき避難指示等の措置の全部又は一部を知事が代わって実施しなければならない。

(2) 避難指示等の内容

市長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

ア 避難対象地域

イ 避難指示等の発令理由

ウ 避難先及び避難経路

エ 避難の方法及び携行品

オ その他必要な事項

(3) 住民への周知及び関係機関への連絡

避難の指示等をした者又は機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容をお太助フォン、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。

イ 関係機関の相互連絡

県、市、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

病院、学校、ホール、大規模商業施設、宿泊施設、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ広島県地震被害想定及び安芸高田市の各種ハザードマップを参考に避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示等を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者の避難に特に配慮するものとする。

保育園、幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下

「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

ア 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者

イ 自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ避難場所を選定した市長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

エ 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

オ 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

(3) 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失すことなく再避難等の措置を講ずる。

第4節 災害情報計画

1 方針

この計画は、地震が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 情報の収集伝達手段

市における地震災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

(1)情報の収集手段

- ア 住民からの電話、ファクシミリ、お太助フォン、SNS、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 地元消防機関、警察署からの電話等による通報
- エ その他地元関係機関からの電話等による通報
- オ タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- カ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- キ マスコミの報道
- ク 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- ケ 広島県防災情報システムの活用
- コ Web会議システムの活用
- サ SNS等による情報
- シ 航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等

(2)関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、お太助フォン、口頭による伝達
- イ 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- ウ SNSの活用
- エ 登録制メール、緊急速報メールの活用
- オ 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- カ Web会議システムの活用
- キ SNS等の活用

(3)その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

3 情報の収集伝達経路

(1)通常の場合（災害対策本部を設置していない場合）の経路

- ア 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

基本法第54条第4項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

イ その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係のある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の大要を県危機管理監に通報する。

ウ 災害に関する民間団体への通知

前記ア、イの経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは、関係のある民間団体に通報する。

エ 災害応急対策責任者相互の被害状況の情報交換

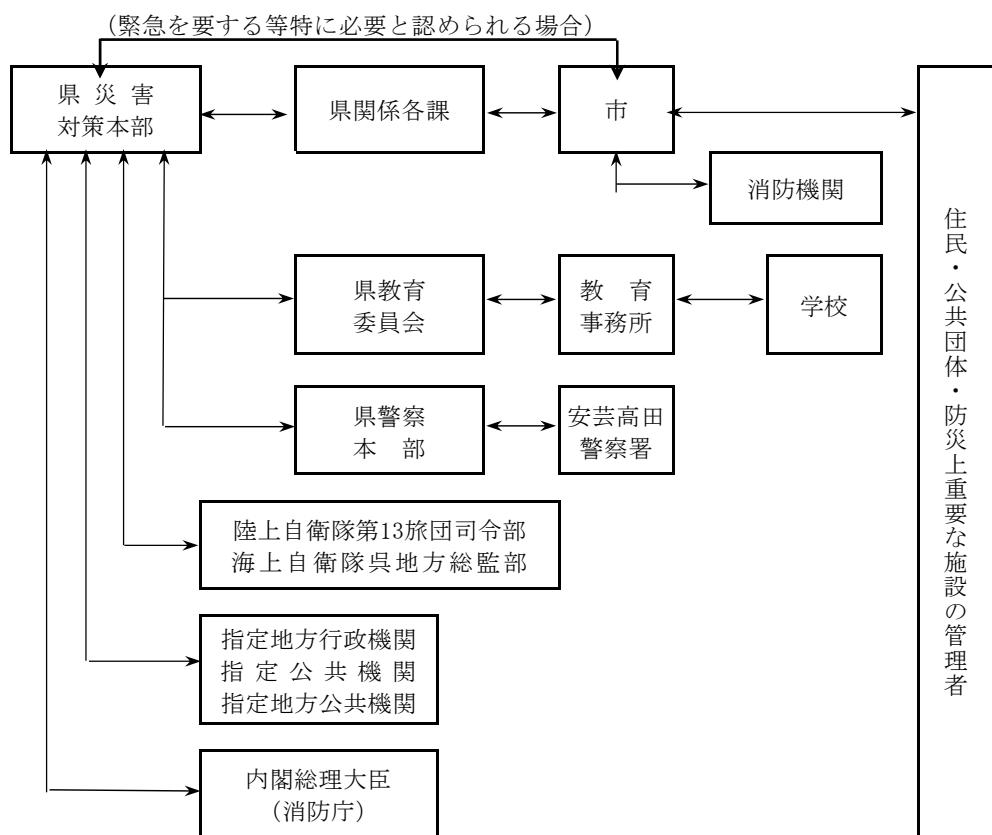
災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、災害に関係のある事故又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。

(2) 災害対策本部を設置した場合の経路

災害対策本部（情報連絡班）を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。

ア 市長は、人、住家、福祉・商工業・病院・水道等の施設の被害、住民の避難状況、災害対策本部の設置及び廃止については、直接、県災害対策本部（情報連絡班）へ報告する。その他については、西部建設事務所（県災害対策本部支部）へ通知する。

イ 急施を要する場合で県災害対策本部へ通知するいとまのない場合、異常現象が直接影響する施設を管理する責任者又は内閣総理大臣（消防庁）へ通知する。



4 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、市からの報告は、原則として広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。

また、市は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行うことを原則とするが、本市の区域内で震度5強以上を記録したものについては、直接、総務省消防庁へも報告することとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

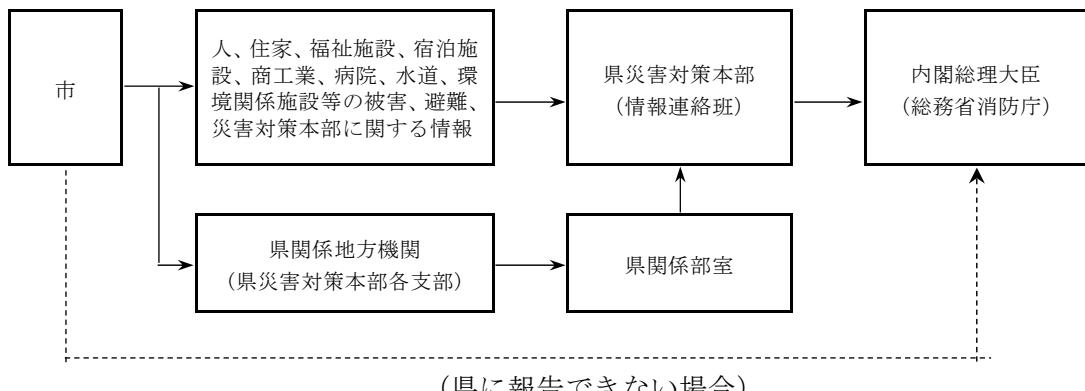
市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

（1）災害発生報告

応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。）



※内閣総理大臣への報告先（消防庁）（以下この節において同じ）

区分 回線別	平日(09:30~18:15)		左記以外
	震災等応急室		宿直室
N T T 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛生通信ネットワーク	電話	9-048-500-90-49013	9-048-500-90-49101~3
	FAX	9-048-500-90-49033	9-048-500-90-49036

イ 地震災害発生報告の様式

原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は直ちに総務省消防庁及び県に対し報告するものとする。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市の消防部局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

市が県に報告できない場合の災害発生の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

■別記様式1

災 害 発 生 報 告

() 県支部
() 市町

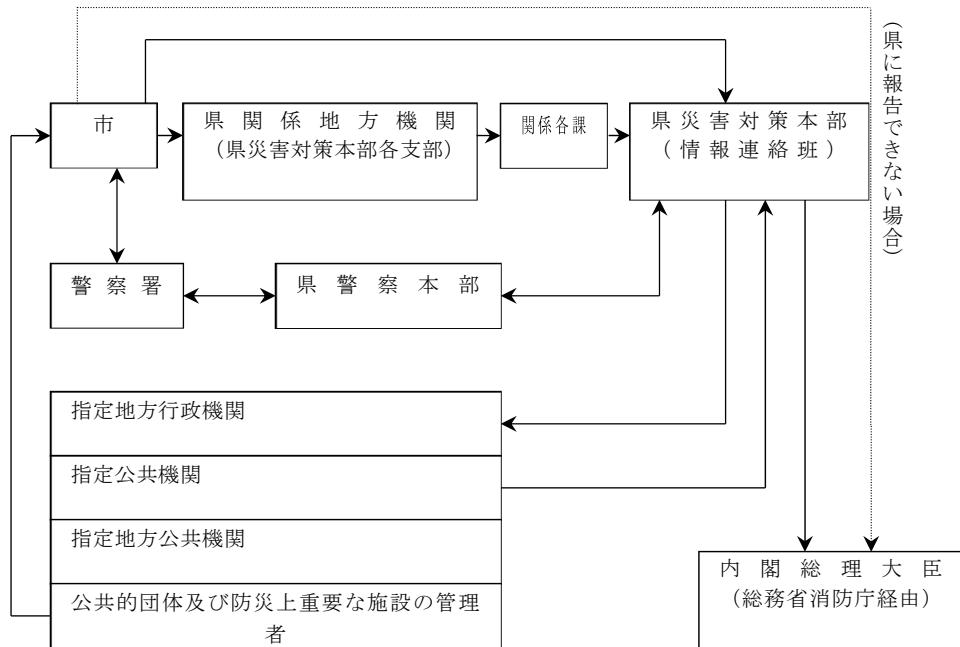
月 日 時 分 受信				災害に對しとつていりる措置	13 火災の発生状況			
発信者 職氏名					14 交通途絶となつた路線			
受信者 受信者 情報連絡班 班	氏名		15 破堤溢水した河川 海岸ため池					
1 調査 日時	月	日	分		16 その他の被害			
2 発生 場所								
人の被害	3 死 者	人	氏名 (生年月日)		消防職員等の出動状況	17 災害対策本部設置	月	日
	うち災害 関連死者	〃	〃	(〃)			時	分
	4 行方不明者	〃	〃	(〃)		18 避難指示状況	地区名	避難場所
	5 重傷者	〃	〃	(〃)				人
住家の被害	6 軽傷者	〃	〃	(〃)	19 消防職員	人		
	7 全壊 (全焼・流失)	棟	世帯	人	20 消防団員	〃		
	8 半壊 (半焼)	〃	〃	〃	21 警察官	〃		
	9 床上浸水	〃	〃	〃	22 その他の	〃		
非住家の被害	10 床下浸水	〃	〃	〃	計	〃		
	11 学校等 公共建物				23 その他の 応急措置			
12 その他								

(2)被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。



イ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

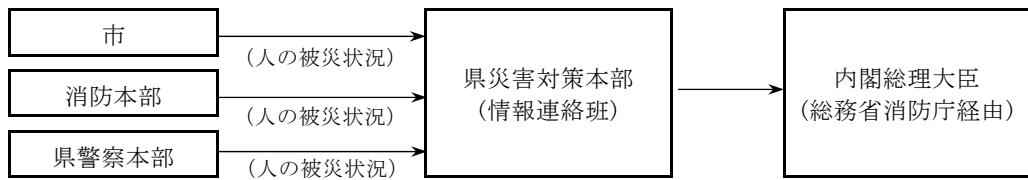
市が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ 人の被害についての即報

市、消防本部及び県警察本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。



《参考 広島県震度情報ネットワークシステムの概要》

システムの概要

- 県内に設置されている計測震度計等から、震度情報が市町や消防本部などで表示・印字されるとともに、県庁に送信されます。
- 県庁では、県内で観測した震度情報を収集するとともに、自動的に総務省消防庁、広島地方気象台、全市町及び県警本部に震度情報を送信します。
- また、広島県防災情報システムを通じて、県建設事務所・支所等にも情報を提供しています。

導入効果

○ 広域応援体制の確立

県内全域の震度分布から被害地域を推定し、早期に県内のみならず広域の応援体制をとることができます。

○ 調査研究分野への活用

地震波形及び地震継続時間を蓄積し、地震に対する調査研究に活用できます。

システムの特徴

- 県の設置する計測震度計の他、気象庁及び防災科学技術研究所の設置する計測震度計等の活用により、平成の大合併前の市区町村単位で震度情報を把握しています。
- 市町観測点と県庁間の回線を、地上系と衛星系の二重化を図ることにより、データ伝送路の保証を行っています。
- また、地上系回線では、地震発生時の電話回線の輻輳による、震度情報の不達のリスクを低減するため、N T TフレッツV P N網を活用し、常時接続化を図っています。
- すべての観測点で、震度計設置環境基準（平成21年10月、気象庁）に従って計測震度計を設置しており、正確な震度観測を実施しています。

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めるなどを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、ははないと動くことができない。揺れにはんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造住宅	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるもののがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂があることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーティー（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「Web171」などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。
-----------------------	--

■別記様式2

被 味 総 括 表

() 県支部 月 日 時 分 現在 () 市町								
被害区分		被害内容			被害区分		被害内容	
① 人の被害	ア 死者	人	氏名		④ 公共建物の被害	キ 保育園	公 棟	
	うち災害関連死者	〃	〃			キ 幼稚園	私 〃	
	イ 行方不明者	〃	〃			ク 専修学校	公 〃	
	ウ 重傷者	〃	〃			ク 各え種学校	私 〃	
	エ 軽傷者	〃	〃			ケ 病院	〃	
② 住家の被害	ア 全壊(全焼・流失)	棟	世帯	人	⑤ 神社・仏閣・文化財の被害	コ 官公庁その他	〃	
	イ 半壊(半焼)	〃	〃	〃		〃	〃	
	ウ 一部破損	〃	〃	〃		ア 道路被害	か所	
	エ 床上浸水	〃	〃	〃		イ 橋梁被害	橋	
	オ 床下浸水	〃	〃	〃		ウ 河川被害	か所	
③ 非住家の被害	ア 全壊(全焼・流失)	公共建物		棟	⑥ 公共土木施設の被害	エ 砂防設備被害	〃	
		その他		〃		オ 地すべり防止施設被害	〃	
	イ 半壊(半焼)	公共建物		〃		カ 急傾斜地崩壊防止施設被害	〃	
		その他		〃		キ 治山施設被害	〃	
	被害区分		被害内容	被害額(千円)		ク 港湾施設被害	〃	
④ 公共建物の被害	ア 小学校	公	か所		⑦ 農林水産施設の被害	ケ 漁港施設被害	〃	
		私	〃			コ 海岸施設被害	〃	
	イ 中学校	公	〃			サ その他		
		私	〃			ア 田 流失・埋没	ha	
	ウ 高等学校	公	〃			田 冠水	〃	
		私	〃			イ 畑 流失・埋没	〃	
	エ 大学	公	〃			イ 畑 冠水	〃	
		私	〃			ウ 農道被害	か所	
	オ 高等専門学校		〃			エ 溝池・水路被害	〃	
	カ 特別支援学校		〃			オ 頭首工被害	〃	

被害区分		被害内容	被害額(千円)	被害区分	被害内容
(7) 農林水産施	力 林道	路面被害	か所	罹災世帯数	世帯
		橋梁被害	橋	罹災者数	人
	キ	水産施設被害	か所	被害総額	千円
	ク	その他		⑨ ア 建物	件
(8) その他被害	ア	農産被害		イ 火災発生	危険物
	イ	林産被害			〃
	ウ	水産被害		ウ	その他
	エ	商工被害			〃
	オ	土石流	渓流		
	カ	地すべり	か所		
	キ	がけ崩れ	ha		
	ク	木材流出	m ³		
	ケ	山林消失	ha		
	コ	鉄軌道被害	か所		
	サ	沈没	隻		
		流失	〃		
		破損	〃		
	シ	清掃施設被害	か所		
	ス	都市施設被害	〃		
	セ	自然公園等施設被害	〃		
	ソ	工業用水道被害	〃		
	タ	水道施設被害	〃		
	チ	水道（断水）	戸		
	ツ	電話（不通）	回線		
	テ	電気（停電）	戸		
	ト	ガス（停止）	〃		
	ナ	ロック塀等被害	か所		
	ニ	その他	〃		
月 日 時 分					
	災害に 対して とつた 措置	災害 対策本部 設置	地区名	避難場所	世帯数
					人数
	避難指示状況	合計			
	消防職員等出動状況	消防職員		人	
		消防団員		〃	
	その他	警察官		〃	
		その他		〃	
	計			〃	

■用語の定義

人 の 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
	安否不明者	当人と連絡が取れず安否がわからない者
住 家 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用する事が困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
非 住 家 被 害	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
※非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。		

公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農林水産業施設	海岸被害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畠の流失埋没	田畠の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により、耕作が不能になったものとする。
	田畠の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
その他	溜池・水路被害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
その他	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

そ の 他	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。
	地すべり	地すべりが発生したものとする。
	崖くずれ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園施設等被害	自然公園法(昭和32年法律第161号)、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	その他	各項に該当しない被害とする。
罹災世帯	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯	構成員とする。
被害総額	物的被害	の概算額とする。（千円単位）
火災発生	火災発生	件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

第5節 通信運用計画

1 方針

市、県及びその他防災関係機関は、地震発生時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

2 広島県総合行政通信網の活用

広島県総合行政通信網の活用により、地震発生時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と市及び消防本部とは、衛星系回線で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

3 公衆電気通信設備の優先利用

(1)加入電話の優先利用の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

申込先	申込みダイヤル番号
116センター	「116」

(2)非常・緊急電報の申し込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記(1)の「災害時優先電話」から、非常・緊急電報の申し込みを行う。

申込先	申込みダイヤル番号
電報センター	「115」

(3)特設公衆電話（無償）の要請

防災関係機関は、災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無償）を要請する。

要請先	電話番号
西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

(4) 臨時電話（有償）等の申込み

防災関係機関は、必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込む。

区分	申込先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センター	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

4 専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話及びお太助フォンを利用する事が困難な場合には、災害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、中国電力ネットワーク株式会社、西日本旅客鉄道㈱広島支社、広島県警察本部及びその他の機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

5 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、防災関係機関は、次により通信の確保を図り、災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

(1) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

有線通信が途絶した場合は、防災関係機関の設置する無線による非常通信を優先する。非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて非常無線通信を発信する。

また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険若しくは緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合には、必要に応じて非常無線通信を発信する。

なお、市においては、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握するとともに、その利用について協議し、マニュアル等を作成しておくものとする。

(2) 放送機関に対する放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市は、知事を通じて依頼するものとする。

(3) アマチュア無線の活用

ア アマチュア無線局の実用通信（個人的な通信技術の興味によって行う通信以外の通信）は、通常時は禁じられているが、災害時において通信手段が途絶した際には、非常通信として、これを活用することを図るものとする。

イ 市は、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努めるとともに、災害時における非常通信の協力を依頼する。

(4) 移動体通信設備の利用

防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信設備（携帯電話等）の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

5 通信施設の応急対策

(1) 応急処置

ア 災害救助活動に直接関係する防災関係機関は、重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、NTT西日本の協力を得て、速やかに公衆通信施設の応急復旧を行うものとする。

イ 災害を受けた通信施設の応急復旧は、おののその施設の設置者、管理者が実施するが、市長は、これが円滑に行われるよう協力する。

(2) 要員及び資材の確保

応急処置の実施に必要な要員及び資材について、あらかじめ市内関係業者に協力を求める等体制を整えておくものとする。

6 通信施設の機能確認及び運用訓練

通信施設を保有する機関は、災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

7 通信機器の供給の確保

市及び県は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に応急貸与を要請する。

また、貸与された通信機器は、適切に配分する。

8 通信設備の電源の確保

市及び県は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の貸与を要請する。

第6節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、県及び広島市は、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行う。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時等には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

県及び市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

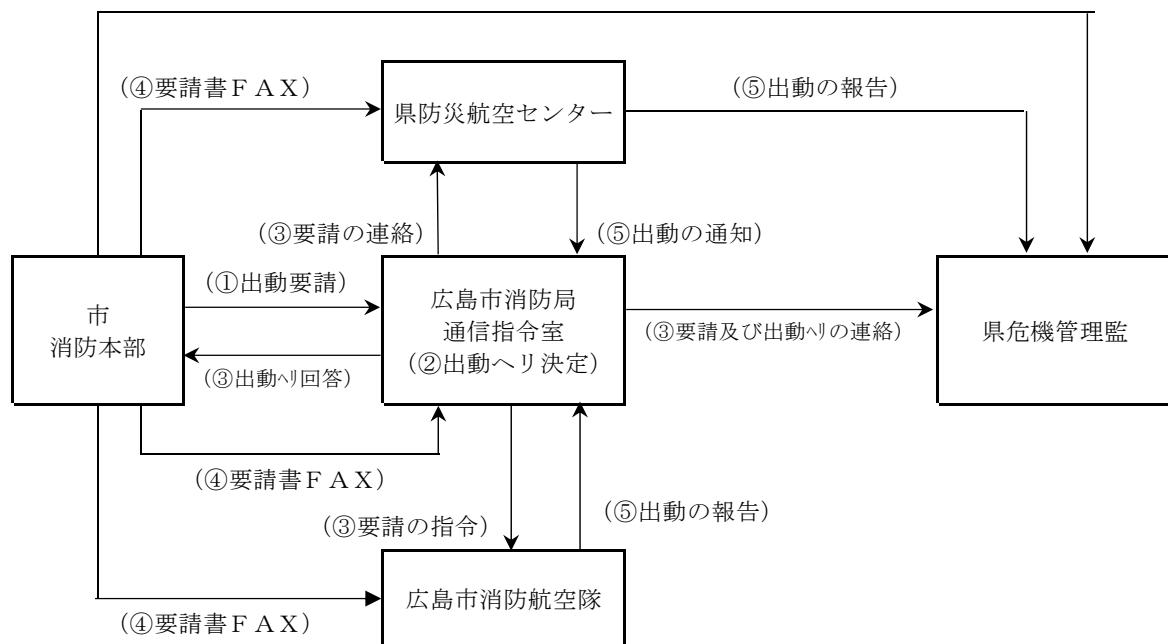
- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

5 支援要請

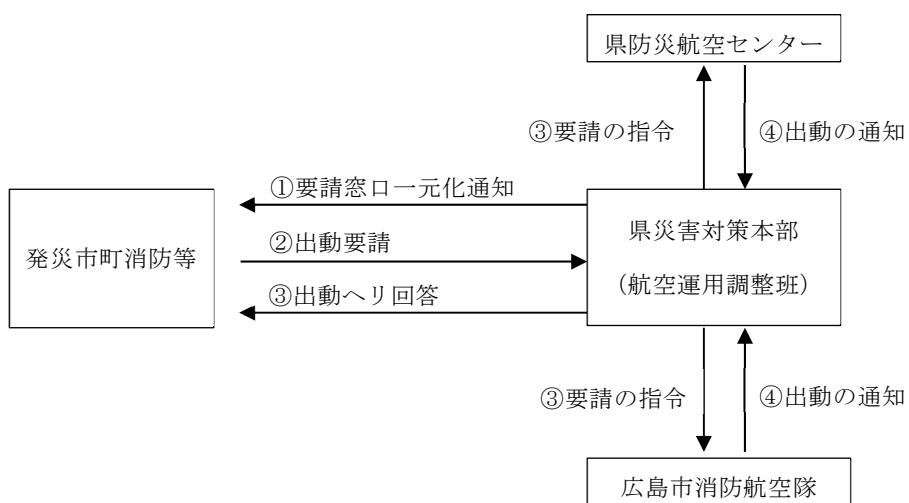
(1) 県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。

ア 通常災害時

(④要請書 F A X)



1 大規模災害時

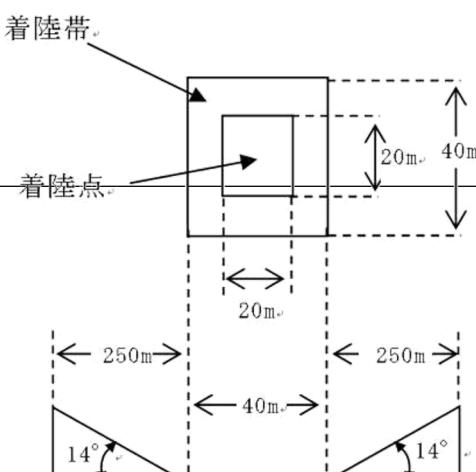
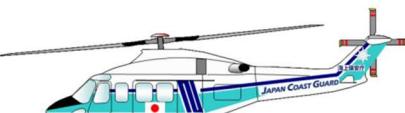
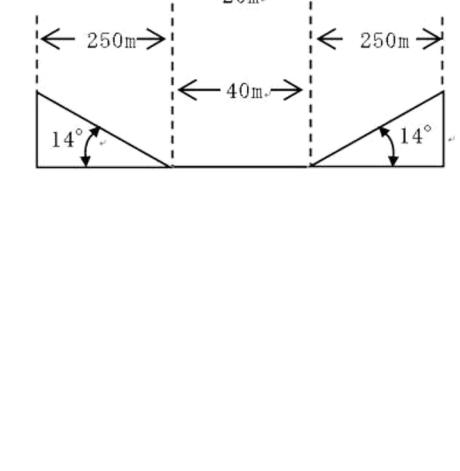
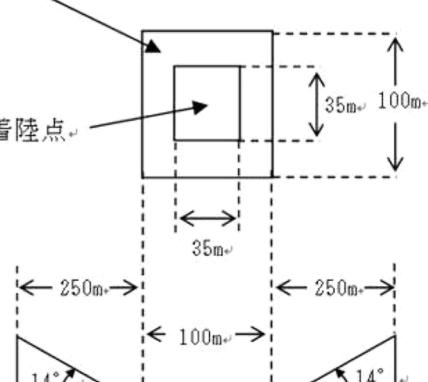


(2) 県及び広島市は、市又は消防本部から出動要請を受けた場合、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に支援又は応援を行うものとする。

6 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである。

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小・ 中型	 <p>広島県防災航空隊 アグスタ AW139</p>  <p>広島市消防航空隊 AS365 N3</p>	 <p>着陸帯</p> <p>着陸点</p> <p>20m 40m</p> <p>250m 40m 14° 14°</p>
	 <p>広島県警察航空隊 AS365 N2</p>  <p>第六管区海上保安本部 広島航空基地 アグスタ AW139</p>  <p>陸上自衛隊 UH-1</p>	 <p>着陸帯</p> <p>着陸点</p> <p>35m 100m</p> <p>250m 100m 14° 14°</p>
大型	 <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MCH-101</p>	 <p>着陸帯</p> <p>着陸点</p> <p>35m 100m</p> <p>250m 100m 14° 14°</p>

(2) 臨時ヘリポートの準備

災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。

また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。

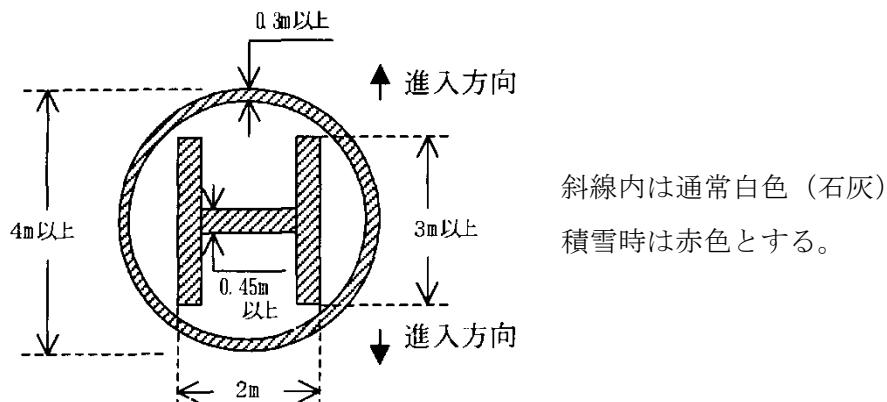
イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。

ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。

エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。

オ 着陸地点には次図を標準とした（H）を表示する。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

キ 臨時ヘリポートの使用に当たっては、災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡すること。

(3) 臨時ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合をさけることとする。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

この計画は、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）が行う自衛隊の災害派遣要請について必要事項を定めることを目的とする。

2 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、指定地方行政機関、地方公共団体、及び指定地方公共機関等の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に要請者が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第83条及び基本法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1)被害状況の把握及び通報
- (2)遭難者等の捜索・救助
- (3)消防
- (4)水防
- (5)人員及び救援物資の緊急輸送
- (6)道路及び水路の障害物の啓開
- (7)応急の医療、救護、防疫
- (8)炊飯及び給水
- (9)救援物資の無償貸付又は譲与
- (10)危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、市長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1)警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- (2)本市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3)現場の被災工作物等の除去等
- (4)本市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続

- (1)要請要求は、市長が直接知事(危機管理監)にする。
- (2)要請に当たっては、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- (3)派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

- ア 要請先及び連絡方法

(ア)陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線 2410

（夜間・土日・祝日等）内線 2440（当直幕僚）

(イ)航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線 2348

（課業時間外）内線 2203（SOC当直）

- イ 要請者連絡先及び連絡方法

(ア)広島県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線 2783～2786

（直通）082-511-6720

082-228-2159

(イ)大阪航空局広島空港事務所三原市本郷町善入寺64-34

電話 0848-86-8650

- (4)災害派遣要請の要求等

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長等）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を

待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ 市長は、前記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

6 災害派遣部隊の受入れ

- (1)自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、市長に、派遣部隊の受け入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と市との連絡に当たる職員を現地に派遣する。
- (2)災害派遣を依頼した場合、市長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア)市における派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署(職員)の指定及び配置(平常時から指定及び配置を含む。)
- (イ)派遣部隊指揮所及び連絡員が市と緊密な連絡をとるに必要かつ適切な施設(場所)の提供
- (ウ)派遣部隊の宿営地及び駐車場等の準備(平常時から宿営地候補地の検討を含む。)
- (エ)派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ)臨時ヘリポートの設定(第3章の2第6節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。)

イ 派遣部隊到着後

- (ア)派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ)他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ)派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

7 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1)部隊の輸送費(民間の輸送力(フェリー等を含む。)を利用する場合及び有料道路の通行を除く。)
- (2)隊員の給与
- (3)隊員の食糧費
- (4)その他の部隊に直接必要な経費

8 災害派遣部隊の撤収要請

- (1)市は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事を通じて自衛隊の撤収を要請する。

(2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第8節 相互応援協力計画

1 方針

地震が発生し、被害が広範囲に及び、市のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や近隣市町、県の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

(1) 知事等に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする職種別人員

ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

オ 応援を必要とする期間

カ その他必要な事項

(2) 他の市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

また、県のあっ旋により、その他の防災関係機関の応援を行う。

(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

市長は、大規模災害により、市の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行うものとする。

(4) 相互応援協定等の締結

市長は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定等を締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

(5) 応援要員の受け入れ体制

災害応急対策を実施するに際して、市外から必要な応援要員等を導入した場合、市長は、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて

可能な限り、準備、あっせんする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(6)被災地への職員の派遣

県及び市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる県及び市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

第9節 救出計画

1 方針

地震による家屋等の崩壊、がけ崩れ及び土石流等により多数の要救出者が発生した場合には、市、県、県警察、第六管区海上保安本部及びその他の防災関係機関等は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現地においては、原則として、市（消防機関を含む。）の長が、救出活動の指揮をとるものとする。

2 被災者の救出

(1) 陸上における救出

ア 消防職（団）員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 市による救出が困難なときは、速やかに警察署に連絡し、合同して救出に当たる。

ウ 前項によつてもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（県及び他の市町に応援要請する場合）

（ア）災害の状況及び応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする期間

（ウ）応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数

（エ）応援を必要とする区域及び活動内容

（オ）その他参考となるべき事項

（自衛隊に派遣要請する場合）

「自衛隊災害派遣要請計画」参照

エ 救護機関及び県警察と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

3 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、市は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア 自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。

イ 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防機関又は警察等に連絡し、早期救出に努める。

ウ 可能な限り、市、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

第10節 医療、救護計画

1 趣旨

地震のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えて、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

2 災害時における実施責任者及び実施内容

- (1) 市長は、地震災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、安芸高田市医師会、安芸高田市歯科医師会及び吉田総合病院その他の医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (2) 市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県及び日本赤十字社広島県支部等に協力を要請する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- (4) 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。
- (5) 安芸高田市医師会は、市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。
- (6) 災害拠点病院・協力病院
 - ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。
 - イ 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、参集する災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）と協力し、患者搬送など必要な対応を行う。
 - ウ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入れやDMA Tの派遣等による医療救護活動の実施に対応する。
 - エ 自院がDMA T活動拠点本部となる場合には、統括DMA Tを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集するDMA Tの支援の下で医療救護活動を実施する。
 - オ 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報を広域災害・救急医療情報システム（以下「EM I S」という。）への登録などにより提供する。

3 医療救護

(1) 基本原則

- ア 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。

安芸高田市は、広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町とで構成する「広島二次保健医療圏」を活動単位とする。

- イ 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- ウ 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

(2) 災害発生初期段階への対応

- ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。
- イ 医療救護班の出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- ウ 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。
- エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。
- オ 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。
- カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。
- キ 住民の健康管理及び被災後の二次的な健康被害を予防するために、府内の保健師・栄養士は災害の規模や被災状況等に応じ、早期に参集し保健活動拠点の設置・体制を整え公衆衛生活動を実施する。

(3) 災害発生後中期以降への対応

- ア 市は、必要と認めた場合には、避難所その他必要と認める場所に救護所を設置する。
- イ 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。
- ウ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

4 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請

- (1) 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を受けるため、必要に応じて、医師、看護師等により組織する災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）の派遣を要請する。
- (2) D P A Tの受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

5 公衆衛生活動

(1) 災害時公衆衛生チーム

- ア 県は、公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。
- イ 市で十分な公衆衛生活動ができない場合、県に依頼し、県は、県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。
- ウ 県は、調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。
- エ 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

(2) 子ども支援チーム

- ア 災害時の子どもの心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織する子ども支援チームの派遣を要請する。
- イ 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。
- ウ 学校、保育所及び幼稚園等、子どもの支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により、子どもの心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

(3) 保健師

- ア 統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。
- イ 市保健師は被災地域及び避難所等での被災者を中心とした住民の健康管理等の公衆衛生活動を実施する。
- ウ 県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動すると共に、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

6 医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保

(1) 震災発生後初期段階への対応

- ア 市及び県は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等の確保に努めるものとする。また、県は、重篤患者の救命に必要な医薬品等については、特に災害拠点病院・

協力病院への備蓄を推進するものとする。

イ 備蓄医薬品等の管理については、備蓄先医療機関又は安芸高田市医師会又は県医師会等に協力を依頼するものとする。

(2)震災発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、県薬剤師会、県医薬品卸協同組合等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

なお、あらかじめ関係業者等と十分協議し、調達の方法等について協力を得るよう努めるものとする。

7 救急搬送の実施

(1)負傷者の医療機関への搬送は、原則として市が実施する。

(2)救護所から医療機関へ搬送する場合で、市が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

(3)緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプター等により行う。

8 救護所設置の広報

市は、救護所を開設した場合には、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

9 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

10 助産

(1)原則として医療救護に準ずる。

(2)災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。

ア 助産の対象となる者

災害発生の以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため、助産の方途がなくなった者

イ 助産の範囲

分べんの介助、分べん前後の処置、衛生材料の支給。

ウ 助産の期間

分べんした日から7日以内。

11 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第11節 消防計画

1 方針

市は、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

2 消防活動体制の整備

(1) 市等は、地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・事業所等に周知しておくこととする。

ア 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

地震により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

(2) 市等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 地震発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防長又は消防署長は、消防職員を指揮し、消防団は消防長又は消防署長の所管のもとに行動し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、安芸高田警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりつつ、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- カ 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

4 事業所等（研究室、実験室を含む。）の活動

消防長は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

(1) 火災予防措置

LPガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

LPガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- イ 警察及び消防機関等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。
- ウ 立入禁止等の必要な措置を講ずる。

5 相互応援協力体制

市等は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（昭和62年10月1日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

6 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第12節 水防計画

1 方針

地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は地震発生時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

2 応急対策

(1) 河川、ダム、ため池等の管理者

ア 地震の発生に起因して堤防、ダム、ため池等の破損による洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第29条による避難のための立退の指示を行う。

なお、水防管理者が立退きの指示を行う場合は、その旨を安芸高田警察署長に通知する。

イ 河川、ダム、ため池、水門及び樋門等の管理者は、地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

(2) 水防管理団体

水防管理団体は、地震発生後直ちに区域内の河川、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、水門、樋門及びこう門の操作その他適宜に水防活動を行う。

(3) その他

その他応急対策の実施は、「安芸高田市水防計画」に定めるところによる。

3 水防活動の応援要請

(1) 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請する。

(2) 水防管理者は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第13節 危険物等災害応急対策計画

1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、地震発生時には、自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、地震の発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努め、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

2 危険物災害応急対策

関係行政機関は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、地震による災害の発生を阻止するため次の措置を行う。

(1) 市

ア 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

（ア）危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

（イ）危険物の流出、出火、爆発等の防止措置

（ウ）危険物施設の応急点検

（エ）異常が認められた施設の応急措置

イ 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 県

関係機関と密接な連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(3) 県警察

危険物に係る火災等の災害が発生した場合、又は危険物施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、消防機関等と連携して、次の措置を行う。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限、禁止等の措置

ウ その他状況により必要と認められる応急対策

3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

関係行政機関は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める高圧ガス並びに火薬類取締法に定める火薬

類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所に対し、地震による災害の発生を阻止するため次の措置を実施する。

(1) 市

施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 県（県から事務を移譲された市町を含む）、中国四国産業保安監督部

関係機関と連絡をとり、施設の使用停止、高圧ガスの移動停止又は火薬類の運搬停止等の緊急措置を講ずる。

(3) 県警察

高圧ガスの漏出、火災、爆発及び火薬類の爆発等の災害が発生した場合、又は高圧ガス及び火薬類に係る災害の発生のおそれがある場合には、消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限、禁止等の措置

ウ その他状況により必要と認められる応急対策

4 毒物劇物災害応急対策

関係行政機関は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため、次の措置を実施する。

(1) 市

県、県西部保健所、安芸高田警察署と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には、施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連携をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を行い、災害の発生及び拡大等を防止する。

(2) 県

関係機関と密接な連携をとり、毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置及び流出漏洩事故等の発生した場合は、その事業所に対し、当該毒物劇物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

(3) 県警察

毒物劇物に係る流出漏洩事故等が発生した場合、又は毒物劇物関係施設に及ぶおそれのある火災等が発生した場合には、消防機関等と連携して、次の措置を行う。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立ち入り制限又は禁止等の措置

ウ その他状況により必要と認められる応急対策

第14節 警備、交通規制、交通確保計画

1 方針

地震発生時における住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察の所管にかかる警備活動の実施に協力する。

また、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止する。

さらに、道路管理者等その他の関係機関においても、障害物の除去等を行い、交通確保に努める。

2 警備対策

「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」の定めるところにより、安芸高田警察署等が行う警備対策との密接な連絡、連携を図る。

3 交通規制・交通確保対策

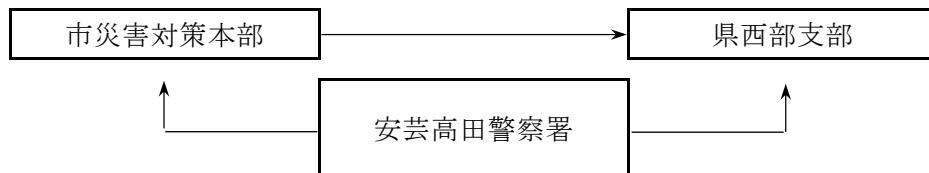
市は、震災時の円滑な道路交通を確保するため、安芸高田警察署及び各道路管理者と協力し、適切な交通対策を講ずるものとする。

(1) 災害時における交通の規制

ア 市は、道路の被害及び交通状況の把握を行い、それぞれの道路管理者と連携を密にし、応急対策を的確かつ円滑に行うために必要と認めるときは、関係機関及び安芸高田警察署に通報し、区域又は区間を指定して車両の通行禁止又は制限等交通規制の措置を講じる。

イ 市は、交通規制を実施したときは、速やかに規定の標識を立てるとともに、適當なう回路を表示するなど、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

ウ 市は、交通規制等を行ったときは、次の系統により、禁止制限の種別と対象、規制する区間・期間・その理由、う回路とその他の状況を報告又は連絡する。



エ 被災地区に交通規制の処置がなされた場合、規制の内容等をお太助フォン等により住民に周知するものとする。

(3) 交通確保対策

ア 道路交通確保の実施体制

道路管理者、県公安委員会は、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て、道路交通の確保を行う。

イ 緊急交通路の確保

(ア)緊急交通路の確保は、市をはじめとする道路管理者及び安芸高田警察署が協力して行う。

(イ)緊急交通路については、一般車両の通行を規制する。

(ウ)緊急交通路の上の障害物は優先的に除去するとともに、亀裂等の被害を受けた道路は速やかに復旧し、緊急通行の確保に努める。

ウ 道路施設の復旧

道路管理者は、建設業団体等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

エ 交通安全施設の復旧

県公安委員会は、緊急通行路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先し、交通安全施設の応急復旧を行う。

オ 路上の障害物除去等

道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

(ア)道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

(イ)指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

(ウ)車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

(エ)土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

(オ)損失補償

道路管理者は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

(3)緊急通行車両の確認等

被災者の人命救助等の目的で、負傷者や医薬品等の物資を緊急に搬送又は輸送する必要が生じた場合は、事前の届け出に基づいて、県公安委員会から公布されている「緊急通行車両確認標章」を安芸高田警察署に提出し、緊急通行車両の標識及び証明書の交付を受け、災害時の救急活動等を迅速に行うものとする。

第15節 輸送計画

1 方針

地震が発生した場合には、市、県及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関又は運送業者等の保有する車両等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- (1)被災者
- (2)災害対策要員
- (3)救助用物資・資機材
- (4)救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- (5)食料、飲料水、生活必需品等
- (6)応急復旧用資機材
- (7)その他必要な人員、物資等

3 輸送車両等の確保

(1)市は、あらかじめ定める地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

(2)市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県にあっせんを要請する。

- ア 輸送区域及び借上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両等の燃料の給油場所及び給油予定量
- カ その他必要事項

第16節 避難対策計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

この計画では、指定避難所の運用について定める。

2 指定避難所の管理運営

(1) 指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自動的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

(2) 市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(3) 指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。

ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、災害対策本部へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援体制の確保のため、保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難所開設当初からパーテイションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。

エ 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

オ 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 県及び市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

キ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ケ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者へ

の相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

サ 市は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援の係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

ス 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

3 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

4 県への報告

市が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

- (1)開設の日時
- (2)開設の場所
- (3)受入れ人員
- (4)開設期間の見込み
- (5)その他必要と認められる事項

5 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防

災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

6 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び市は、市民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第17節 広報・被災者相談計画

1 方針

地震発生時においては、被災地や隣接地域の住民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報し、住民の不安解消、また、被災者の生活再建等の支援に努めるとともに、住民自らの適切な判断により、無用の混乱を排除するよう配慮する。

なお、住民への情報伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、住民の動向と要望を把握する。

2 広報活動

市、消防本部及び安芸高田警察署は、他の防災関係機関と緊密な連携の下に、災害発生直後には、パニック、余震、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(1) 広報の内容

ア 災害発生直後の広報

- (ア) 地震に関する情報(余震に関する情報を含む。)
- (イ) 避難に関する情報(避難場所、避難指示等)
- (ウ) 医療、救護所の開設に関する情報
- (エ) 災害発生状況に関する情報
- (オ) 出火防止、初期消火に関する情報
- (カ) 二次災害防止に関する情報(デマの防止、電気・ガス・水道等の措置)
- (キ) その他安心情報等必要な情報

イ 応急復旧時の広報

- (ア) 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- (イ) 電気、水道、下水道の復旧に関する情報
- (ウ) 交通機関、道路の復旧に関する情報
- (エ) 電話の利用と復旧に関する情報
- (オ) ボランティア活動に関する情報
- (カ) 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- (キ) 臨時相談所に関する情報
- (ク) 被災建築物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報
- (ケ) その他生活情報等必要な情報

(2) 広報の方法

- ア お太助フォンによる広報
- イ 窓口による広報
- ウ 広報車、ハンドマイク等による広報
- エ 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- オ ビラ配布等による広報
- カ 自主防災組織、自治会組織等を通じての連絡
- キ 県に対する広報の要請
- ク 報道機関への情報提供、放送要請
- ケ 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- コ インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- サ 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- シ 繁急速報メールの活用

(3) 広報体制の充実

- ア 迅速かつ確実な情報の収集、提供を行い、的確な防災活動の実施を図るため、お太助フォンその他の広報設備の整備に努める。
- イ 安芸たかた広域ネットワークシステムやパソコン通信の電子メール、N T T 災害伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「W e b 171」の活用に努める。
- ウ 正確な災害情報を把握し、伝達するため、災害対策本部に災害情報担当を設置し、情報管理の充実を図る。

(4) 放送機関に対する放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市は、知事を通じて依頼する。

3 被災者相談活動

(1) 被災者相談機関

地震災害が発生したときには、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

(2) 相談方法

- ア 被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。
- イ 必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

ウ 相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

4 安否情報の提供

県又は市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第18節 住宅応急対策計画

1 方針

地震が発生し、災害救助法が適用された場合には、市長は知事と協力して、被災者を受け入れるための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じるものとする。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1項第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与(仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ)
- (2) 災害救助法第4条第1項第7号に規定する被災した住宅の応急修理
- (3) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等
- (5) 被災建築物応急危険度判定の実施
- (6) 被災宅地危険度判定の実施

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅(応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。)及び施設の確保に努めるものとする。市長は、これに対して協力する。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき市長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について市長に委任したときは、市長が実施する。
- (4) 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。
支援が必要と認める場合は、知事に支援を要請する。

4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

(1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流失、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の供与の期間

応急仮設住宅の供与の期間は、特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事自ら実施するものとする。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(4)応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き、知事が決定するものとする。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合、利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市長に実施を指示し市長が実施するものとする。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は、市長の協力を得て知事自ら実施するものとする。

(1)住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

イ 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

ウ 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

オ 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理**ア 対象となる者**

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

イ 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

ウ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて知事が決定する。

エ 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行うこととする。

オ 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

6 公営住宅の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の適用があるものについて、受け入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、市内の公営住宅の一時的目的外使用許可による受け入れ施設の提供も考慮する。

7 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア)建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（「以下「建築判定実施本部」という。）の設置

(イ)建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

(ウ)建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(エ)応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

(オ)建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ)建築判定資機材の調達、備蓄

(キ)その他必要な事項

イ 知事は、市からの要請に対し的確な支援を行う。

ウ 市は、県による必要な判定用資機材の備蓄に協力する。

(2)判定実施の事前準備

ア 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておくものとする。

イ 県及び市は、地震被害に備え、市は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(3)応急危険度判定の実施

ア 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市からの支援要請があったときは、建築判定支援本部を設置し、必要な支援を行う。

ウ 市及び県は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

エ 市及び県は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

オ 県は、所定の建築判定用資機材が不足する場合には、市に代わって、これを調達する。

(4)県と市の連絡調整等

ア 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとす

る。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を隨時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

8 被災宅地危険度判定

地震により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定(以下「宅地判定」という。)を実施する。また実施のための事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 市は、的確な宅地判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

- (ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
- (イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- (ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準
- (エ) 初動体制整備のための被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)の養成、確保
- (オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (カ) 判定資機材の調達、備蓄
- (キ) その他必要な事項

イ 知事は、市からの要請に対し的確な支援を行う。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 市長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

イ 市長は宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 市長は、地震の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。

ウ 被災の規模等により市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

エ 県及び市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、市に代わってこれを調達する。

(4) 県と市の連絡調整

ア 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告とともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

(5) 国及び他都道府県に対する支援の要請

知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるとときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し宅地判定実施のための支援を要請することができる。

第19節 食料供給計画

1 方針

市は、地震災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

- (1) 市長は、地震時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- (2) 市長は必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

3 実施方法

- (1) 市長は、災害時における食料(米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等)の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。
なお、炊き出しは、市が開設する避難所内又はその近隣において実施する。
- (2) 市長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。
- (3) 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。
- (4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4 食料供給の適用範囲及び期間

- (1) 避難所に受入れされた者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者(医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所している者も含む。)
- (4) 旅館やホテルの宿泊人及び前記(2)、(3)の住家への宿泊人、来訪者
- (5) 被災地内に停車、停船した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者
- (6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 用途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第20節 給水計画

1 方針

地震災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、県、市、水道事業者及び水道用水供給事業者は飲料水の確保及び供給に努めるものとする。

2 事前対策

- (1)市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震災害に備えて、浄水場、幹線管路等基盤整備施設の耐震化、老朽管路の更新、バックアップ機能の強化等水道施設の耐震性の向上に努める。
- (2)緊急時の給水を確保するための配水池の増強や応急給水拠点の整備等水道システム全体としての安定性の向上に努める。
- (3)地震災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法等を明確にした計画の策定及び訓練の実施などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。
- (4)医療機関等に対する給水については、十分配慮しておくものとする。

3 実施責任者

地震災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事（知事が実施を委任した場合は市長）	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

なお、災害救助法等が適用される前において、水道により水を供給しているときは、その水道事業者等が供給の責務を有する。

4 給水の基準

(1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合は延長でき

る）の期間供給する。

(2) 感染予防及び感染症の患者に関する法律による給水

感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して1人1日20リットル程度を停止期間中供給する。

(3) 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者等に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

3 実施方法

(1) 水道事業者等

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、市と連携し、次の措置を講ずる。

ア 給水車、給水船等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機

関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 净水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。

ウ 給水用資機材の調達を行う。

エ 関連事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。

オ 飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接する水道事業者等又は県に応援を要請する。

カ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

(2) 市

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

ア 給水車等による応急給水を実施する。特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

イ 净水場、配水池、避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。

ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。

エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

オ 給水用資機材の調達を行う。

カ 関連事業者の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。

キ 市のみでは、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、近隣市町又は県に応援を要請する。

ク 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

ケ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

コ 遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

第21節 生活必需品等供給計画

1 方針

市は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

市及び県は相互に協力し、被災者に対し生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

2 実施責任者

- (1) 市長は、災害救助法が適用された場合、知事の補助者として生活必需品を被災者に給与又は貸与する。
- (2) 同法第30条の規定により、市長が知事より生活必需品等の給与又は貸与の権限を委譲されたときは、市長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

地震により住家に被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水）を受け、日常生活に欠くことができない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者。

(2) 適用期間

災害の発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

(3) 生活必需品等の範囲

- ア 寝具（毛布等）
- イ 外衣（ジャージ等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）
- エ 身の回り品（タオル、サンダル等）
- オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）
- カ 食器（コップ、皿、箸等）
- キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタシク、生理用品、紙オムツ等）
- ク 光熱材料（LPGガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

4 実施方法

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

第22節 救援物資の調達及び配送計画

1 方針

県内で大規模な災害が発生し、市町単独での物資の確保が困難な場合に、県は、市町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市町の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

2 物資の調達及び受入体制

(1) 市

ア 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

イ 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

ウ 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努める。

(2) 県

ア 市町から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市町へ供給する。

イ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売事業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

ウ 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国5県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

エ 災害により救援物資輸送拠点が使用出来ない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から要請があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

3 物資の輸送

(1) 県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

(2) 県は、広島県トラック協会等に対して、県や市町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

(3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、市町等への報告に努めるものとする。

(4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

第23節 防疫計画

1 方針

市及び県は、地震災害発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延防止のための防疫活動を実施する。

2 防疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。

このうち、①、②及び④については、知事が感染症患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・まん延防止が困難な場合は、知事の指示により市が実施する。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条項	対象
①病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の確保に関する法律（以下、「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新型インフルエンザ等感染症
②病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	新感染症 指定感染症
③生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
④ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
⑤病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症
⑥病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	新感染症 指定感染症

(2) 防疫活動

ア 市は、県の指示に基づき、清掃・消毒、ねずみ・ハエ・蚊等の駆除、飲料水等の家

庭用水の供給を実施する。

イ 市は、避難所における防疫を実施する。

(3)被害の状況報告

市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを「第4節災害情報計画」により県に報告する。

(4)防疫計画の作成及び報告

市長は、県の指示に基づき防疫計画を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

第24節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

地震時において死亡者が発生した場合、市、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

2 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、災害救助法施行細則の適用基準に従い、市長は知事の補助者として消防本部、消防団、安芸高田警察署及びその他の関係者の協力のもとに適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を委任したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

3 遺体の取扱い

- (1) 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。
- (2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。
- (3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材(水、電気、手袋、エプロン等)の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。
- (4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。
 - ア 感染症の予防等に配意し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
 - イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

4 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になつた場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1)身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2)身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
 - ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
 - イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
 - ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第25節 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

地震によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障がないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、地震により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、地震により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、地震により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整のうえ、応急復旧工事を実施する。

なお、高速道路については、緊急交通路としての機能を確保するため、上下線各1車線の確保にむけて最大限の努力をする。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川

河川管理者は、地震により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

市及び県は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

市、県及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共・公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共・公益施設については、緊急度に応じて速や

かに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

県、市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第26節 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

1 方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

2 電力施設の応急対策

(1) 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(2) 震災時における危険防止措置

地震災害時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助に関わる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

(5) 広報サービス活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

3 ガス施設の応急対策

(1) 一般ガス事業

ア 実施責任者

一般ガス事業者

イ 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車による緊急巡回点検及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

ウ 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、導管網をロック化し、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

エ 要員及び資機材等の確保

(ア)復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、単独復旧が困難な場合には、「非常事態における応援要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ)復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、資材メーカーに融通を依頼する。

オ 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(2)ガス小売事業

ア 実施責任者

ガス小売事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

ウ 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

(3)液化石油ガス販売事業

ア 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

4 水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

5 下水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

下水道管理者

(2) 緊急調査、緊急措置の実施

地震発生後、速やかに下水道施設の被害状況を把握するとともに、大きな機能障害につながる二次災害の未然防止に努め、大きな二次災害につながる危険があると認められる被害に対しては、緊急に措置を行う。

(3) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

エ 災害発生後速やかに各施設の点検を行い、被害調査を行う。

オ ポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、発電機又はエンジン排水ポンプにより、機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対処する。

カ 管渠の被害に対しては、被害の程度に応じて応急措置を実施する。

キ 工事中の箇所については、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指導監督を行う。

(4) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等を住民に周知するため、適切な広報を実施する。

(5) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

第27節 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めるこ
とを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置
を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を
検討する。

3 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するた
めの必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急
措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第28節 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

市は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

また、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は、市町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市町の支援を行う。

市及び県の役割

市	県
<ul style="list-style-type: none"> ・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・仮置場の設置運営 ・廃棄物の運搬・処分等 ・県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・被災市町への事務支援、人的支援 ・被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

加えて、ボランティア、N P O等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、N P O等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止 に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

(6) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスターplanや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。

併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市町に代わり廃棄物処理を行う場合は、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第29節 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって市民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、安芸高田市危機管理マニュアル（水質汚濁事故対マニュアル、大気汚染対応資料）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壤、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）（令和5年4月環境省）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発時の措置の実施を円滑に行うため、安芸高田市危機管理マニュアル及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第30節 ボランティアの受入等に関する計画

1 目的

市及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入れ体制

市は、災害時において、災害対策本部を設置した際には、安芸高田市社会福祉協議会が設置する安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。

安芸高田市社会福祉協議会が設置する安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターは、広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまN P Oセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市町被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

(2) 市災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター等に対して、情報提供等の支援を行う。

(3) 安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや安芸高田市災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受け入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

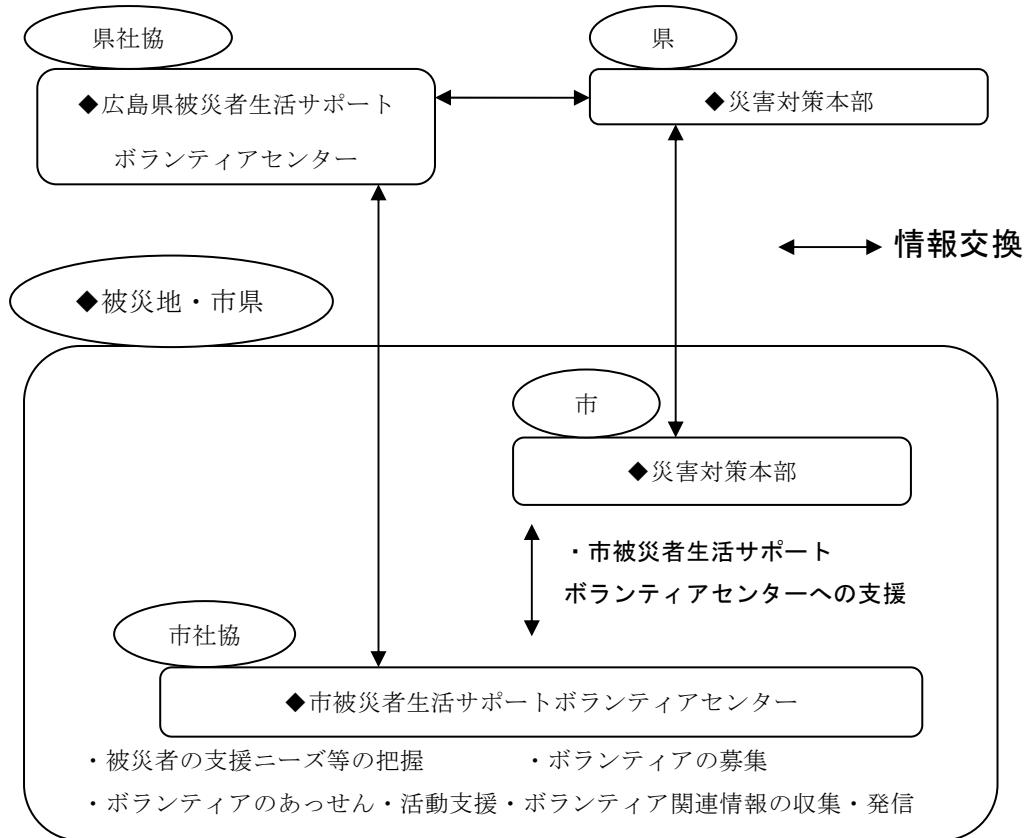
災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。



(4) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議

会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

3 専門ボランティアの受入れ等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの施設の一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材の貸し出しを積極的に行い、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

5 災害情報等の提供

市は、安芸高田市被災者生活サポートボランティアセンター等へ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

6 ボランティアとの連携・協働

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O・N G O等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

7 市町被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市町被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

8 ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

第31節 文教・保育計画

1 方針

市は、地震発生時において、園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、地震発生後の生徒等の不安感の解消に努めるとともに、保育・学校教育の万全を期するため、保育施設、教育施設、教材等を早期に確保し、応急保育・教育の円滑な実施を図る。

また、地震発生時において学校・保育園や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

2 避難対策

(1)学校・保育園の管理者

ア 市立学校

市教育委員会

イ 県立学校

県立学校長

ウ 私立学校

私立学校長

エ 保育園

施設長

(2)休業等の実施

学校及び保育園の管理者は、地震災害が発生した場合又は地震災害の発生により被害が拡大する恐れのある場合は市長との連絡調整により情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、地震情報及び通学経路の状況について十分に注意するとともに、保護者への連絡を行い必要に応じて保護者又は職員同伴で帰宅させる。

(3)避難の実施

学校及び保育園の管理者は、災害が発生した場合又は市長が避難の指示等を行った場合には、避難計画に基づいて生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。また災害発生後、生徒等を保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡を取り生徒等を引き渡すとともに、保護者と連絡が取れない等の理由により生徒等の引き渡しができない場合は、学校等において保護するものとする。

3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努める。

4 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

ア 応急教育の実施責任者

(ア) 市立学校

市教育委員会

(イ) 県立学校

県立学校長

(ウ) 私立学校

私立学校長

イ 応急教育の実施場所

(ア) 応急教育を実施するため、応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

(イ) 応急教育実施場所がその市内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会（私立学校にあっては知事）がその確保のためあっせんに当たる。

ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実状に即した方法により実施する。

(ア) 生徒等、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

(イ) 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民等の協力を求める。

(ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に生徒等及び保護者に連絡する。

(エ) 生徒等を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

なお、二部授業を行う時は、市立学校にあっては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により市教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。

(オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

(カ) 児童、生徒の登下校時における安全の確保に努める。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

市教育委員会及び私立学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会に協力を得てその確保に努める。

イ 教科書等学用品の支給

知事は、災害救助法を適用した場合は、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り次により調達し、支給する。また、知事がその実施を市長に委任した場合は、市長が実施する。なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒。

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（県又は市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定期等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材・・・給与に要した実費
- b 文房具及び通学用品・・・災害救助法施行細則に定めるところによる。

(エ) 支給申請の期限

- a 教科書及び教材・・・1か月以内
- b 文房具及び通学用品・・・15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、応急教育の実施責任者は、県教育委員会（私立学校にあっては知事）にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会（又は知事）は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努める。

(4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、設置者（県立学校にあっては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

イ 設置者（市教育委員会又は県教育委員会）は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等について指示する。

ウ 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては、感染症のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 通学道路等の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するため、市長は関係者と緊密な連携をとり次のような対策を講ずる。

ア 通学バス等により通学を行っている地区においてこれらが運行不能となった場合、臨時の寄宿舎の開設等これに代わり得る措置を講ずる。

イ 災害危険箇所（積雪時のなだれ、水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため市町長は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

ウ 災害により通学不能又は困難が當時予想される地区については、季節的な寄宿舎の設置等も考慮する。

エ 道路等の交通確保等については第3章の1第17節交通、輸送応急対策計画において記述する。

(6) 高等学校生徒等の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業や地域における救援活動及び応急復旧等に協力するよう要請する。

5 応急保育対策

(1) 応急保育の実施場所

被災の程度等に配慮し、市内の他の公共施設も含め選定する。需要増加、長期化等により施設の確保が困難な場合は仮設も検討する。

(2) 応急保育の方法

応急保育は施設の状態、職員、児童及び家族の被災の程度、道路等の復旧状況を考慮して、実状に即した方法により実施する。

ア 保育時間

所長は、開所、閉所時間を状況に応じて社会福祉課と協議し、児童の安全を図る。

イ 保護者との連絡

児童の登所、降所については、保護者と緊密な連絡を取り安全を確保する。

(3) 職員の措置

職員の被災などにより通常の保育が行えないときは、必要に応じて臨時職員を隨時派遣し保育を行う。

6 学校等が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校等の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

(2)学校等の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について市と必要な協議を行う。

7 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

(1)公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、市長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

(2)公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市と必要な協議を行う。

8 文化財に対する対策

(1)文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告する。

(2)市教育委員会は、市指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。

(3)国指定等及び県指定の文化財について県教育委員会から指示があった場合には、市教育委員会は、その指示に基づいて必要な措置を講じる。

第32節 災害救助法適用計画

1 目的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は、市長が住民、団体等の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定めるものとする。

2 災害救助法の適用

(1) 趣旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、「障害物」という。）の除去

(2) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。

（同法第2条第1項に定める適用）

（ア）市区域内の住家滅失世帯数が災害救助法適用基準（表1）の「1号基準世帯数」以上であること。

（イ）県区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市区域内の住家滅失世帯数が災害救助法適用基準（表1）の「2号基準世帯数」以上であること。

（ウ）県区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市区域内の住家滅失世帯

数が多数であること。

- (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不能になつた世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

表1 災害救助法適用基準

区分 市名	人口	1号基準世帯数	2号基準世帯数
安芸高田市	26,488人	50世帯	25世帯

注：令和2年10月1日現在 国勢調査人口

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいづれかの災害対策本部(特定・非常・緊急)を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

(イ) 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 市における災害が前記(2)のいづれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県に情報提供する。

イ 県は、市町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、国(内閣府)から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国(内閣府)へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

ウ 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対象	期間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に受け入れられた者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大する恐れのある者 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 災害発生の日から10日以内に完了 ・日常生活に必要な最低限度の部分の修理 災害発生の日から3か月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)
学用品の給与	住宅が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内
埋葬	災害の際死亡した者 (実際に埋葬を実施する者に支給)	災害発生の日から10日以内

遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認められる期間以内

救助の種類	対象	期間
実費弁償	災害救助法施行令第4条 第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(5) 市長への委任

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長に委任する。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市の行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の搜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第4章 災害復旧計画

第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

1 方針

県及び市は、被災者の生活再建及び生業回復のため、住民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。

また、各種の支援措置等を早期に実施するため、市においては、罹災証明の交付体制を確立させるものとする。

なお、市は、災害により、市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

2 各種調査の住民への周知

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3 罹災証明書の交付

市は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

- (1) 市長は、被災状況を調査のうえ、罹災台帳（別表1）を作成し、保管しておくものとする。
- (2) 市長は、罹災者から申請があったときは、次のとおり、罹災証明書（別表2）を交付する。
- (3) 罹災台帳と照合して被災の事実を確認したときは、罹災証明書を作成し当該申請者に交付する。

罹災証明書の交付について被災状況が確認できないときは、本人の申告により仮証明書を交付することができる。この場合、調査確認したときは、罹災証明書に切り替え交付するものとする。

- (4) 罹災証明書の交付の申請は、罹災証明書交付申請書（別表3）により行うものとする。

【別表1】 罹災台帳 (整理番号 号)

罹災場所					物件所有者						
災害の原因					避難場所						
罹 災 者	住所又は所在地 電話 () -					法人名 (代表者)					
						現況				その他 健在 軽傷 重傷 死亡	
	続柄	氏名	性別	生年月日							
	1										
	2										
	3										
4											
5											
罹 災 状 況	住 家	住 家	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 全壊 (流失・全焼) <input type="checkbox"/> 半壊 (半焼) <input type="checkbox"/> 一部損壊			<input type="checkbox"/> 床上浸水 (cm) <input type="checkbox"/> 床下浸水 (cm) <input type="checkbox"/> その他					
			長さ×高さ×幅 <input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 埋没 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> その他								
	その他										
備考											
罹災日	令和 年 月 日 時 分				調査員の職・氏名 印						
調査日	令和 年 月 日 時 分										

【別表2】

証明書番号 第 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	---------------

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

安芸高田市長

印

※ただし、住家の被害認定調査を行った結果、証明内容に変更が生じた場合には、後日、調査結果に基づく罹災証明書を発行します。その場合、この罹災証明書は無効となります。

【別表3】

年 月 日

安芸高田市長様

罹災証明書交付申請書

申請者 (窓口に来 たる者)	住所 氏名
----------------------	----------

罹 災 者	住所又は所在地
	氏名又は名称
	備考

罹 災 事 項 状 況	災害原因			罹災年月日	
	罹災場所				
	建 物	住 家 非 住 家	<input type="checkbox"/> 全壊（流失・全焼）	<input type="checkbox"/> 床上浸水（cm）	
			<input type="checkbox"/> 半壊（半焼）	<input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 床下浸水（cm）
				<input type="checkbox"/> その他	
	罹 災 事 項 状 況	土 地	<input type="checkbox"/> 全壊（流失・全焼）	<input type="checkbox"/> 床上浸水（cm）	
			<input type="checkbox"/> 半壊（半焼）	<input type="checkbox"/> 床下浸水（地面からcm）	
その他					

4 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

5 各種支援措置等（制度の概要等は附属資料へ掲載）

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ 国税及び地方税の減免等

(2) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、市は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努める。

災害融資制度は、次のとおり（詳細は附属資料に掲載）である。

関係法令等	貸付金の種類
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金（災害等資金） 林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱	農業災害等特別対策資金 漁業災害特別対策資金
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
緊急生活安定資金貸付制度要綱	緊急生活安定資金
災害弔慰金の支給等に関する法律	災害援護資金
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）
母子家庭等緊急援護資金貸付制度要綱	母子家庭等緊急援護資金（生活安定資金）
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金（甲種、乙種） 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
広島県県費預託融資制度要綱	緊急対応融資（セーフティネット資金）
独立行政法人住宅金融支援機構法	災害復興住宅融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金

6 市内諸団体の資金の充実

市内の公共的団体と協力して民生金庫の設置等により災害資金制度の充実を図る。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするため、市は関係行政機関と連携し、被災者に対する各種支援、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策等各種支援策を実施し、被災者の生活確保に努める。

2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

関係行政機関は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

(1) 市

- ア 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

(2) 県

- ア 価格及び需給動向の監視及び情報の提供
- イ 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る要請
- ウ 著しい物資の不足あるいは価格の上昇等がある場合の必要事項の調査及び不当な事業活動が認められた場合の是正指導

3 被災者等に対する生活相談

県及び市は相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。

また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努める。

第4節 施設災害復旧計画

1 基本方針

- (1) 市は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し短期間で完了するよう努める。
- (2) 災害復旧については再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行うなど施設の向上に配慮する。
- (3) 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 復旧計画

- (1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図ることを目途とする。

- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

道路法（昭和27年法律第180号）

河川法（昭和39年法律第167号）

砂防法（明治30年法律第29号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

森林法（昭和26年法律第249号）

海岸法（昭和31年法律第101号）

港湾法（昭和25年法律第218号）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）

公営住宅法（昭和26年法律第193号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

壳春防止法（昭和31年法律第118号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1 基本方針

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

2 激甚災害に関する調査

(1) 県

県は、市町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるように措置する。

(2) 市

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第6節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

1 方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分することを目的とする。

2 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、関係機関は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

[関係機関] 県、市、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会、日本放送協会広島放送局等

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、関係機関からなる義援金配分委員会を設置し、適当な配分について協議したうえで、迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、調達する。

イ 個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。

(2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、受付窓口を設置する。

イ 県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等を検討する。

(3) 受入れ体制の広報

円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

ア 必要な物資と必要な数量

イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）

ウ 救援物資の送付先、送付方法

エ 一方的な救援物資の送り出しあは行わないこと

オ 個人からの救援物資は受入れないため、義援金での協力を依頼

(4) 救援物資の配分

市は、県との相互の連携のもとに、避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所のニーズに応じた、適正な配分に努めるものとす

る。なお、送付先を避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

(5)個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、(3)ア～エを広報し、物資の確保に努める。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

1 方針

- (1) 市は、市街地の復興に当たり、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指すものとする。
- (2) 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 被災地における市街地の復興

市は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みのプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、市街地開発事業等の実施により市街地を復興する場合、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

3 学校施設の復興

市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

卷 末 資 料

○安芸高田市防災会議条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 169 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、安芸高田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 安芸高田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 45 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 広島県の知事の部内の職員
 - (3) 広島県警察の警察官
 - (4) 市長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者
- 6 前項第 7 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。
- 8 市長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があると認めたときは、前項の規定にかかわらず委嘱を解き、又は解任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、広島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、委嘱を解かれ、又は解任されるものとする。

(委任等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年3月1日から施行する。

附 則(令和7年6月16日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

○安芸高田市防災会議条例施行規則

令和7年7月1日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、安芸高田市防災会議条例(平成16年安芸高田市条例第169号)第5条の規定に基づき、安芸高田市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。この場合において、オンライン(情報通信機器その他の機器を用いて、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。)により防災会議に参加した委員は、防災会議に出席したものとみなす。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者に対して防災会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(書面開催)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が期日を指定して書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の結果とすることができる。

- 2 書面開催とする場合、前条第2項中「委員の過半数が出席しなければ」とあるのは、「委員の半数以上の書面による回答がなければ」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは、「委員の書面による回答」と読み替えるものとする。
- 3 書面開催を行ったときは、会長は議事の結果を委員に報告しなければならない。

(議事の特例)

第4条 防災会議の議案で、一部の特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分)

第5条 会長は、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集することができないときは、防災会議で処理すべき事項について、専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告し、その承認を求める。

なければならない。

3 会長は、第1項に定めるもののほか、防災会議で処理すべき事項のうち軽易な事項について、専決処分することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

○安芸高田市防災会議委員を指名する訓令

平成 16 年 3 月 1 日

訓令第 19 号

改正 平成 18 年 7 月 1 日訓令第 128 号 平成 19 年 3 月 30 日訓令第 41 号

平成 20 年 5 月 12 日訓令第 27 号 平成 21 年 3 月 19 日訓令第 23 号

平成 23 年 3 月 30 日訓令第 11 号 令和 4 年 3 月 30 日訓令第 7 号

安芸高田市防災会議条例(平成 16 年安芸高田市条例第 169 号)第 3 条第 5 項第 4 号の規定に基づき、次に掲げる職にある者を安芸高田市防災会議委員に指名する。

副市長

危機管理監

総務部長

企画部長

市民部長

福祉保健部長

産業部長

建設部長

支所長

教育長

教育次長

議会事務局長

附 則

この訓令は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 1 日訓令第 128 号)

この訓令は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 41 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 12 日訓令第 27 号)

この訓令は、平成 20 年 5 月 12 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 19 日訓令第 23 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日訓令第 11 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 30 日訓令第 7 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○安芸高田市防災会議

ア 設置の根拠

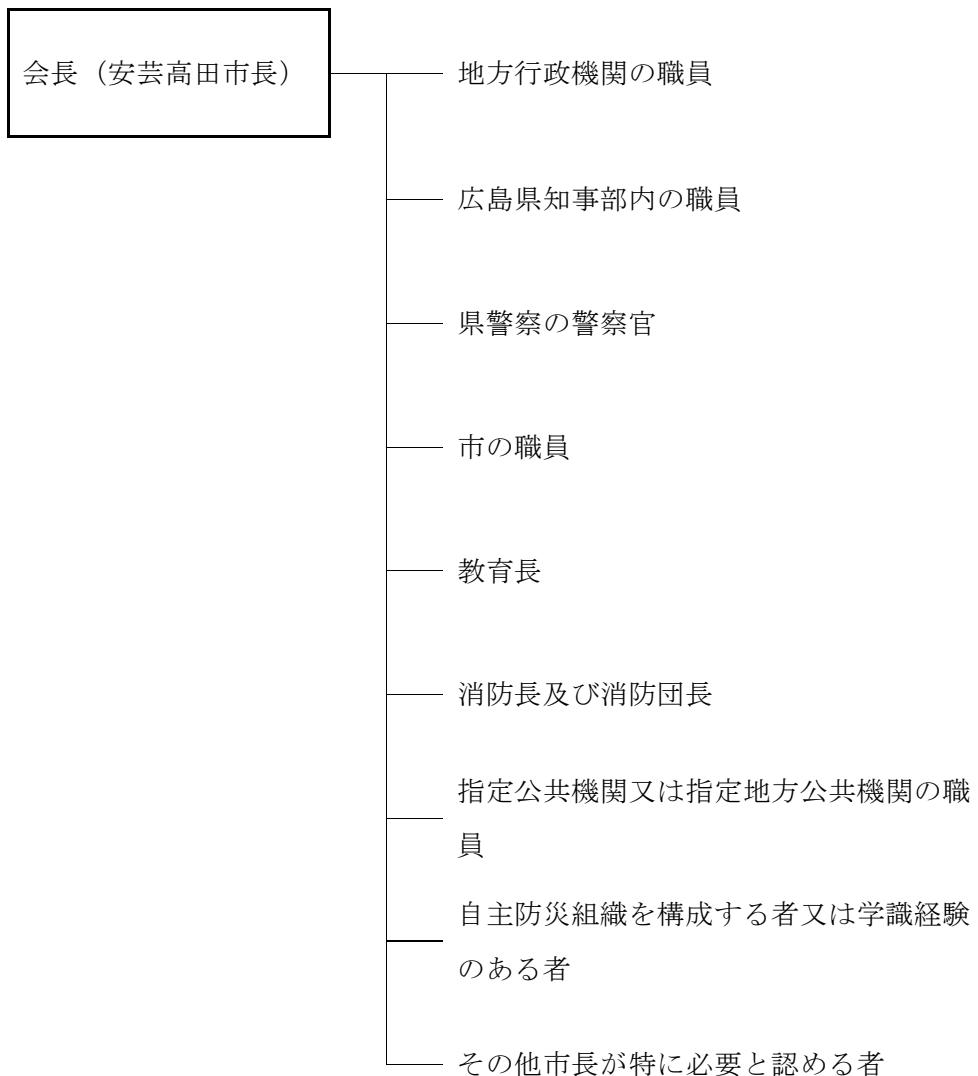
- (ア)基本法第16条第1項
- (イ)安芸高田市防災会議条例

イ 所管事務

- (ア)地域防災計画の作成及びその実施の推進
- (イ)市域における災害情報の把握
- (ウ)その他法律に基づく権限に関する事項

ウ 組織

委員（45人以内）



エ 事務局

安芸高田市防災会議に関する庶務は、危機管理監危機管理課において行う。